

個人小売商世帯において 業計複合体の実態をいかに把握すべきか？

— 満園勇論文を手掛かりとして(1) —

谷 沢 弘 毅

目 次

- (1) 問題の所在
- (2) 満園論文の記述スタイル
- (3) 1930年代の商家経済調査
- (4) 『小売業経営調査』の特性
- (5) 商家経済の体系的把握法
- (6) 要約と含意

(1) 問題の所在

筆者は、2009年に『近代日常生活の再発見』という専門書を出版したが、その第3章に「戦前期東京の個人小売商世帯における業計複合体の形成メカニズム」（以下、谷沢論文と略す）という小売商の家族経済に関する論稿を掲載した。これと同じ問題意識のもとで、満園勇北海道大学准教授は2013年に社会経済史学会編『社会経済史学』誌上に、論文「昭和初期における中小小売商の所得構造」（以下、満園論文）を発表した⁽¹⁾。この論文は、谷沢論文のなかで触れられた東京商工会議所（以下、東商）による『東京市内ニ於ケル小売業経営並ニ金融調査』（以下、『小売業経営調査』）に関して、その個票データを新たに発掘したうえで、谷沢論文で提示された各種の主張を再検討している⁽²⁾。同誌の編集委員会では新たな知見が見つけられたと判断して、査読制を採用する同誌に掲載が許可されたものと推察される。

満園論文は、戦前東京の小売商世帯を家業（＝小売業）部門のみならず家計部門も含めて一つの経済的な複合体（以下、業計複合体という）とみなした考え方を採用するなど、分析アプローチが谷沢論文をかなり意識している。さらに同論文には、新たな資料から得られた新事実が提示されているほか、その分析結果の一部も酷似しているため、筆者にとっては大変に参考になる論文であった。とはいっても同論文を詳細に検討すると、谷沢論文に対する様々な解釈が散りばめられているほか、記述上の不十分な点、検証作業の不十分な点、未解決のままとなっている重要な論点などが混在していることがわかった。そこで今後数回にわたり、これら各種の疑問点を現時点で入手できる情報のもとで再整理することによって、できるだけ個別に解明していくことと

したい。

初回の本稿では、とりあえず①満菌論文の作成上で採用されている記述スタイルを整理したうえで、②同論文で使用している『小売業経営調査』の統計特性を、当時の政策・統計調査事業や租税制度のなかで位置付けるほか、同データの信頼性も具体的に検討する。これらから得られた情報を手掛かりとして、③『小売業経営調査』を分析する際の中核的な概念として、筆者が独自に開発した商家経済体系（つまり統計的把握方法）を再提示し、あわせて満菌論文の分析概念を再検討していく。通常、この種の議論を十分に理解するには、読者側に満菌論文、谷沢論文を事前に読むことを求めたいが、煩雑さを避け予備知識のない読者でも容易に理解できるように、関連部分の引用や周辺情報を補足しつつ説明することを心掛けていく。とはいえ本シリーズは、単なる問題点の解明にとどまるのではなく、あくまで両者の論文をベースとしつつ筆者が現在までに収集・分析した知見で構成された、戦前期の個人小売商に関する研究情報の整理である。

実は数年前、学会誌編集委員会は筆者に対して満菌論文の投稿原稿を査読するよう要請してきたが、筆者は別の業務により時間的な余裕がないためお断りしていた。その後学会誌に掲載された最終稿を読んで、同人の主張にあらためて多くの論点があることに気が付いた。両者共通の研究テーマである「戦前都市部の個人小売商問題」は、昭和初期の主要な経済問題の一つとして、今後とも多様な情報にもとづき解明すべき重要な研究課題であるため、今般、満菌論文をベースとしつつ数回に分けて筆者の考えを整理しておく必要性を強く感じた。また査読である、投稿者の主張を最大限に尊重しながら論理上の矛盾を正す作業が中心となるが、掲載済みの論文であればそれを気に留めずに、思う存分問題点を検討することができる。これらの点では、査読時の論文より現在の完成稿を分析するほうが、より実り多い作業が可能となろう。

なお本稿は、上記目標にとっての一里塚程度の代物にすぎない。なぜなら現在、筆者が代表となって「小売商問題研究会」という研究会を設置して小売商問題を検討中であり、本稿の対象となる『小売業経営調査』の個票データも解析する作業を予定している。この解析結果にもとづく詳細な内容が明らかになるには長期間を要するため、とりあえず現状では筆者の問題意識に近似した満菌論文に絞って、提示された研究成果の問題点を順次解明しておくことが重要であろうと考えた。つまり本稿は、内容的には未だ不十分な暫定稿であるが、両者以外にも多数いるこの問題に関心を寄せる研究者に対する情報提供の意味を込めて公表するものである。このような決断は、おそらく無意味ではなからう。

(2) 満菌論文の記述スタイル

2.1. 「商外所得」の発見

最初の検討内容は、満菌論文の論理構造を明らかにすることである。ただし論理構造の全体像を本稿のみで完了することは不可能であるため、今回は満菌論文の記述形態に限定して、満菌論文のなかで谷沢論文の趣旨やデータ加工等がいかに扱われ、それらに基づき満菌がいかなる記述

スタイルを採用して論旨を展開していったのかを検討する。具体的な検討項目として、新事実の捉え方、先行研究の重視の仕方、記述方法が対象となる。それゆえ内容に関する個別の問題点は、次回以降の論文に委ねることとしたい。これらの点と密接に結びつく部分として、まず「はじめに」でなされた、谷沢論文に関する記述の特徴に注目しておこう。

「はじめに」とは、いわば問題の所在に相当する部分であり、①先行研究の成果、同問題点（つまり何が解明され、何が未解明であるか）を整理するとともに、それにもとづき導かれた、②当該論文の目的・分析手法・到達点の概要を記述した部分である。この流れに沿って満蘭論文を検討すると、全体で約2,000字弱の文字数のうち、53%（約半分）が①の先行研究に充てられているが、その構成は谷沢論文以外の部分と谷沢論文に大別できる。このうち非谷沢論文部分は、あくまで「小売商問題が、産業面では店舗数の零細過多であるとともに、マクロ経済面では雇用変動の緩衝装置として機能する、過剰人口のプール（つまり過剰就業または潜在失業）状態にある」ことに注目した複数の研究の紹介であり、満蘭論文の中心課題である所得構造の話と直接関係する研究ではない。これらの研究によって「中小企業の存立基盤」に関する検討が進められ、近年は業種の特徴から「緩衝」のメカニズムを解明しようとするアプローチが採られているという帰結を示したにすぎない。ここまでは「過剰人口のプール」の話であり、それが「中小企業の所得構造」を分析することの重要性と論理的にいかに関連するか、つまり具体的な論理の道筋は示されていない。

この過剰プール論の書き出しに納得いかないまま、読者は突如として谷沢論文の話に誘導される。分析目的と関連の薄い先行研究を紹介した後に、木に竹を接いだような形で谷沢論文を登場させている。この評価の背景には、もともと従来の研究において小売商世帯の所得構造の視点から商家経営を論じた研究は、谷沢論文以外に見当たらないという事実で説明することができよう。満蘭論文では、なぜか「所得構造」と直接関係しない複数の先行研究を検討したという“姿勢”が、この「はじめに」部分で示されている。とりあえず谷沢論文の紹介部分を抜き出すと、以下のような文章で始まっている。

「(前略)しかし、家計部門を含めた商家経営の視点に基づく谷沢弘毅氏の研究成果に接すると、中小小売商の存立基盤を考える上では、商外所得を含めた商家所得に即した検討が必要であるように感じられる。

本稿では、以上の問題意識にしたがい、昭和初期における中小小売商の所得構造について、『東京市内に於ける小売業経営並に金融調査』（調査時点は1935年末、以下、「経営調査」と略記）の調査個票という新史料を用いることで、谷沢氏の成果から導かれる具体的な論点に即して考察を深めることとする。史料の概要については本論で詳述するが、「経営調査」がサンプル調査であるのに対して、谷沢氏は、基本的には全数調査である『東京市商業調査書』（東京市役所、1933年、以下、「商業調査」と略記）を用いた検討を行っているため、対象の網羅性という点で本史料の価値は乏しい。しかし、「経営調査」の個票からは、谷沢氏が資料上の制約から検討を

加えられなかった論点を検証することができる。それは、大きく次の2点にまとめられる。』⁽³⁾。

以上の部分は、「戦前中小小売商の所得構造」に関する唯一の先行研究である谷沢論文の要約としては、著者である筆者からみて非常に不快感を持つ書き方がされている。それを説明するために、まず谷沢論文の概要を説明しておこう。同論文は、文章（注書きを含む）7,600字超、図表31枚（図3枚、表28枚）に及ぶ、かなり長編の論文である。一方、『社会経済史学』への投稿論文に対しては、同誌の表紙裏で「論説」（40字×30行のプリントアウトで27枚相当以内）、「研究ノート」（同20枚相当程度）とします。但し、本誌1頁大の図表は40字×40行に相当します」（いずれも図表込みの文字数）という投稿規定が提示されている。この規定に従って書かれた満園論文は、「研究ノート」として掲載され、文章（注書きを含む）2,100字超、図表14枚（図2枚、表12枚）を占めている。

この単純な比較でもわかるように、谷沢論文は満園論文の3倍を有に超える分量の先行研究となっている。分量の圧倒的な多さは、当然ながらその分析対象が広範であることを意味している。ちなみに分析対象の多様性を示すために、谷沢論文（著書の第3章）の目次を示すと以下のとおりである。

第3章：戦前期東京の個人小売商世帯における業計複合体の形成メカニズム

—1930年代前半の商家経済の計量分析

第1節 問題の所在

第2節 商家経済の把握方法と租税制度

2.1. 商家経済の把握方法

2.2. 商家を取り巻く租税制度の概要

第3節 家業の財務内容の復元・分析

3.1. 『商業調査書』のカバレッジ

3.2. 財務内容の復元方法

3.3. 家業構造の特徴

第4節 商家経済の計量分析

4.1. 商業の産業特性と過剰就業

4.2. 業計複合体の形成メカニズム

4.3. 家族従業員と労働環境

第5節 結びにかえて

以上の目次をみれば、分量面でみて概ね第2・3・4節がそれぞれ1つの論文に該当することが理解できよう。そして内容面では、商家経済に関する概念枠組みの提示（2.1.）、家業部門の損益・財政状態の復元（3.2.）とそれより算出した経営指標による戦後小売商との比較分析

(3.3.)、過剰人口のプール、つまり潜在失業者数の推計とその経済的含意(4.1.)、商家世帯の所得構造分析(4.2.)、経常利益関数・兼業比率関数等による家業の事業分析(4.3.)など、小売商の経営内容と同世帯の家族経済に関して、現状では最も深く分析した先行研究であると自負している。満蘭論文の問題意識「中小小売商の所得構造」の周辺事項まで、谷沢論文には収録されている。

ちなみに同論文を含めた自著『近代日常生活の再発見』については、すでに満蘭論文の発表以前(2010年5月)に『社会経済史学』上で、攝津齊彦武蔵大学准教授による書評(以下、攝津書評という)が公表されている。攝津は、戦前期の小売商に関する専門論文を同誌に発表している研究者であるため、同人の評価は信頼に足るものだろう。実際、この書評では、谷沢論文以外の内容も含めて比較的適切な評価がなされている。そこで谷沢論文に関連した部分の一部を抜き書きすると、以下のとおりである。

「第3章(=谷沢論文)では、1930年代前半の東京市における個人小売商の家族経済を、家業部門と家計部門の複合体(=業計複合体)ととらえ、農業簿記を参考に著者が独自に体系化した商家経済モデルにもとづいてその財務内容を復元する。また、1935年の『大阪市商業調査書』のデータから生産関数を計測し、さらに紳士録データを利用した経常利益関数の推計もおこなっている(以下、省略)」⁽⁴⁾。

このほかにも谷沢論文についての具体的な記述が多数確認できるが、少なくとも読者は上記の文章が満蘭論文の評価とまったく異なることに驚かされたらう。攝津と同じ学会員であり、しかも同じ分野の研究者である満蘭は、おそらく当書評を読んだと思われるが、それにもかかわらず満蘭論文では、谷沢論文の研究成果があえて満蘭の分析作業に関連する一部分に限定され、全般的に矮小化した形で要約されている。このような事情を説明すれば、筆者が満蘭論文の「はじめに」部分に非常に不快感を持つと指摘した理由がわかってもらえるはずだ。

ここで、どうしても満蘭論文の「家計部門を含めた商家経営の視点に基づく谷沢弘毅氏の研究成果に接すると、中小小売商の存立基盤を考える上では、商外所得を含めた商家所得に即した検討が必要であるように感じられる」にこだわらざるを得ない。なぜなら筆者の研究成果が、これほど簡略に要約されるとは想定外であったからだ。例えば「商外所得を含めた商家所得」という表現があるが、満蘭論文の分析目的が小売商の所得構造であるなら、その把握方法(つまり商家経済体系)をいかに構築すべきかから論じる必要がある。実際に、谷沢論文ではそれに対して丁寧な解説をおこなっているが、その紹介がすべて欠落している。すなわち「商外所得」「商家所得」といった用語は、谷沢論文の2.1.で新規に提示された概念であり、しかも未だ通説になっていないから、その意味を説明することから開始しなければならない。また谷沢論文の新たな研究成果であると明記すべきである。最後の「必要であるように感じられる」部分は、すでに筆者が谷沢論文のなかでその具体的数字を提示して分析しているから、いまさら「感じられる」という表現はないだろう。

さらに所得構造との関連で、新たに提示された仮説（多就業仮説）を説明することが欠落している。同仮説は、「個人小売商で家業の所得水準が低い場合に、家族員が自宅外の職場で就業して勤労収入を得る複数の所得ポケットを持つことで、安定的な所得を確保する世帯の所得稼得行動」のことである。この関連は、谷沢論文で「低所得層の小売商世帯がいくつかの所得ポケットをもっていることを示して（いる）」⁽⁵⁾、「商外所得他 938 円のうち 900 円程度は、家族（世帯主も含む）による商外部門での勤労収入となるはずである」⁽⁶⁾、「自店舗以外の安定的な所得源を確保していたことはほぼ間違いなく、従来等閑視されてきた点である」⁽⁷⁾と、繰り返し強調されている。一方、満菌論文では、この仮説を先行研究の成果として位置付けず、「はじめに」の最後で述べられる分析作業の一部として、「谷沢氏は上記の論点のなかで、商外所得として勤労収入を想定し、多就業世帯の労働供給について議論しているが、氏が利用した「経営調査」集計データからは商外所得の内容を把握できず、その議論は想定にとどまっていた」⁽⁸⁾と利用しているにすぎない。それにしても「多就業世帯の労働供給」部分が多就業仮説に相当すると考えられるが、前後の文章も含めてとてもこなれた表現とは言い難い。

このような満菌論文の記述スタイルは、仮説の存在には納得しても、それを先行研究の成果とは認めない立場を採っている。通常の論文の書き方としては、どう考えても記述内容とその掲載箇所が不適切である。ただし、それが満菌の議論に不利になるためおこなった作為的な所作であるなら話は納得できるが、この仮説を検証することが論文の主要な目的となるから、むしろ先行研究の成果として早めに提示しておくことが自らにとって有利となるはずだ。それがおこなわれていない点では、残念ながら専門論文としての書き方が稚拙と言わざるを得ない。

いずれにしても満菌論文では筆者の研究成果を適切に要約していないが、そのうえで最初の引用部分全体をみると、読者に谷沢論文の内容を大きく歪曲した解釈を与えている。すなわち上記の書き方では、谷沢論文には「家計部門を含めた商家経営」の視点が含まれているが、そこでは分析作業が不十分であるため、新たに「商外所得を含めた商家所得に即した検討が必要である」という。この書き方では、筆者が谷沢論文のなかで商外所得の大きさを具体的な数字で示し、しかもその内容を検討したことを読者に知らせない。また後半では、新たな作業が必要な理由として、筆者の分析作業では「基本的には全数調査である『商業調査書』を用い」ており、「資料上の制約から（商外所得等に）検討を加えられなかった」ためと読める。つまり「谷沢の分析が不十分なのは、使用した資料上の制約による」と言う書き方である。

ここまでの文章では、「資料上の制約」が強調されるが、その具体的な中身については言及されていない。ただし満菌が「経営調査」の調査個票という“新史料”を使用すると宣言しているがゆえに、統計処理をした経験のある研究者なら、筆者が使用した『商業調査書』が集計データであると推察できるだろう。またこの考えは、上記の引用部分に続く文章のなかで、しばしば谷沢論文では「集計データ」が使用されているという事実を指摘しているから、専門家でなくとも容易に推測はつくかもしれない。このほかこの引用部分のなかで、「資料」と「史料」を使い分

けている点も気になる部分である。どうも史料=原資料（つまり個票情報）=1次史料，資料=2次史料（集計情報）と考えているのかもしれないが，このような使い分けは一般的とはいえない⁽⁹⁾。歴史学分野で一般的かどうかはわからないが，少なくとも経済史学分野ではまったく見かけない使い分けである。

とにかく「資料上の制約」説は大きな誤解である。なぜなら谷沢論文では，これらに関連した記述として，すでに次のように明言していた。『商業調査書』のデータの特性に関して結論を先にいうなら，同書では家業構造をある程度のデータを入手することができるが，家計構造についてはほとんど関連情報を入手できない。⁽¹⁰⁾と断っているからである。初めから『商業調査書』では分析不能であると認識していた。そのうえで，『小売業経営調査』の報告書データ（いわば集計データ）に加えて，『日本紳士録』から入手した個人別の営業収益税と第三種所得税の課税データを基に独自に推計したデータ（いわば個票データ）という，2種類のデータを加工・分析することによって，満蘭論文で主張している「商外所得の重要性」を初めて発見したのである（以後では，満蘭論文を引用する場合以外は，「経営調査」を『小売業経営調査』と呼び直している）。なにも『商業調査書』のみを分析にあたって使用したわけではないのである。

「商外所得の重要性」が谷沢論文で強調されているという事実は，同論文では2つの図表（表3-21，図3-3）を示しながら，それを説明する部分で詳述されている⁽¹¹⁾。この点を明確にするために，以下ではこの図表に関わる谷沢論文の記述部分を示しておく。

「まず表3-21によって『小売業経営調査』における商家総所得の規模別傾向をみてみよう。ここで商外所得他とは，給料及賃金収入，地代及家賃収入，利息及配当収入，その他の収入であり，このうち給料及賃金収入は世帯主を含む家族全員が自店舗以外で稼ぎ出す収入のことである。この表によると，商家総所得に占める商業所得の割合は，小経営ではわずかに24%にすぎず，（中略）これらは低所得層の小売商世帯がいくつかの所得ポケットをもっていることを示しており，その逞しさを感じるといってもよいかもしれない。

ただしこのような予想外の大きな商外所得他について，読者はその信頼性を疑うかもしれない。しかし1935年当時における第三種所得税の実効税率（納税額が商家総所得に占める割合）と比べても，同表の第三種所得税ほかの金額や構成比は，ほぼ妥当な水準となっている。なによりも公的機関の調査であるとはいえ，入手困難な所得情報が予想外に大きな金額で把握できた事実注目したい。（中略）いずれにしても零細商店が，すべてこのような所得構造にあったかどうかは別としても，商業所得以上に大きな商外所得他を稼得していたケースもあった可能性は否定できないだろう。

なお，個人別にみるとかなりバラツキがあることが予想されるため，図3-3では谷沢データベースから経常利益と第三種所得の組み合わせを個人別にプロットしてみた（以下，省略）⁽¹²⁾。

読者は，以上の文章をいかに理解しただろうか。部分的な抜き書きをしているため，論旨を把

握しづらいかもしれない。しかし商外所得他の大きさをデータで示したほか、上記引用部分の第2段落の冒頭で「ただしこのような予想外の大きな商外所得他について、読者はその信頼性を疑うかもしれない」と記述するなど、筆者がきわめて慎重に議論を進めていることを、明確に読みとったはずである。また第3段落の「谷沢データベースから経常利益と第三種所得の組み合わせを個人別にプロットしてみた」という部分で使用された分析方法は、筆者が同論文で初めて採用した営業収益税と第三種所得税の納税額と税率より課税所得を推計した新方法であるが、現在までのところ同方法を使用した研究者は未だいないことも、併せて指摘しておきたい（この方法による所得内訳は、後述の表1-12の（参考）を参照）。

これに対して満菌論文では、先述のとおり谷沢論文がわずかに『商業調査書』のみから小売商において「商家経営の視点」が重要であることを導いた、と読むように誘導していた。しかもこの「はじめに」の部分に対応するように、満菌論文の「おわりに」（つまり結論部分）では、次のような書き出しで始まっている。いうまでもないことだが、学術論文では「はじめに」で提起された検討項目に対応して「おわりに」の文章を作成するものであるから、「はじめに」のところで記述された満菌の独自解釈が、ここでも一貫して採用されていることを読みとることができよう。

「昭和初期の中小小売商においては、商業所得がきわめて低い水準にあり、「小」「零細」業者の商業所得に関しては、マイナスを記録する業者も多く、都市下層レベルの低水準にあった。そのイメージは家計費混入の可能性を考慮すれば、いくぶん和らぐが、それでも問題化される状況にあったことは間違いない。そして商外所得を得ていた業者が一定の割合で存在し、それらのなかには、「小」「零細」規模であっても商業所得を大きく上回る商外所得を得ることで、商家総所得が都市下層の水準を脱するものが一定数含まれていた」⁽¹³⁾。

この書き出しを読んで、読者はいかなる印象を持っただろうか。「はじめに」で「谷沢氏が資料上の制約から検討を加えられなかった論点を検証できる」と明記したにもかかわらず、「おわりに」では上記以外も含めて「谷沢」に関する記述がまったくなくなった。このことで読者は、満菌が初めて商外所得の重要性を発見したと確信したにちがいない。満菌論文のサブタイトルが「商外所得に着目して」としていることも、商外所得の重要性に関する第一発見者として、同人の存在を強く印象づけたにちがいない。しかも後に詳述する予定だが、上記の引用部分にある「小」と「零細」は、谷沢論文でしばしば「小経営」として論評した階層にすぎない。この事実が象徴しているように、満菌論文の「おわりに」の冒頭で記述された内容、すなわち「商外所得を得ていた業者が一定の割合で存在し、それらのなかには、「小」「零細」規模であっても商業所得を大きく上回る商外所得を得る」点は、谷沢論文ですでに繰り返し指摘した発見事実にすぎない。つまり「商外所得の重要性」は、すでに谷沢論文で発見されていた事実の再提示にすぎなかった。

話を次に進めよう。「はじめに」のうち後半の47%（約半分）は、②当該論文の目的等の概要を記述した部分に相当する。この部分では、以上の問題意識にもとづき「商家経営の視点」にもとづく2つの検討課題が示されている。その具体的内容は、以下の引用文のなかに示されている。この文章は、「谷沢が検証できなかった論点」と規定した重要な部分であるため、少々長いが我慢して読んで欲しい。

「第1は、商家所得の水準に関わる論点である。谷沢氏は、「商業調査」の資産規模別データを加工し、個人小売商（新市域）の5割強を占める資産規模1,000円未満層の商業所得が年間153円という低水準で、いわゆる生活保護基準に遠く及ばないという驚くべき結果を得た。一方で、同資料からは商外所得を把握できないため「経営調査」の集計データを利用して、商外所得が高い水準にあった可能性を示唆した。しかし、「経営調査」集計データでは、経営規模の階層区分の問題によって、「商業調査」で焦点となった資産規模1,000円未満層にあたる零細小売商の実態を把握できないという問題が残る。加えて、工業部門との比較も未検討のままとなっている。

第2は、商外所得の内容に関わる論点である。谷沢氏は上記の論点のなかで、商外所得として勤労収入を想定し、多就業世帯の労働供給について議論しているが、氏が利用した「経営調査」集計データからは商外所得の内容を把握できず、その議論は想定にとどまっていた。それに対して、本稿で利用する個票からは、商外所得の内訳が判明し、勤労収入よりも資産収入が中心であったことが明らかとなる。議論の再考が求められよう。加えて、個票を用いれば、商外所得の有無やその内容別に商業経営の状況をみることも可能である。所得の視点を導入すると、「緩衝」のメカニズムについて、より実態に即した理解へ近づくことができるはずである。」⁽¹⁴⁾。

以上の2点は、満園論文における具体的な検討課題を提示した部分である。特に第1で満園が実施したい課題は、「商家所得の水準が極端に低い」という、筆者の主張の再検証である。それにもかかわらず、この段落の内容は混濁している。すなわち全体のほぼ中間にあたる部分で、「一方で、同資料からは商外所得を把握できないため「経営調査」の集計データを利用して、商外所得が高い水準にあった可能性を示唆した」といった文章が挿入されている。この文章は、はたしてこの段落で必要なのだろうか。商家所得の水準を議論しているはずなのに、急に商外所得という用語が登場した。読者は、この用語が十分な説明なしに使用されたことに当惑するはずだし、さらに前の段落で指摘した、谷沢論文がわずかに『商業調査書』のみから小売商で「商家経営の視点」が重要であることを導いたという主張と、整合性のとれない議論であることにも気が付くだろう。

反対に満園からすると、前の段落で谷沢論文の問題点を強調しているため、もし読者からその書き方を批判されたとしても、ここがその批判の反論になりうる部分である。また筆者にとっても、貴重な記述である。なぜなら上記の「（筆者が）商外所得が高い水準にあった可能性を示唆した」（傍点とカッコ内は筆者）という部分は、満園自身が「商外所得の重要性は谷沢が発見し

た」と認識していたことを明確に示しているからだ。その後に出てくる、注6)にも注目しておきたい。すなわち「谷沢氏 [が表3-21でおこなった数字] の操作には、商外所得を計上した店のみの平均値を、全体の平均値として採用するという問題が含まれているために過大評価となっているが(谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」275頁)、それを差し引いても、商外所得が相当な高水準にあったことには変わりがない」⁽¹⁵⁾ ([]内と傍点は筆者)と指摘している。この部分は、満菌自身が「谷沢が商外所得の高さを認識していた」という事実を把握していたことの証拠となるため、筆者にとって非常に貴重である。

話を次の段階に進めたい。上記の引用部分の後に続く文章では、「『経営調査』集計データでは、資産規模1,000円未満層にあたる零細小売商の実態を把握できないという問題」があるが、満菌が新たに発見した個票データではその実態が把握できる、と主張する。それでは満菌論文では、その個票データよりいかなる方法にもとづき資産規模1,000円未満に相当する店を抽出しているのだろうか。この件に関して、残念ながら論文中には抽出方法が明確に説明されていない。そこで筆者は、谷沢論文の表3-13に掲載されている全営業所数で資産規模1,000円未満の営業所数を割ると、約53%になる⁽¹⁶⁾。この比率を満菌論文の図1の『商業調査書』による食品・非食品で確認すると、おおむね販売金額の3,000円以下の営業所数の割合(正確には累積構成比)に一致する。それゆえ満菌が、売上高3,000円未満をあえて「零細経営」と命名して別途、集計したと考えられる。つまりここで問題なのは、「資産規模1,000円未満層にあたる零細小売商の実態を把握できないという問題」と記述しておきながら、資産規模1,000円未満層が売上高3,000円以下に相当する根拠または抽出方法が、論文中に明記されていないことである。

この規模階層区分に関連して、満菌論文では規模概念が混乱して使用されている点も大いに悩ましい。すなわち表1-1に示されているように、もともと『小売業経営調査』の報告書では、「小経営」「中経営」「大経営」の3区分しか使用されていない。谷沢論文でもこの分類を使用している。それに対して満菌論文では、先述のとおり零細経営を追加したことで混乱が始まった。満菌論文の本文中ではおもに「零細」「小」「中」「大」、図表類では表3と表4が「零細経営」「小経営」「中経営」「大経営」、表5・8・9は「零細」「小」「中」「大」と使い分けている。読者

表1-1 『小売業経営調査』と満菌論文における規模別分類の表記

売上高規模	『小売業経営調査』 の分類	満菌論文の分類		
		本 文	表3, 表4	表5, 表8, 表9
3,000円未満	} 小経営	「零細」	零細経営	零細
3,000円以上1万円未満		「小」	小経営	小
1万円以上3万円未満	中経営	「中」	中経営	中
3万円以上	大経営	「大」	大経営	大

(注) 1. 満菌論文では、上記の表以外の図表で規模別分類は使用されていない。

2. 谷沢論文では、すべて『小売業経営調査』の分類を使用している。

(資料) 満菌勇「昭和初期における中小小売商の所得構造」『社会経済史学』第79巻第3号より谷沢が作成。

はもうお気づきだろうが、『小売業経営調査』報告書の「小経営」と満菌論文の表3・4の「小経営」は、名称が一致していてもその内容は全く違う。本人は、「零細」の定義を明記したことで問題ないと思っているのだろうが、同一内容の概念で複数の用語が使用されている事実、および同一名称で複数の概念を有する事実は、いずれも学術論文ではなかなかお目にかかれぬ。もしかしたら、レフリーによる審査の過程で、繰り返し図表や文章を修正したことで発生した「珍事」であろうか。これも論文の個性と言えなくもないが、当問題を研究する者には迷惑な話である⁽¹⁷⁾。

2.2. 中小小売商という視点

満菌論文の規模別区分に関して「小経営」以上に大きな問題は、タイトルで使用された「中小小売商」の概念が不明であることだ。つまりタイトルに使用されている以上、極めて重要なキーワードであるはずだが、その定義が明記されていない。中小小売商の「中小」とは、具体的には「零細」「小」「中」のどれに該当するのだろうか。筆者は、満菌論文を何度読んでも、中小小売商をいかに定義しているか把握することはできなかつた。とりあえずここでは、以下に満菌論文より「中小小売商」の記述された部分を抽出して、その前後の文脈よりその定義を推測してみよう（なお引用文中の注番号は省略したほか、引用文末尾の鉤カッコ内は満菌論文の節番号等を示す）。特に「はじめに」と「おわりに」の部分では、中小小売商がいかなる論理展開のなかで使用されているかを確認するため、逐一、関連箇所を抽出したほか、その他の部分では具体的な定義を示唆するような場合を中心に抽出している。

- ①「昭和初期（1920年代後半から30年代半ば）の**中小小売商**をめぐっては、いわゆる「小売商問題」として、同時代からその「零細過多」による困窮が社会問題化しており、商業史研究はもとより日本経済史研究においても、比較的多くの関心が寄せられてきた」⁽¹⁸⁾「はじめに」。
- ②「しかし、家計部門を含めた商家経営の視点に基づく谷沢弘毅氏の研究成果に接すると、**中小小売商**の存立基盤を考える上では、商外所得を含めた商家所得に即した検討が必要であるように感じられる。
本稿では、以上の問題関心にしたがい、昭和初期における**中小小売商**の所得構造について、『東京市内に於ける小売業経営並に金融調査』（調査時点は1935年末、以下、「経営調査」と略記）の調査個票という新史料を用いることで、谷沢氏の成果から導かれる具体的な論点に即して考察を深めることとする」⁽¹⁹⁾「はじめに」。
- ③「以下、本論では、まず、「経営調査」の概要と位置付けを確認し、史料の性格について吟味する（第1節）。次いで、商外所得を含めた商家所得の水準と内容について検討し（第2、3節）、所得のありように即した**中小小売商**の類型化を試みる（第4節）」⁽²⁰⁾「はじめに」。
- ④「そこで、本稿では、「商業調査」のピークに相当する階層を捉えるべく、独自に「零細経

営」(=売上高3,000円未満)という区分を設定した上で、**中小小売商**の全体像を再構成することに努める⁽²¹⁾「1」。

- ⑤「次に、同じ表3から商外所得をみると、規模別にみた全体の平均は、「零細」が357円、「小」が384円、「中」が845円、「大」が1,522円で、商業所得がマイナスであった「零細」はもちろん、「小」や「中」でも、商業所得を上回っている。ただし、表に示すとおり、商外所得のある業者は、全体の半数弱であり、その比率は規模によらずおおむね一定である。したがって、商外所得のある業者のみで見ると、1軒あたりの商外所得が2倍前後に跳ね上がる。昭和初期の**中小小売商**にとっては、商外所得の有無が相当に大きな意味を持っていたといえよう⁽²²⁾「2」。
- ⑥「他方、「Ⅱ+Ⅲ」を求めると、商家総所得が「要保護」未満の水準にある業者を割り出すことができ、全体の36.9%がこれに該当する。商家総所得でさえ、全体の3分の1以上の**中小小売商**が、「要保護」未満にあったという数字はやはり衝撃的だが、これについては一定の留保が必要であろう⁽²³⁾「4」。
- ⑦「以上から、稼働のありように即して、Ⅰ、Ⅱ(勤)、Ⅱ(資)、Ⅲ、Ⅳという形で、**中小小売商**を5つに類型化できた(表11を参照)⁽²⁴⁾「4」。
- ⑧「昭和初期の**中小小売商**においては、商業所得がきわめて低い水準にあり、「小」「零細」業者の商業所得に関しては、マイナスを記録する業者も多く、都市下層レベルの低水準にあった⁽²⁵⁾「おわりに」。
- ⑨「工業部門と対照すれば、総じて**中小小売商**は工業部門の都市小経営ほどポジティブなライフコースではなかったといえるが、商外所得の有無によって明暗が大きくわかれており、単純な比較は難しいといわなければならない⁽²⁶⁾「おわりに」。
- ⑩「その上で、**中小小売商**における商外所得の内容としては、全体的に資産収入が中心であったが、「小」「零細」業者の間では、特に季節性の高い業種において、勤労収入を得るものが一定の割合を占めていた⁽²⁷⁾「おわりに」。

部分的な引用のために判断するのは難しいだろうが、これら10箇所共通する**中小小売商**の定義が存在しないことは明白である。「はじめに」では、**中小小売商**という用語が最初に登場した①の直後にその定義をおこなっておくのが一般的であるが、それはおこなわれていない。そして「はじめに」部分の①、②と「おわりに」の⑧、⑨、⑩では、**中小小売商**に関する定義が不明のまま同用語を散りばめることで、あたかも分析がおこなわれたかのような雰囲気を持たせている。その一方では、本論にあたる④では**中小小売商**=売上高3,000円未満の商店、また③、⑤、⑥、⑦では前後の文脈から**中小小売商**=『小売業経営調査』の調査対象商店全てと考えられるなど、概念が混濁している。結局のところ、**中小小売商**とは虚構の概念にすぎなかった。これによって、満園が谷沢論文を批判して「経営調査」の最小階層である「小経営」という(集計

データの階層) 区分では、小売商の過半を占める階層を正しく捕捉できない⁽²⁸⁾ (丸カッコ内は筆者) と指摘したにもかかわらず、その分析視点が保てなかった。ちなみに「小売商の過半を占める階層」とは、資産規模1,000円未満の典型的な中小規模層のことである。

分析視点が保てない以上、中小小売商を対象を絞った分析は放棄せざるをえない。むしろ中小小売商に限定した分析をおこなえなかったから、分析視点を保つ必要がなかったというべきかもしれない。この事実は、非常に重要な点を我々に提起する。それは、たんに分析対象に売上高3万円以上の大経営が含まれるというだけではなく、谷沢論文で分析した結果を満菌論文では再検証したにすぎないことを意味する。そもそも満菌論文は、筆者と同様に『小売業経営調査』の情報を使用しているが、使用データが谷沢論文では集計データであるのに対して、満菌論文では個票データであるという1点のみが異なっているにすぎない。この点が異なるからといって、集計データの中身をいくら個票データを使って加工し直したとしても、商外所得が予想外に大きいことは、すでに谷沢論文で指摘済みなのである。さきほど再検証という言葉を使った理由はここにある。もちろん論文タイトルは、「昭和初期における小売商の所得構造」に変更しなければならない。

それでは、なぜ「零細」で分析できない事態が発生したのであろうか。その理由を本人に代わって推測することは困難であるが、それを承知で推測すると、満菌が採用している分析手法に問題があるのかもしれない。すなわち同人は、個票データから新たに作成した2次元の集計表を検討することで分析結果を導く方法を重視している反面、個票データを使用した統計解析はおこなっていないほか、集計表から導かれた事項を他の資料等で確認する作業もほとんどおこなわない⁽²⁹⁾。さらに特定の調査項目のみを分析して、他の多様な情報を捨象している点も気にかかる。個票情報の発する貴重な情報が、分析結果に反映されなかったことが考えられる。そのほか「零細」階層がわずか82店しかなく、12商品(業種)に分割すると1商品当り6.8店であった。このレベルであると、商品別・開業年代別等の多様な分析目的をする際にサンプルの偏りが発生して、適切な結論を導くことが難しい事態が生じる。たしかに表1-2(満菌論文の表1)をみると、雑穀・白米・呉服がいずれもゼロ、洋品は2店にすぎない反面、薪炭23店、履物16店など偏りが大きく、この分類で分析を継続することは困難かもしれない。

ただし闇雲に規模別分類を廃棄するわけにもいかない。そこで考え出された新たな手段が類型別分類の採用である。この分類は2種類が造られ、分析の目的に応じて使い分けられた。一つは、表1-3(A)のように商家総所得を「要保護」水準と比較する基準と、所得構成面より商外所得中心か商業所得中心かの基準にもとづき、4分類したものである。ちなみに前者の商家総所得に関する基準で採用した「要保護」水準とは、現在の生活保護基準に該当する基準であり、この名称は当時の生活保護世帯を要保護世帯と呼んでいたことから理解できよう。そして満菌論文の注29)において、申し訳程度に「要保護」水準との比較は、谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」に示唆を得たものである⁽³⁰⁾と記述しているように、谷沢論文のなかで提示した筆者の考え

表 1-2 『小売業経営調査』の売上高規模別にみた調査対象店数
(1935年)

	(単位：店)				
	零 細	小	中	大	合 計
雑 穀	0	15	17	9	41
白 米	0	19	53	27	99
呉 服	0	4	16	61	81
魚 類	4	29	17	5	55
青 果	12	34	17	3	66
酒 類	4	21	39	17	81
菓 子	10	35	28	16	89
菓 粧	5	32	38	6	81
家 具	6	31	36	12	85
履 物	16	46	6	3	71
薪 炭	23	54	18	5	100
洋 品	2	19	32	20	73
合 計	82	339	317	184	922
割合(%)	8.9	36.8	34.4	20.0	100.0
「商業」(%)	51.6	35.3	10.7	2.5	100.0

- (注) 1. 表のデータは下記資料のままだが、表タイトルは修正した。
 2. 「零細」は売上高3,000円未満、「小」は3,000円以上1万円未満、「中」は1万円以上3万円未満、「大」は3万円以上である。
 3. 「商業」欄は、『東京市商業調査書』(1933年)による旧市域小売商(1931年時点)のデータを集計した数字である。
 4. 下記の満箇論文では店数が「軒数」となっているが、原資料では「店数」と表記されているため修正した。以下の表も同様の修正をしている。

(資料) 満箇勇「昭和初期における中小小売商の所得構造」の118頁の表1より谷沢が作成(ただし原資料は、『東京市内ニ於ケル小売業経営並ニ金融調査』の調査個票である)。

表 1-3 満箇論文で提示された類型別区分の概要

(A) 全調査数の区分

		商家総所得の水準	
		「要保護」水準以下	「要保護」水準以上
所得 構成	商外所得中心	II	I
	商業所得中心	III	IV

(注) 「要保護」水準とは、要保護世帯(4人世帯)の年収換算326円20銭(推計家賃支払後)を示す。

(資料) 満箇勇「昭和初期における中小小売商の所得構造」の128頁の表7。

(B) IIの内訳

		資産収入	
		あ り	な し
勤 労 収 入	あ り	—	II (勤)
	な し	II (資)	—

(注) 一の部分は、対象店舗は存在するが分類名称がないことを示す。

(資料) 満箇勇「中小小売商の所得構造」の130頁の表10。

を再利用したものである。もう一つは表 1-3(B) の分類であり、これはⅡに限って資産収入と勤労収入の有無によって 2 分類し、それをⅠ（資）、Ⅱ（勤）と命名し直した分類である。

この類型別分類は、『小売業経営調査』の全調査対象店舗をサンプルとして使用されている。すなわち表 1-4 で示されているように、これを使った合計店舗数は 922 であり、満菌の発見した個票データの総数である。そしてこの新分類が、「4 稼得をめぐる類型化」、「5 稼得類型別にみた商業経営の特徴」の中心的な分析データとなった。もはや中小小売商に限定した分析は放棄され、たんなる小売商の分析に変更されてしまった。もちろんこのような急展開は、さすがに気まずかつたらしく、「4」の前半では表 1-4 に関して、「まず、総計に注目すると、軒数の多い方から、Ⅳ→Ⅲ→Ⅰ→Ⅱとなり、規模ごとにみれば、「零細」ではⅢ→Ⅱ→Ⅰ→Ⅳ、「小」ではⅢ→Ⅳ→Ⅰ→Ⅱ、「中」ではⅣ→Ⅰ→Ⅲ→Ⅱ、「大」ではⅣ→Ⅰ→Ⅲ→Ⅱとなり、Ⅱ・Ⅲは規模の小さい業者が相対的に多く、Ⅳは規模が大きい業者が多い」⁽³¹⁾（傍点は筆者）といった記述が確認できる。しかしこのような記述はその後消え失せ、「5」では「零細」への言及は完全になくなっている。

中小小売商の定義問題に関して、最後に 2 点ほど分析動向を紹介しておきたい。第一は、戦前期の政策対象として満菌流の意味での「中小小売商」は注目されていなかった点である。例えば本稿で使用する『商業調査書』、『小売業経営調査』、『東京市新規開業小売商調査書』をみると、

表 1-4 『小売業経営調査』の類型別にみた調査対象店数（1935 年）

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ	合計
			Ⅱ（勤）	Ⅱ（資）			
雑穀	12	3	1	2	9	17	41
白米	28	3	2	0	31	37	99
呉服	9	1	1	0	13	58	81
魚類	6	0	0	0	24	25	55
青果	12	5	1	4	25	24	66
酒類	18	8	2	4	22	33	81
菓子	21	15	1	13	16	37	89
薬粧	17	4	1	2	17	43	81
家具	13	7	2	5	31	34	85
履物	23	6	1	4	22	20	71
薪炭	21	25	15	7	30	24	100
洋品	16	3	0	2	20	34	73
合計	196	80	27	43	260	386	922
割合(%)	21.3	8.7	2.9	4.7	28.2	41.9	100.0
零細	12	17	6	7	47	6	82
小	74	38	18	17	124	103	339
中	79	18	2	14	66	154	317
大	31	7	1	5	23	123	184

(注) 1. 類型分類の詳しい説明は、表 1-3 を参照。

2. Ⅱには、Ⅱ（資）とⅡ（勤）以外の店舗を含んでいる。

3. 表のタイトルと表章形式の一部を谷沢が修正している。

(資料) 満菌勇「昭和初期における中小小売商の所得構造」の 118 頁の表 8（ただし原資料は、『東京市内ニ於ケル小売業経営並ニ金融調査』の調査個票である）。

いずれも調査票で売上高、資産額、組織形態、従業員数といったデータ・情報を収集していたが、それを集計した際の規模分類は、『商業調査書』では資産規模別、『小売業経営調査』では売上高規模別、といったように規模分類が調査ごとに異なっていた。この事実は、当局が政策対象として特定規模の小売商を想定していなかったことを意味する。別言すれば、満菌のように資産規模1,000円未満を政策上から特に注目することはなかった。

当局が規模分類に無頓着であった理由として、小売商が百貨店との対抗関係にあり、少々規模が大きいため「中小小売商」に該当しない、といった瑣末な議論はおこりようもなかったことがあげられる。また1930年代半ばに実施された『小売業経営調査』で、ようやく小売商の経営内容が具体的に分かり掛けてきたにすぎず、しかもその詳細な経営実態を把握したのは、後述の内池廉吉（東京商大教授）など一握りの研究者だけだった。それゆえ小売商を分類する情報も圧倒的に少なかった。もちろん「中小小売業者」といった用語は日常的に使用されたが、これはあくまで「多くの中小事業者で構成された商工業者」といった意味であり、満菌流に「規模別に分類した場合の小規模業者」という意味では使われなかった。つまり政策当事者や研究者は、小売商＝中小小売商と見なしていたのである⁽³²⁾。この事実に基づけば、満菌論文のタイトルとして中小小売商を掲げておき、売上高3万円以上の大規模小売商も分析対象に加えた作業は、当時の政策対象の分析という意味でなんら不自然なことではない。しかし満菌自らが、谷沢論文の問題点として「中小小売商」を分析出来ていないという意味で使っていたから、当時とは異なったニュアンスをもたらすだろう。

第二は、近年の研究者が中小小売商をいかに規定して分析しているかという点である。この点でもっとも代表的な論文は、攝津齊彦「戦間期における中小小売商の雇用吸収と信用不安—「中小商業問題」の一側面—」（以下、攝津論文という）であろう。同論文は、タイトルに「中小小売商」を使用しているほか、満菌論文でも「はじめに」の書き出し部分で先行研究の一つに挙げているから、信頼して使用できる文献である。ここでは、中小小売商に関する記述として、「本稿が分析対象とする「中小商業者」の大部分はこの個人経営小売商、つまり中小小売商であると考えられるので、以後、分析の対象を中小小売商に絞って議論を進めることにする」⁽³³⁾（傍点は筆者）と注記している。また「前述のとおり、どのような業種が雇用の「緩衝機構」として機能したのかを明らかにするにあたって重要となるのが、中小商業者（ここでは個人経営の小売商。以下「中小小売商」とする）の多様性をどのようにして把握するかということである」⁽³⁴⁾（傍点は筆者）とも記述する。

以上の攝津論文の引用部分から判断すると、攝津は売上高の規模にはまったく注目しておらず、たんに組織形態上より中小小売商＝個人小売商とみなしていたことが理解できる。このように定義を明確にしているなら、まったく問題が生じない。ちなみに筆者が谷沢論文のタイトルで使用した「個人小売商世帯」という用語も、基本的には個人事業者を分析対象とする目的に従って使用している。個人事業者を対象とする理由は、第4節4.1.で詳述するように税制上から個

人事業者が不利に扱われる点を重視したためでもある。また小売商のなかの「零細」規模に分析対象を絞ったところで何の意味があるのか。むしろ小売商全体を分析対象とすれば、谷沢論文で指摘したように、商業所得と比べて予想外に大きな商外所得が小・中規模の小売商で発生していることを確認できる。筆者は、こちらのほうが零細規模に限定した満園流の分析結果より注目すべき現象と考えている。

そろそろ2つの検討課題に沿って、満園論文の記述スタイルを論評していきたい。まず第1の検討課題に対する満園の分析結果について。筆者の使用した集計データで「階層区分が適切でない」という問題は、結果的に途中で放棄された。その背景には、採用した分析手法自体の問題に加えて「零細」に該当する店舗数が少数かつ偏っていたことがあげられる。自らが新たな階層区分を発明したのなら、その新階層区分にもとづき分析を一貫させることが論文作成のルールだ。しかしそれはおこなえなかった。それに代えて、論文の後半では新たな類型別区分が登場したほか、一貫して「中小小売商」の定義が明らかにされないまま、小売商全般に関する分析がおこなわれた。ただし以上の指摘は、あくまで個票データの分析が無意味であるというのではなく、すでに集計データで検討された事実を再び、個票データで検証することの疑問を提示したまでである。個票データを入手したのなら、それでしかおこなえないような興味深い分析テーマを探すべきである。

結局のところ満園論文では、谷沢論文とまったく同じ調査を使用し、同一規模の調査店舗を対象として個票データを再集計することで、筆者と類似の結果を再提示したにすぎない。すなわち谷沢論文では表3-21などで、小経営において「商外所得が重要な位置づけにあった」点を強調している。他方、満園論文では、「おわりに」の部分で「小」「零細」規模であっても商業所得を大きく上回る商外所得を得ることで、商家総所得が都市下層の水準を脱するものが一定数含まれていた」と記述したが、「小」「零細」規模とは集計データの「小経営」に該当するから、谷沢論文で指摘ずみの内容である。しかも第1の検討課題に関連して、分析対象の変更（中小小売商→小売商全体）、店舗分類の変更（「零細」を加えた売上規模別分類→類型別分類）によって、論点のすり替えがおこなわれた。

もう1点の「工業部門との比較」については、比較の基準として『東京市・工業調査書』の1月当り収益や賃金等（以下では、収益等と略す）を使用するが、それは不適切であろう⁽³⁵⁾。なぜなら、これらの収益等は商業所得と同様に、家業から得られた工業部門のみの収入（＝工業所得）に近似した金額にすぎず、資産収入等がまったく考慮されていないからである。商外所得他の予想外の大きさを考慮すると、工業世帯内でもこれと同様の所得（工外所得）が発生していた可能性は十分に考えられる。満園のように、商家世帯で商外所得の大きさを強調する反面、他業種の世帯ではそれを認めないという姿勢は、自己（論文）否定以外のなにものでもない。ちなみに商外所得他の存在は、当時の政策課題として「中小商工業者」がひとくくりにされた事実不代表されるように、小規模事業体の経営的柔軟性を我々に再確認させたのかもしれない。

要するに、小売商の所得水準を他業種と正確に比較するなら、工場経営者の総所得情報を入手しなければならない。合わせて事業体としての損益構造も分析すべきであるが、その際には家族従業員の「帰属給料」を考慮する必要がある（この考えは、第5節5.1.で具体的に言及する予定）。それらをおこなわずに、百貨店店員、職工といった雇用者の賃金水準と比較することで、「工業部門との比較」という目標にお茶を濁している。そしてこの課題を論じた部分の最後で、「中小小売商の場合は、商外所得の有無によって明暗が大きくわかれているため、工業部門との単純な比較は難しいといわなければならない」⁽³⁶⁾と結論づけている。「おわりに」の部分でも、ほぼ同様の文章が確認できる。結局、自らその不備を認めた文章で締めくくっている。もし工外所得が必要というのなら、初めからその情報を加味して分析すればよだけのことである。これより第1の課題の解明は、到底成功したとは言い難い。再度、新たな資料を追加して分析し直す必要がある。

次に第2の課題では、筆者が『小売業経営調査』の集計データから商外所得の内容を把握できない状態のまま、商外所得として勤労収入を想定して議論しているため、その議論はかならずしも正しくない、と満菌は指摘する。この「商外所得の内訳」に関わる論点は、満菌論文の「おわりに」でいかに記述されているであろうか。該当部分は、「中小小売商における商外所得の内容としては、全体的に資産収入が中心であったが、「小」「零細」業者の間では、特に季節性の高い業種において、勤労収入を得るものが一定の割合を占めていた」⁽³⁷⁾という事実をかかげ、その後は本人による推測が続く。このような記述は、以下のような問題を含んでいる。

まずこの主張の中心は、「全体的に資産収入が中心であった」という指摘であろう。この事実は、個票データを入手できたがゆえに発見できた新たな知見である。これ自体を批判する理由は何もない。新たな知見の提示に賛意を表したい。ただし上記の文章中には「零細」「小」業者がまとめて出てくるが、すでに指摘したようにこの両集団は筆者が使用した『小売業経営調査』の集計データの「小経営」にすぎない。そしてこのいずれを持って中小小売商とみなしているかが不明のため、結局のところ中小小売商の所得構造と「資産収入が中心」という事実がいかに関連するのかが解明されていない。

さらに「特に季節性の高い業種」という表現は、「季節性」の意味が論文中に説明されておらず難解である。すなわち「季節性」とは、①季節別に異なる販売客数（繁閑）、②季節別に異なる品揃えの必要性、③季節別に異なる労働時間数、などが想定される。この表現の根拠となる部分は、商外所得の内訳を示した表5に関連した「薪炭商は特に営業上の季節性が大きいいため、多就業へ向かいやすかったという事情がうかがえよう」⁽³⁸⁾と指摘した部分である。上記のいずれに注目して薪炭のみに注目したのかは不明である。薪炭以外に呉服、洋品も、②の意味で季節性が高いといえなくもないし、それに対応して満菌論文の表5では「給料及賃金」の平均額がきわめて高いが、この点はなんら言及されていない。それゆえ薪炭のみで、明確に勤労収入を得るものが一定の割合を占めていたと言い切るのは難しいはずである。そのほかなぜ季節性が高い業種で

は多就業に向かいやすいのか、家族が何人いてどの程度の所得水準で多就業を決定するのかなど、多就業に至る具体的なメカニズムは全く説明されていない。

満菌論文の記述スタイルは、読者に「商外所得の重要性は満菌自身が発見した」と強く意識させるような書き方になっている。このような読者に読み間違いをさせる記述は、なにも筆者の独断で主張しているのではない。この点は次の情報でも確認できる。史学会編『史学雑誌』では1年に1度、前年の歴史研究の総括として、主要な著書・論文等に関する簡単な紹介をおこなっている。これは主要大学の文学研究科（史学関係）と経済学研究科（経済史関係）の若手研究者による分担執筆でおこなわれているが、同誌の第123編第5号（2013年の歴史学界）では満菌論文が取り上げられ、「綿密な史料分析から商外所得の重要性を解明した」というコメントが付されている⁽³⁹⁾。同論文が「綿密な史料分析」かどうかは異論があるが、それにしても「商外所得の重要性を解明した」と断言している点に注目しなければならない。

この著者は、戦前の小売商研究とは縁のない若手研究者（当時は東大院生、現在は名古屋商科大学経済学部助教の中西啓太）である⁽⁴⁰⁾。同人と筆者は面識がないため、このコメントは筆者の反応を考慮せずに自由に書かれたものである。しかも満菌論文のみを読んで書かれ、満菌流の論旨に納得したうえで記述しているはずである。もちろん数行にすぎない紹介文であるため、影響も限定的かもしれないが、その短さゆえに逆に第三者に「商外所得の重要性を満菌が発見した」と強く印象付け、すでに谷沢論文で商外所得の重要性を主張した事情を否定する効果を与えている。中西の文章は、筆者が展開してきた満菌論文の論理構造を裏付ける重要な根拠となる。まさに筆者の危惧した事態が現実化するに十分な力を、満菌論文は持っているのである。いままでの主張は、このコメントに象徴されるように杞憂でないと理解できよう。

(3) 1930年代の商家経済調査

3.1. 小売商問題と先行調査

本稿の第二の課題である『小売業経営調査』の統計特性を把握するには、とりあえず当時実施された代表的な商家経済に関する調査（以下、商家経済調査と略記）の概要を比較して、その特徴を浮き彫りにしていくことが必要となる。いわば統計制度史より、調査の特徴を把握することである。

満菌論文では、「1 分析資料の概要と位置づけ」がこの部分に該当するが、内容を検討するかわり、『小売業経営調査』の実施概要と同データに関する若干の特徴を論じているにすぎず、本格的な分析はおこなわれていない。この点では、先行研究である谷沢論文の「第2節 2.2 商家経済の把握方法と租税制度」、「第3節 家業の財務内容の復元・分析」（特に3.1 『商業調査書』のカバレッジ）などがかなり詳細に解説している。しかし同論文の目的が主に『商業調査書』の計量分析に重心を置いていたほか、東商の保管資料（もちろん『小売業経営調査』の調査個票を含む）が入手できなかったこと等のため、再度、商家経済調査に関わる当時の調査・統計

業務のなかで、『小売業経営調査』を正確に位置付ける分析が必要となる。本来、この作業のためには、個別統計の実施目的・担当組織等のみならず、その背後にある小売商問題とその対策などを丹念に追跡していくことが求められ、かなりの労力を必要とする。このため小売商問題に関する本格的な解説は別稿に譲ることとし、本節では小売商過多問題が昭和初期に至り、小売商の組織化から統制によって解決しようとした動きのなかで、主要統計がいかに設計されたかを概観することにとどめたい。

この目的に合わせて、小売商問題に対する基本的考え方を示した内池廉吉（東京商大教授）の著書『小売業統制論』のなかで書かれた、「小売市場の不完全性」という一文の要約をあげておこう⁽⁴¹⁾。内池は日本学術振興会の設立した小売商問題研究委員会（後述）の委員として同書を執筆しているため、この内容はたんに内池個人の意見というよりは、当時の統制経済に沿った商業政策に関する、代表的提言とみなすことができる。

業者の過多は、小売業に限ったことではなく他産業でも確認されていたが、とくに小売市場ではその提供する価格や品質を通じて、一般消費者の利害を左右し、ひいては国民所得の能率に大きな影響を及ぼす弊害が目立っていた。いま問題を価格に限定してみると、平時には需給関係で支配される市場価格を政策の基準とすべきであるが、業者の過多は小売市場を歪曲して同価格を不公正にさせる原因を造るものである。すなわち本来、自由競争が完全に公正な状態でおこなわれれば、一市場には一価格のみが形成され、その状態で物的・人的資源が最も有効に利用されて、人生に最大の満足を与えてくれる。しかし現実には、「過多なる業者が自家擁護の為無智無判断の多衆を操縦して自由競争を不完全ならしめ、一市場一価格の原則を全面的に破壊することで、それが為物資の社会的負担を加重し、業者の大部分が経営上の適限体量を維持し得ざるが為、社会資源の利用を妨害するに至るが如きは到底等閑に附すべからざるところである」⁽⁴²⁾としている。ちなみにこのような状況は、「小売価格と卸売価格の乖離」と「小売価格自体の無統一」として現れていた。

それゆえ市場の完全性を達成するためには、(1) 供給設備の適限体量 (Optimum size of retailing) を保持すること、(2) 商品の品質を均一とすること、(3) 需要者、供給者間に特恵的關係がないこと、(4) 供給者、需要者ともに商品に関する識別力を有すること、が重要であるという。このうち(1)がもっとも重要な議論である。ここでの「供給設備の適限体量」とは、工場、店舗等の設備には最高の能率を発揮する一定の体量（すなわち生産規模）があり、それを超過しても不足しても工場等の能率が悪化してくることを意味している。しかし現実には、業者過多によってこの生産規模が達成できないために、適限体量を阻止されている。それゆえ市場の完全性を達成するには、「供給設備の適限体量を保持」するための、各種の統制が必要になるという。

次に、(2)の商品の品質を均一にすると、それによって同一価格によって需要と供給が敏速に調和することができる。小売市場では、その商品が趣味嗜好流行等によって千差万別な個人の需要を満足させるものであるため、品質を均一にすることは困難であるが、たとえば農産品におけ

る検査格付け、工産品における規格統一・商品の標準化や商品取引所の活用など、を検討すべきであると指摘している。(3)の「特惠的關係がない」とは、価格が高く品質が不良にもかかわらず、小売業者と顧客との間に永年固有の因縁が成立していたり、地理的に便利といった理由で高価格にもかかわらず購入したりするような事例を、「特惠的關係」と表現している。このような関係は、市場を不完全・不公正なものとするために、この関係を排除すべきとしている。(4)の「商品に関する識別力」とは、いわば商品に関する優良安価を見極める力のことであり、これが十分に備わっていることで市場の完成性を達成することができる。

これらは、あくまで1930年代後半における研究者の考えにすぎないが、それでも政策が実施されたか否かにかかわらず、その方向性を示していたといえよう。そして小売商の過多問題を解消するためには、各種の小売業統制が必要となる。内池は、統制の具体的内容として、資格制限、小売業の計画的配置、経営の国家統制、業者の啓発運動、価格統制を提案している。これらの議論からわかるように、当時の小売商問題の解決には統制を通じた市場の健全化によって完全競争市場を目指す方向での政策が、研究者の間では求められていた。ただしこれらの議論は、あくまで過多に対する市場参入問題に絞った解決策（業者数過多の解消）であるが、小売商を取り巻くより広範囲の問題意識も無視することができない。すなわち失業者の受け皿としての労働（社会政策）問題、百貨店・均一店との競合問題、産業組合との競合問題、資金調達不足など弱小体質に関する経営合理化問題、納税主体としての租税問題などがあげられる。これらの多様な問題をいかに解決するかが大きな政策課題であった。もちろん政策当局は、これらの問題に等間隔で接したわけではなく、おのずとその重要度に強弱が付けられていたはずである。その点では、おそらく最大の政策課題は上記の市場参入問題の解消であったと思われる。

上記のうち、経営合理化問題はおそらく商家経済調査ともっとも直接的に結びつく問題であり、その重要性が認識されていた。ここでその概要を例示しておこう。例えば、1930年5月に商工審議会が中小小売商の困窮問題を解決するため、経営の合理化を促進すべき手段として、以下の項目を決議した⁽⁴³⁾。(1) 経営上の無駄を省き、営業費の低減を図りかつ家計と営業費との混同を避けること、(2) 商品の安価仕入を図ること、(3) 販売の合理化を進めること、(4) 金融の緩和を進めること、を示した。さらに(2)の手段として、(イ) 共同購入・大量仕入、(ロ) 直接購入、(ハ) 共同設備（運送、倉庫、加工場等）が例示され、(3)の手段として、(イ) 設備の改善（建物、陳列、サービス、広告等）、(ロ) 回転率本位（手持品減少）、(ハ) 掛値駆引の禁止(二) 現金売、(ホ) 正味数量の厳守、(4)の手段として、(イ) 中小小売商の信用能力の薄弱なるため結合すること、(ロ) 中小小売商の為の金融機関の設立（市街地信用組合、銀行金融、同業者間の金融等の改善）が提示された。これらの内容は、経営合理化という割には極めて広範囲の項目に及ぶが、おおむね当時の小売商問題の対策の全貌を示していたといえよう。

以上のような各種統制を実施するための重要な情報収集手段として、各種の商家経済調査が求められてきた。いま東京市を対象とした調査に限定して、実施時期の順番で昭和初期の主要な商

家経済調査をあげると、表1-5のようになる。すなわち1931年の東京市『商業調査書』、1932年の東京府『東京市隣接五郡に於ける物品販売業者収益調査』（以下、『収益調査』と略記）、1935年の東商『小売業経営調査』があげられる。このほか1930年10月1日現在の内閣府『国勢調査』、1930年現在の営業収益税の納税人員（いわば業務統計）といった関連データからも、有力な情報を入手できる。これらの情報を比較することで、東京市内の小売商の全体像を大まかに捉えることができよう。

全体の流れからみると、1930年代に入って統制の枠組みに従って急速に商家経済調査が実施されていった。この背景には、1937年8月に百貨店法が公布されたことに象徴されるように、「小売商問題」が同時期に大きな政策課題となっていたこと、国税として外形標準課税の営業税が1926年2月に廃止され、代わりに所得課税の営業収益税が開始されたことで、商家世帯の所得構造を把握しやすくなったこと、役所側でも統計関連部局が整備・拡充され、調査環境が急速に改善されてきたことも無視できない。特に最後の点は、1929年4月に商工省で統計課の大幅

表1-5 東京市臨時商業調査会の役員氏名（1933年3月）

現旧別	役 職	所属組織の職名	氏 名
現役員	会 長	商工次官	吉野 信次
	副会長	東京市助役	菊池 慎三
	顧 問	商工省商務局長	川久保 修吉
		東京府内務部長	金森 太郎
	委 員	東京商工会議所理事	渡辺 鉄蔵
		東京実業組合連合会長	星野 錫
		商工省商政課長	大貝 晴彦
		商工省文書課長	小島 新一
		商工省統計課長	勝部 兵助
		商工事務官	豊田 雅孝
		東京府商工課長	中原 啓造
		日本商工会議所主事	依田 信太郎
		東京商工会議所主事	前田 薫一
		東京実業組合連合会主事	横溝 瑟恵
		東京市産業部長	荒木 孟
	東京市勸業課長	吉山 眞棹	
	東京市文書課長	村山 正修	
東京市職業課長	筒井 茂也		
東京市統計課長	脇水 重臣		
旧役員	前会長	前商工次官	田島 勝太郎
	前顧問	前東京府内務部長	広瀬 久忠
		同 上	久保田 金四郎
	前委員	前商工省文書課長	高橋 康順
		前商工省統計課長	加藤 正道
		前商工省商務課長	橋本 芳雄
		前商工事務官	岡松 成太郎
		前東京府商工課長	山田 武雄
		前東京市商工課長	工藤 隆治
		前東京市文書課長	川口 寛三
前東京市職業課長		篠崎 國男	

(資料) 東京市『東京市商業調査書』の目次前頁より谷沢が作成。

な拡張をおこなったほか、30年1月には東京市でも産業統計事務協議会を発足させ、これに合わせて統計課内に産業統計掛を新設して、『東京市産業統計年鑑』の刊行が開始された⁽⁴⁴⁾。商工省の動きは、1927年5月に設置された商工審議会で、産業統計の整備・拡充が重点課題として位置付けられたことを反映している。このように1929・30年頃に、産業調査の実施が可能となる、実務体制の整備が進んだことが注目される。以下、主要調査の特徴を個別にみていこう。

まず『商業調査書』は、我が国最初の本格的な商業調査として、東京市域の物品販売業を対象に1931～32年（ストック量については31年11月15日現在）に、経営内容に関するかなり突っ込んだデータ収集が実施された。同様の調査が、翌33年から36年にかけて全国の主要都市9地区で実施されるなど、大規模な商業調査の魁と位置付けられる。東京市の調査名は「東京市臨時商業調査」、調査実施主体は商工省、東京市、東京府の事務官と実業団体関係者で構成された「東京市臨時商業調査会」であった。同調査会は、表1-5のように多様な組織が関与していたが、実質的なイニシアチブは商工官僚が握っていた⁽⁴⁵⁾。この事実は、会長に商工次官が就いているほか、委員として商務局長、商政課長、文書課長、統計課長が名前を連ねていたことから理解できよう。

同調査は、その調査範囲が「本市域に固定店舗を有して物品販売業を行ふ営業者」であり、1営業所ごとに1通の調査用紙が配布された。ここで固定店舗とは露店・屋台等の移動店舗は除外されること、事業の範囲として製造、修繕、請負等の工業的営業を主としないことに限っている。また物品販売業の範囲は、「国勢調査結果の表章に用ふべき範囲・分類を採用している」⁽⁴⁶⁾ことも重要である。このため東京市（旧市域）の物品販売業を対象を絞って『商業調査書』と『国勢調査』を比べると、本来はほぼ同数となってよいはずだが、表1-6に示されているように

表1-6 東京旧市域における商業者数の比較（1930年）

(単位：人，%)

	営業収益税の納税人員			東京市商業調査書			1930年国勢調査		
	職業名	納税人員	構成比	職業名	営業所数	構成比	職業名	有業人口	構成比
個人業者	物品販売業	① 40,012	49.8	商業	② 76,229	94.9	商業（物品販売業主）	不明	—
法人業者	—	—	—	商業	③ 4,084	5.1	商業（物品販売業主）	不明	—
合計	物品販売業（個人）	40,012	49.8	商業	④ 80,313	100.0	商業（物品販売業主）	⑤ 89,528	111.5
							(参考) 露店・行商人		

- (注) 1. いずれも店舗を持った企業の経営者のみである。
 2. 営業収益税の納税額は51,368,250円である。
 3. 東京市商業書の営業所数とは、事業所数のことではなく、営業者数のことである（この事実は、同書150頁の「支店頻度分布表（総数の部）」より判断した）。
 4. 東京市商業調査書と国勢調査の商業の定義は同一である。
 5. 東京市商業調査書の本店数とは、本店が東京所在の企業数を示す。
 (資料) 谷沢弘毅『近代日常生活の再発見』の230頁の表3-4による（ただし原資料は、以下のとおり）。
 ①は『東京市統計年表、第28回』の994頁、②③④は『東京市商業調査書』1933年の486頁、⑤⑥は『昭和5年国勢調査』（東京府版）の320～331頁。

実際には、『商業調査書』が8万人(表の④)で『国勢調査』の9万人(⑤)よりも1割強少なくなっている。ただし『東京市公報』によると、旧市域分の調査の回収率が個人営業者99.5%、法人営業者75%に達したとしており、我々が注目している中小小売商=個人商店は、ほぼ全数調査されたといえそうである⁽⁴⁷⁾。

このように高回収率が達成できた背景には、調査員(正式名称は商業調査員)が正確な数字を記入するため3回の実地調査をおこなったほか、指導員が調査員の指揮・監督を受けて記入情報を再チェックする仕組みがあった⁽⁴⁸⁾。このような慎重な調査体制が高い回収率を達成できた理由であろうが、我々が注目すべきは回収率よりも損益の数字であることはいうまでもない。そこで谷沢論文では、旧市域に限って個人事業者の純益金(課税所得)の内訳を検討している。営業収益税では、純益金が400円以上の事業者が納税するため、表1-6の①より1930年の納税者数は4万人となるが、『商業調査書』より全事業者数は7.6万人であるから、納税者の割合を計算すると約52%となる。他方、『商業調査書』の納税該当者数3.6万人を全事業者数で割った割合は約47%であるから、おおむね『商業調査書』の調査対象者は現実の納税行動を反映した数字であった。この事実は、『商業調査書』の収益把握方法が営業収益税の純益金を参考にしていたことを示唆している。

なお、『商業調査書』のようなセンサス調査を実施する際には、調査対象を確定する基礎台帳が必要となる。この調査ではいかなる資料を活用したのであろうか。この関連の情報は残念ながら入手できていないが、ただし谷沢論文では『商業調査書』とほぼ同時期(1930年1~3月)に実施された「商工業者実情調査」で、営業収益税徴収簿、営業税台帳を使用したことを確認している。このため、『商業調査書』でもこれらの資料が使われた可能性が高いことを指摘している。上記の欠損者割合の一致からみても、この推測はおおむね正しいだろう。

『商業調査書』の調査項目は、表1-7を参照して欲しい。初めての本格的な商業センサスとみなされるように、その調査項目は当時としては詳細であった。収入における「現金仕入と掛仕入の割合」、販売における「現金販売と掛販売(掛売)の割合」、「午後九時以降の販売額の割合」といった、当時の小売商における独自の商慣習に関わる項目が取り上げられるなど、きめ細やかな調査が実施されている。また財政分野では、とりあえず資産・負債関連の数字を包括的に把握するようになった点では、従来の世帯別調査である『家計調査』等と比べても画期的な調査であった。

ただし初めて踏み込んだ項目であるがゆえに、その問題点も多かった。例えば、資産の内訳を「固定資本」、「運転資本」、「資本総額」と分類しているが、その定義は以下のとおりである(なお傍点は原文のままである)。

- ①固定資本:「例へば営業所、倉庫等の建物。造作。設備。営業上の什器、営業用の船舶、自動車。権利金、保証金等」
- ②運転資本:「手持の商品、材料、其他営業資本としての手持金、預金等」

表 1-7 昭和初期における主要な商家経済調査の概要

	商業調査書	収益調査	小売業経営調査	
調査対象時期(実施時)	1931～32年(31年11月)	1931年度(32年7月)	1935年(36年1月)	
調査実施機関	東京市臨時商業調査会(商工省, 東京府, 東京市等)	東京府商工課	東京商工会議所	
調地域・対象店数	東京府内の物品販売業 16.5 万店(全数調査), うち小売商は 12.8 万店	東京府郡部の物品販売業 8 万店(全数調査)	東京市内の主要 12 商品を扱う小売商 939 店(抽出調査)	
調査項目				
商店名・代表者氏名	記名(被調査者)	記名(納税者)	— (匿名)	
経営組織	個人・法人別,	個人・法人別	個人・法人別	
業 態	製造・修繕・卸・小売別	小売	小売(本業・兼業別)	
立地・設備等	本支店所在地	本店所在地(納税上)	報告店の所在地状況(商店街他) 建物面積, 売場面積 電話・自動車の保有状況	
仕 入	現金仕入と掛仕入の割合 平均手持商品高	— —	仕入先や仕入方法 仕入の担当者 仕入代金の支払方法	
販 売	商品別の卸・小売別販売額 現金販売と掛販売の割合	— —	販売地域 販売方法(店売・外販の割合等) 得意先 現金販売と掛販売の割合 広告宣伝の状況	
経営管理	—	—	使用する伝票・帳簿の種類 損益計算の記帳頻度 販売・仕入の予算表の作成 商品の棚卸方法	
労 務	従業員数の内訳(事務員, 店員, 家族従業員等別) 勤務時間, 休日	— —	従業員数の内訳(家族, 住込, 通勤別) 採用方法 事業所内の教育方法 勤務時間, 休日 福利厚生関連の支出 住込従業員への食事提供等	
収 入	商品販売額 その他の営業収入 兼業純収入	営業税は売上高(ただし営業収益税は収益額) — —	} 第二表(P/Lの関連項目)	
支 出	仕入高 賃銀及給料 地代及家賃 広告費 租税及公課 貸倒れ 保険料 その他営業費	— — — — — — — —		
うち租税公課の内訳	—	—		} 第三表(国税, 道府県税, 市税, 町内会費等の内訳)
資 産	固定資本 運転資本(売掛金等は除外) 平均手持商品額	— — —		
負 債	借入金のみ(買掛金等は除外)	—		} 第一表(機関別の借入額, 金利, 期限, 担保等)
うち借入金の内	利用金融機関別の借入額, 金利	—		

(注) 『小売業経営調査』の第一・二・三表は、詳細な内訳項目を含んでいるが、煩雑になるために省略している。ただしいずれも、『商業調査書』の調査項目よりも詳細である。

(資料) 東京市編『東京市商業調査書』、『物品販売業者収益調査』、『小売業経営調査』より谷沢が作成。

③資本総額：「固定資本と運転資本と合せた額」

この定義をみると、当時としては極めて高度な概念が導入されていることがわかる。ただしこれらの項目は現在と比べると不完全なものであるが、概して固定資本=固定資産、運転資本=流動資産、資本総額=総資産と考えられる。つまり資産概念と資本概念を混同するなど、未だ用語の概念が確定していない。ちなみに流動・固定資産といった名称は『小売業経営調査』の報告書では使用されたから、概念が統一化するのにもう数年を要したにすぎない。中小小売商がどの程度この概念を理解できたのか疑問であるが、それを考慮してもここまで包括的に損益・財政状況を把握してその後の商家経済調査の方向性を示した点で、その先駆性は大いに評価しなければならない⁽⁴⁹⁾。また金融機関別の借入金、金利を項目に加えていた点も、小売商問題における金融問題の重要性の点から注目すべきであろう。調査項目だけをみると、『商業調査書』は損益財政状況にわたる各種データが収集された点において、いままでにない画期的な商業センサスである。

ただしこれらのデータをどの程度信じることができるかは別問題である。個別の費用項目を書き出さない大括りの数字であるため、首尾よく記入できたとしても、その信頼性はかならずしも高くはないだろう。この問題を厳密に検証するためには、特定の店舗に限定してその正確な損益財政構造を把握したうえで、『商業調査書』のデータと比較する必要がある。しかし実際に、そのようなデータは入手不可能であろう。その代わり個人事業者の場合には、純益金400円以上で営業収益税が課税されていたため、その納税者数の割合が表1-6では49.8%であった。一方、『商業調査書』より旧市域の個人事業者に限って純益金階層別の事業者数を作成した表1-8をみると、この表からおよそ400円以上の事業者の割合は58.7%と計算される。それゆえ営業収益税の納税台帳の人数との間では約9%の誤差が発生したにすぎない。この事実より、『商業調査書』の収支情報は基本的には、営業収益税の課税情報を利用しつつ、若干数値が修正して記入された可能性が高いかもしれない。

次に、『収益調査』について。同調査は、東京府商工課が東京市に隣接する5郡(荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡)内の国税営業収益税もしくは府税営業税を納付する物品販売業者を対象として、1931年度の1年間を対象として実施された大規模調査であった。この時期は、さきの『商業調査書』の新市域(つまり従来の郡部)の調査時期に重なっているため、おそらく小売商の開廃業の激しい同地域の実情を把握しつつ、『商業調査書』の先行調査または母集団の確定といった目的のもとで実施されたと推測される。ちなみに『商業調査書』の臨時商業調査会では、表1-5のように『収益調査』の実施部署である東京府商工課長が一時期、同委員に就任していたため、この推論はほぼ間違いなからう。さらにこのような東京府・東京市の連繋は、商工省が率先してお膳立てをしていたというべきかもしれない。

調査の規模を確認しておこう。いま、東京府郡部(つまり東京市の新市域)に関して、『収益

表 1-8 『商業調査書』による旧市域の個人事業者の純益金内訳 (1930 年)

(単位：円，%)

	対象業者	構成比	累積対象 者数	累積構成比
赤字業者	17,128	22.5	17,128	22.5
黒字業者	59,101	77.5	—	—
50 円未満	5,396	7.1	22,524	29.5
70 円未満	1,807	2.4	24,331	31.9
100 円未満	2,591	3.4	26,922	35.3
200 円未満	7,080	9.3	34,002	44.6
300 円未満	6,638	8.7	40,640	53.3
500 円未満	8,176	10.7	48,816	64.0
700 円未満	6,281	8.2	55,097	72.3
1,000 円未満	5,139	6.7	60,236	79.0
1,200 円未満	3,329	4.4	63,565	83.4
1,500 円未満	2,401	3.1	65,966	86.5
1,700 円未満	1,310	1.7	67,276	88.3
2,000 円未満	1,321	1.7	68,597	90.0
2,500 円未満	1,394	1.8	69,991	91.8
2,500 円以上	6,238	8.2	76,229	100.0
総計	76,229	100.0	—	—

(注) 1. 原資料では、赤字業者は「欠損者」、黒字業者は「利益者」と標記されている。

(資料) 谷沢『近代日常生活の再発見』の231頁の表3-5による(ただし原資料は、『東京市商業調査書』の486~490頁のデータで谷沢が作成)。

調査』は80,317店であり、1932年11月末の『商業調査書』は84,637店であった。また個人業者数に限ると、『収益調査』は77,976店、『商業調査書』は76,277店(ただし正確に言うと、1932年11月末時点で調査した、32年6月末以前に開業した業者数)であるから、『収益調査』も『商業調査書』と同様に実質的にセンサス調査であったといえよう⁽⁵⁰⁾。それにもかかわらず、主要な統計解説書にはまったく紹介されてこなかった、いわば幻の調査である⁽⁵¹⁾。あまりに『商業調査書』の存在が大きかったのかもしれないが、わずか数年以内に立て続けに同一店舗に調査を実施するのは、訓練を受けた調査員がよほどしっかりしていなければできないだろう。

実施にあたっては、予備調査と本調査の2種類の調査が行われ、予備調査は1932年7月より実施され、数ヶ月で完了した。翌33年2月には、「その予備調査の結果」として報告書(以下、中間報告書と略記)完成した⁽⁵²⁾。筆者はこの報告書を入手しているが、その後に本調査がいつ、どの程度の内容で実施されたのか、また「最終報告書」を完成したのかなど、現在までに確認することはできない。もしかしたら大東京市の発足にともなう事務量の増大のなか、本調査を中止したのかもしれない。それゆえ以下の議論は、すべて中間報告書に掲載された情報をもとに整理したものである。

調査の概要は、同報告書の第1編緒言に記述されているが、残念ながらその調査票や実施要綱が掲載されていない。ただし報告書では、調査対象業種を1~32の物品販売業に分類しており、他の調査と比べてもっとも詳細な業種分類が採用されている。その代わり調査項目は、表1-7の

ような収益高（営業収益税の納税者のみ）、売上高（府税営業税の納税者のみ）に限定され、同報告書ではそれらの情報が業種別、法人・個人別に集計されている。なお報告書では、収益調査の「収益」の定義が不明であるが、統計表から判断すると営業収益税の純益金や営業税の売上高といった、いわば課税標準と推測される。このため調査台帳には、ほぼ同時期に実施された『商業調査書』と同様に、営業収益税、営業税の課税台帳が使用されたと思われる。調査項目の少なさゆえ本稿の目的には向かないが、それでも他の調査のデータの信頼性等をチェックする際に、母集団に関する基礎情報として大いに利用できるはずである。

3.2. 本格的な経営調査の登場

さらに『小売業経営調査』に移ろう。同調査は、『商業調査書』と同様に商工省からの依頼にもとづき、東商が東京市内の小売商を対象として、1935年（または同年12月末現在）を調査対象時期とした、本格的な経営調査であった。すなわち商工省は、「小売業経営並に金融の調査に就て」というパンフレットにおいて、「一. 商工省では（中略）最近特に小売業改善調査委員会を設けまして小売業の実情を調査して其の更正振興について具体案を研究して居る（以下省略）」が、「二. 今回右委員会では小売業の経営及び金融に就て皆様の現状に最も相応しい改善案を樹てる事となりその為に商工会議所にお願ひして皆様の営業について詳細な調査をして戴く事になりました（以下省略）」としている⁽⁵³⁾。そして商工省による『小売業経営調査』の実施概要については、以下のような内容を想定していた。重要な情報であるため、全文を掲載しておこう。

「商工省ノ「小売業経営並ニ金融調査」参考事項

一. 調査都市（二十四都市）

東京、大阪、京都、名古屋、横浜、神戸、広島、福岡、仙台、呉、札幌、小樽、新潟、浜松、弘前、盛岡、宇都宮、松山、甲府、尾道、別府、鳥取、大牟田、長野、（右ノ外前橋ハ自発的ニ申出）

二. 調査業種（十二業種）

白米、雑穀、織物、魚介藻類、蔬菜果実、酒類、菓子パン、薬品化粧品、家具、履物雨具、薪炭、洋雑化^{ママ}

三. 調査店舗数

一都市一業種ニ付一百店舗ノ標準ナルモ都市ノ状況ニ依リ予テ御打合せ致シ置キタル通り適當数ヲ御選定ノコト。

四. 調査事項及調査時期

別紙調査票ニ記載ノ通りニシテ、調査時期ハ昭和十年十二月三十一日現在又ハ同日最モ近キ営業年度末現在、但シーケ年間ニ亘ル事項ニ付テハ昭和十年一月一日ヨリ同年十二月三十一日ニ至ルーケ年間（詳細ハ調査票ヲ参照）。

五. 調査ノ秘密

調査ノ個々ノ内容ニ付テハ絶対秘密ヲ厳守セラレタキコト」⁽⁵⁴⁾

以上のように、当調査は東商が単独で実施したものではなく、あくまで政府の商工政策の一環として、24都市の12業種に絞って一斉に実施されたのであり、特に地方都市でも実施された点は特筆される。その調査項目は、表1-7のように極めて詳細なものであった。収支・財政関連のデータほほか、立地・設備関連、仕入方法等、経営管理、労務関連、負債内訳などに及び、経営全般を検討することができる情報が収集された。その背景には、商工省が設置した小売業改善調査委員会（事務局は商務局）が大きく影響していたことを指摘しなければならない。すなわち同委員会は、1937年8月に公布された百貨店法を作成するにあたって、その意見を集約化するために34年に臨時産業合理局内に設置された委員会であり、本位田祥男と中西寅雄（いずれも東京帝大教授）を主査として、東西の大物研究者が参加していた⁽⁵⁵⁾。同委員会の下では、第一特別委員会（組織）、第二特別委員会（経営）、第三特別委員会（金融）の3つの特別委員会が設置され、36年12月に百貨店規制に関する総会決議を採択し、町田忠治商工相にその決議書を提出した。このため『小売業経営調査』の調査は、同審議に利用するために実施され、その結果は同決議書の内容に大きな影響を与えたと考えられる。

ただしここで注意しなければならない点は、筆者自身が東京以外の都市の調査を確認していないことである。おそらく行われた可能性はあるが、それを報告書の形にまとめたかどうかは疑わしい。なぜならこの調査は、あくまで百貨店法という法整備を目的としていたほか、東京でおこなわれた『小売業経営調査』でさえデータ上の問題点が発生したため、おそらく他地域も同様の問題点が発生し、それゆえ集計することが困難を極めたと考えられるからである。また東商では、内部にこの問題に関する小売商問題特別委員会を設置し、商工省の小売業改善調査委員会より先行して1934年12月より審議（合計12回）を開始していた⁽⁵⁶⁾。たしかに同問題が最も先鋭的に発生するのは東京市内であるから、政府よりも進んで議論を始めたのは、もっともな理由といえよう。このような事情があったため、百貨店法の関連では『小売業経営調査』のみの情報でかまわないと考えたほか、その調査実施主体に事情を熟知した東商を選んだのかもしれない。

当調査を実施するにあたって、『商業調査書』のように営業収益税徴収々簿、営業税台帳を使用したかどうかの情報はない。ただし同調査の報告書の「はしがき」によると、実際の調査にあたって、東京実業組合連合会と12業種の同業組合が協力したことが明記されているため、おそらく対象店舗の選定や調査業務の多くは直接、これら各組合に依頼していた可能性がある。特に東京実業組合連合会は、小売商による反百貨店運動の中心的団体であったため、『商業調査書』の実施主体となった「東京市臨時商業調査会」の顧問に会長、委員に主事が就任するなど、『商業調査書』との継続性が確認される⁽⁵⁷⁾。このような事情があったため、各組合の事務局は調査に積極的に協力したほか、商工会議所の調査担当者の1店当たり事務量は『商業調査書』よりはるかに少なかったと思われる。また、組合員が中心であり、少なくともアウトサイダー店舗は含

まれていなかったことは重要な特徴である（この点は別稿で具体的に検討していく予定）。

最終的な調査数は、『小売業経営調査』がわずかに900店超であるため、『商業調査書』の約5.9万店（ただし東京市の旧市域の小売商に限る）より計算した抽出率は1.5%程度にすぎない。ただしこの調査数は、当初から予定していたものではなかった。なぜなら参考事項で「一業種二付一百店舗ノ標準」としているように、調査の信頼性より100以上を狙っていた。しかし実際には1業種平均で78店にすぎず、この標準をはるかに及ばなかった⁽⁵⁸⁾。ちなみに業種別の調査店舗数をみると、100の目標値を達成できた業種は白米、薪炭の2業種にすぎず、なかには雑穀42、魚類59のような6割にも満たない業種もあった。東京でさえこの状況であったから、他の地方都市などでは50店さえも達成できなかった業種が軒並み発生していたのではないかと推測される。それゆえ商工省が最終的に、計24都市の調査結果を作成・公表する予定であったものの、その作業は中断されたのではなかろうか。現在のところ、全国の報告書が発見されていないのは、以上のような事情があったと考えるべきであろう。

以上のように代表的な3つの商家経済調査は、いずれも「小売商経営問題」を把握するために商工省が直接・間接的にその実施に関与していた。そのため商工省が主導的に、なんらかの統一的な統計様式を決めていた可能性が考えられる。もしそうだとすると、筆者がかつて研究してきた初期の家計調査（細民・職工が対象）では、多くの調査が在野の研究者を中心としてその統計様式が開発・改良されてきたが、小売商世帯の調査ではこれとは異なり、役所主導で発展していったという点で非常に興味深い⁽⁵⁹⁾。もちろん筆者が現在のところ、小売商の経営実態に関する統計様式の全貌を把握でききほど多数の調査を収集・分析しているわけではないため、あくまでこれは東京圏の大手調査を中心とした推論の域を出ない話である。

そこで以下では、『商業調査書』と『小売業経営調査』に限定して、その主要な相違点のみをあげておく。この問題を把握するためには、まず谷沢・満菌の両者とも小売商の経営問題を扱う場合には、家業部門のみならず家計部門の経済活動も無視できないことを指摘している。ここで家業部門とは、小売業に直接かかわる事業部分であり、家計部門とは小売業部門を除外した消費活動の主体とした部分を指している。また統計体系としてこれら部門を把握するには、損益計算書（以下、P/Lと略す）、貸借対照表（以下、B/S）という2種類の統計表が必要となるため、業計複合体の把握には合計では4つの統計表で構成されることとなる。この基準に照らしてみると、『商業調査書』は家業部門のP/LとB/Sのみ、『小売業経営調査』では家業部門のP/L、B/Sに加えて、家計部門でかろうじて収入（P/LのうちP）まで把握できる。このように両者は、『小売業経営調査』の業計複合体としての、わずかな優位性に注目したわけである。

ちなみに『小売業経営調査』の収入情報は、具体的には調査票（裏面）の第二表に掲載されている「営業外ノ収入」という項目より入手でき、そこでは「(36) 給料及賃銀収入」、「(37) 地代及家賃収入」、「(38) 利息及配当収入」、「(39) 其ノ他ノ収入」に分類されている。読者は、このような詳細な所得情報の記入が回答者に多大な負担をもたらすと思うだろう。しかし当時の個人

所得税である第三種所得税は、所得種類ごとにその金額を申告することを求めその総額に課税していたため、さほど記入上の負担が大きかったわけではない。なお谷沢論文において、『日本紳士録』から入手した個人別の営業収益税と第三種所得税の課税データを基に、商家総所得の内訳を独自に推計した手法は、まさにこの課税制度を利用したものである。さらに満園論文では、商外所得に「営業外ノ収入」の内訳データを使用しているが、そのデータが第三種所得税の課税標準と推測された点はまったく指摘していない。この事実も追加しておこう。

上記の事実から判断すると、我々の目的にとって『小売業経営調査』でさえ、さほど重要な統計とは思われないと判断しがちであるが、そうではない。すなわち現行の商業センサス（正式名称は『商業統計調査』）では、5年ごとに販売額、仕入額、従業者数、事業所数などを調べているにすぎない⁽⁶⁰⁾。情報量では両調査には到底及ばない。また同じ自営業である農家世帯に限ると、1920年代より農林省によって『農家経済調査』が継続的に実施され、毎月、農業部門のほか兼業部門の損益を調べ、あわせて家計（家事）部門の収支を調査していたほか、年1回だけ各部門の資産・負債内訳も調査していた⁽⁶¹⁾。同調査は戦後も継続され、農業環境の変化のなか『農業経営動向統計』として改編されたが、1999年7月からは調査世帯の記入負担が重すぎる等の理由から、収支の内訳については内閣府『家計調査』に引き継がれていった。また1930年代中葉には、大槻正男（京都帝大教授）が独自の農業簿記の体系を確立しており⁽⁶²⁾、この体系が戦後の『農家経済調査』に採用されていた。

ここで『家計調査』は、周知のとおり世帯単位で収入・支出を詳細に調査しているが、あくまで収支両面を調査しているのは勤労世帯（いわゆるサラリーマン世帯）にすぎず、自営業世帯は調査が困難であるとの理由から支出のみを調査している。つまり家業・家計部門の損益・財政状態は、初めから調査対象外とされている。このため我々の目的とする中小小売商世帯の家業・家計部門を包括的に調べるには、『農業経営動向統計』の統計体系がもっとも適していたが、現在となっては廃止されているため、既存の統計で調査手法を検討できるものはなくなった（『農業経営動向統計』については、第5節5.1.で詳述する）。このような状況であるがゆえに、現行の研究者にとっても個人事業者の家業部門に限定されているとはいえ、そのP/L、B/Sに関する情報の過半が入手できる両調査に大きな興味を抱くほか、その調査能力の高さに感嘆するのである。このように両調査は、「戦前・戦後を通じて、小売業世帯における家業・家計両部門のP/L、B/Sを作成する作業に最も近づいた統計調査である」と、わが国の経済統計史上で位置付けることができる。

ただし『小売業経営調査』でさえ、家計部門の支出項目とB/S項目はまったく調査されていないため、入手できない情報量の多さに注意が必要である。そこでとりあえず家業部門のP/L、B/S関連部分の情報に限って、『商業調査書』の調査票を図1-1で、『小売業経営調査』の調査票を図1-2で示しておこう。これらの図にもとづき両調査の主要な相違点3つを要約しておくと、以下のとおりである。なお以下で扱う項目は、あくまで調査票に導入されたことを意味する

図1-2 『小売業経営調査』の調査票(損益・財政関連のみ)の概要

第二表

昭和十年十二月三十一日又は調査期日最近ノ營業年度末現在				
營業上ノ資産ノ種類	(1) 土地	營業用ノ土地が自己所有ノ場合ハ其ノ時價ヲ記入シテ下サイ	圓	
	(2) 借地權	營業用ノ土地が借地ノ場合ハ借地契約ノ際ニ支拂ツテ溢利金ノ額ヲ記入シテ下サイ	圓	
	(3) 建物	營業用ノ建物(店舗、倉庫等)が自己所有ノ場合ハ其ノ時價ヲ記入シテ下サイ	圓	
	(4) 借家權	營業用ノ建物が借家ノ場合ハ借家契約ノ際ニ支拂ツテ溢利金ヲ記入シテ下サイ	圓	
	(5) 設備及器具	營業用ノ設備(前庭、陳列臺、電燈裝飾、自動車、自転車、荷車等)及器具(事務用器具、販賣用具等)ノ時價ヲ記入シテ下サイ	圓	
	(6) 商品(受託商品ヲ除ク)	手持商品ノ評價額ヲ記入シテ下サイ。評價ハ昭和十年十二月月卸賣相場ヲ標準トシテ下サイ。卸賣相場が不明ノ場合ハ仕入値段ヲ標準トシテ下サイ。	圓	
	(7) 有價證券	店ノ資産トシテ所有スル公債、社債、株券、其ノ他ノ債券等一切ノ有價證券ノ時價額ヲ記入シテ下サイ	圓	
	(8) 掛貸シ	貸出代金ノ未收額ヲ記入シテ下サイ。但シ既ニ貸倒レトナシタ分ヲ除クテ下サイ	圓	
	(9) 積金(拂込高)	無息、低利率ノ貯蓄銀行ノ定期積金等ニ加入シテ居ル場合ハ昭和十年十二月三十一日迄ニ拂込額ノ金額ヲ記入シテ下サイ。但シ營業外ノ分(興ノ分)ヲ除クテ下サイ	圓	
	(10) 定期預金	銀行ノ定期預金ヲアレバ其ノ金額ヲ記入シテ下サイ。貯蓄銀行ノ積立貯金ニ合算シテ下サイ。但シ營業外ノ分(興ノ分)ヲ除クテ下サイ	圓	
	(11) 當座預金	銀行當座預金ノ金額ヲ記入シテ下サイ。貸ニ記入スルハ小切手帳行ノ出金シレシモノ限リテ。小切手帳行ノ出来ノイ特別當座預金、小口當座預金、日歩貯金等ハ次ノ欄ニ合算シテ下サイ。其テモ營業外ノ分(興ノ分)ヲ除クテ下サイ	圓	
	(12) 其ノ他ノ預金及貯金	前二欄以外ノ銀行預金、信託預金、郵便貯金、信用組合、商業組合ノ預金及貯金ノ合計ヲ記入シテ下サイ。但シ營業外ノ分(興ノ分)ヲ除クテ下サイ	圓	
	(13) 現金	店ノ分ヲ記入シテ下サイ。受取小切手モ現金トシテ合算シテ下サイ	圓	
	(14) 其ノ他ノ資産	以上ノ外營業上ノ資産がアレバ其ノ金額ヲ記入シテ下サイ。(例ハ他ノ借入シテ入レタル保潔金、敷金、供託金、借地借家以外ノ權利金、組合共ノ他共同事業ヘノ出資等)	圓	
營業上ノ負債類	(15) 借入金	證書、手形、其ノ他形式ノ如何ニ拘ラズ、又銀行、個人等貸主ノ如何ニ拘ラズ、營業ノ爲ニ借入シテ金額ヲ記入シテ下サイ	圓	
	(16) 掛借	貸出代金ノ未拂額ヲ記入シテ下サイ	圓	
	(17) 未拂經費	營業上ノ費用中未拂ノ分ヲ記入シテ下サイ。(例ハ廣告料、印刷代、電燈料等ノ未拂分)	圓	
昭和十年一月一日ヨリ同年十二月三十一日マデ一年				
營業上ノ收入及支出	收入	(18) 商品賣上高(一年間)	一年間ノ商品賣上高ヲ記入シテ下サイ	圓
		(19) 其ノ他ノ營業收入(一年間)	商品賣上以外ノ營業收入(例ハ委託料、在立代、營業用ノ場所、什器等ノ賃料、營業ニ關スル有價證券ノ利子等ノ配當、店ノ貸金ニ對スル利子等)ヲ記入シテ下サイ	圓
	支費ノ内	(20) 賣上商品原價	一年間ノ賣上商品ノ原價(持込運賃ヲ含ム)ヲ記入シテ下サイ(一年間ノ仕入額ヲ減アリマセン)	圓
		(21) 地代	營業用ノ土地が借地ノ場合ハ其ノ一年間ノ地代ヲ記入シテ下サイ	圓
		(21) 家賃	營業用ノ建物が借家ノ場合ハ其ノ一年間ノ家賃ヲ記入シテ下サイ	圓
		(23) 賃銀給料	店員其ノ他ノ従業員ニ對シテ一年間ノ賃銀、給料、賞與、手當等ノ支拂額ヲ記入シテ下サイ。食料、被服等ノ支給スル場合ニハ其實數ヲ合算シテ下サイ。但シ直営従業員及住宅ノ賃金ニ對スル支給額ハ除クテ下サイ	圓
		(24) 廣告宣傳費	一年間ニ要スル新聞雜誌ノ廣告料、電柱廣告、立看板、浴槽廣告等ノ製費及廣告料金、宣傳用印刷物ノ印刷代、ポスター代費、サンデー展ノ購入料金等廣告宣傳ニ要スル一切ノ經費ヲ記入シテ下サイ	圓
		(25) 點檢、動力、暖房費	一年間ノ電燈代其ノ他ノ電力料金、瓦斯、薪炭等ノ燃料費ヲ記入シテ下サイ	圓
		(26) 包裝費	一年間ニ使用シタル包装紙、糊代、箱代等直接包装ニ要スル一切ノ經費ヲ記入シテ下サイ	圓
		(27) 配達費	一年間ニ配達ノ爲直接費ヲ金額ヲ記入シテ下サイ	圓
		(28) 通信費	一年間ニ要スル郵便、葉書代、電報料、電話料ヲ記入シテ下サイ	圓
		(29) 火災保險料	一年間ノ火災保險料(動産、不動産共)ヲ記入シテ下サイ	圓
		(30) 公租及公課	コノ欄ハ記入シナイテ下サイ	圓
		(31) 負債利息	借入金ノ對シテ一年間ニ生ジタル利息(未拂分ヲ含メ、消拂アリテ)ノ總額ヲ記入シテ下サイ	圓
		(32) 貸倒	一年間ニ生ジタ貸倒ノ金額ヲ記入シテ下サイ	圓
		(33) 減價銷却費	建物、設備、什器等ノ一年間ノ減價銷却高ヲ記入シテ下サイ。減價銷却額立金ヲ付シ居ル場合ハ其ノ一年間ノ積立額ヲ記入シテ下サイ	圓
		(34) 修繕費	建物、設備、什器等ノ一年間ノ修繕費ヲ記入シテ下サイ。大修繕ヲ行フタ多額ノ修繕費ヲ要シテ數年ニ及ラズ銷却スル場合ハ一年間ノ銷却高ヲ記入シテ下サイ	圓
		(35) 其ノ他ノ營業費	右以外ノ一切ノ營業費、例ハ前記商品、車馬賃、營業上ノ交際費、旅費等ノ合計額ヲ記入シテ下サイ	圓
		營業外ノ收入	(36) 給料及賃銀收入	主人又ハ家族ノ他ニ勤務シテ給料又ハ賃銀ヲ得テ居ル場合ハ其ノ一年間ノ收入額ヲ記入シテ下サイ。賞與手當等モ合算シテ下サイ
(37) 地代及家賃收入	營業用以外ノ所有土地家屋カラ生ズル地代及家賃ノ一年間ノ收入額ヲ記入シテ下サイ		圓	
(38) 利息及配當金收入	營業關係以外ノ所有有價證券、債金、出資等ノ利子及配當金ノ一年間ノ收入額ヲ記入シテ下サイ		圓	
(39) 其ノ他ノ收入	右三項以外ノ一切ノ一年間ノ收入額ヲ記入シテ下サイ臨時收入ヲ合算シテ下サイ		圓	

(資料) 東京商工会議所編『小売業経営調査』1937年の付録。

にすぎず、それが正確に把握されたことを示すわけではない点に注意して欲しい。記述の正確性については次節で検討する予定である。

- 1) 『商業調査書』では売掛金等の営業債権、買掛金、未払費用などの営業負債が把握されていないこと、販売商品原価が調査されていないこと、支払金利・減価償却費が独立して明示されていないことが確認されるが、『小売業経営調査』ではそれらがいずれも改善されている⁽⁶³⁾。
- 2) ただし『小売業経営調査』でも、無形固定資産のうち借地権・借家権は調査されたが、その他の資産（いわゆる「のれん」といった営業権や特許権、商標権等）は調査されていない。
- 3) 設備状況、仕入・販売状況、財務状況（特に借入金内訳等）、労務状況、租税内訳などが、『商業調査書』では調査されていないが、『小売業経営調査』ではこの関連情報が調査されている。

まず1)の営業債権について。『商業調査書』では、図1-1のように「運転資本」が「手持の商品、材料。其他営業資本としての手持金、預金等」と説明されているため、そこには営業債権が含まれていなかったが、『小売業経営調査』では図1-2のように、営業債権が「(8) 掛貸シ」に加えられた。次に営業負債は図1-1の「金融」部分に金融機関や問屋・卸商からの借入のみで含まれていないが、図1-2では「(16) 掛借り」に含まれるようになった。このように『商業調査書』では、資産・負債の両面にわたって経過勘定の把握がおこなわれていない。さらに販売商品原価は、図1-1ではあくまで「仕入高」にすぎなかったが、図1-2では「売上商品原価」に変更されている。さらに支払金利・減価償却費は、図1-1では営業費の「其の他（借入金利子、修繕費、事務用消耗品費、通信費、組合費、銷却費等）」と一括して計上されているが、図1-2では「(31) 負債利息」、「(33) 減価銷却費」として、それぞれ独立した項目となった。

このうち図1-2で売上商品原価が記入するようになった背景には、期首・期末の商品在庫を把握することと無関係ではない。この関連では、調査票（表面）において「53 商品ノ棚卸ハ」、「54 商品手持高ハ」、「55 商品ノ回転ハ」といった質問をおこなうようになったこととも関連している。これらの詳細な情報を確認するようになったことで、『商業調査書』では売上総利益、営業利益、経常利益といった、利益の段階的な把握の意識が存在していなかったが、『小売業経営調査』ではとりあえずこれら複数の利益が把握できる体制が確立した。

このように『商業調査書』で発生していた損益・財政両面の問題点が、『小売業経営調査』では解消され、P/L、B/Sを作成するために大きく前進した（ただし正確に言うと、P/Lを作成するためには、次節で指摘するようにいくつかの問題を解決しなければならない）。わずか数年で、調査内容は大きく変わった。この背景には、財務諸表に関わる統計体系が急速に整備されたことと関連したのかもしれない。ちなみに政府は、1934年に「財務諸表準則」を公表してその統一化と導入に弾みをつけたが、そこでも流動資産のなかに棚卸資産（当時の用語では「作業及び販

売資産」) が含まれていないなどの問題点が残っていた⁽⁶⁴⁾。それが1930年代後半になると、商店簿記に関する入門書が相次いで出版され、そのなかで売掛金、買掛金といった用語が使用されるようになった。まさに3つの商家経済調査が実施された時期は、このような簿記史上の過渡期であった。これらの事情ゆえに、谷沢論文の第3節3.3.では『小売業経営調査』の情報を加味しつつ、『商業調査書』のデータから家業・家計部門のP/L、B/Sの復元をおこなっている⁽⁶⁵⁾。ご興味のある読者は、是非この論文を参照して欲しい。

2)の無形固定資産は、『商業調査書』では図1-1のようにまったく把握されていないが、『小売業経営調査』では図1-2のように敷金等で把握できるため調査されている。ただし営業権については、『小売業経営調査』でさえ把握されなかった。ちなみに営業権は、現在の中小企業でさえ把握が難しい資産であるが、これは戦時末期に至りようやく計算されるようになった。すなわち国民更正金庫が中小企業の転廃業を促進するための貸付を実施するにあたり、対象企業の資産価値を把握する必要があるため、急速に営業権の重要性が増大していった。このため商工次官通牒「国民更正金庫引受資産評価ノ方法ト基準」で一般原則が決められたが、その具体的方法は戦時中でも決定していなかった。そこで大阪商工会議所では、1942年7月に「小売業資産評価の方法と基準に関する建議」(大総発第101号)を日本商工会議所に対しておこない、「営業権(老舗)ハ売上金額ノ1割ヲ基準トシテ算出スルコト」としつつ、「売上金額ヲ基準トスル計算方法トソノ率 転廃業直前3ヶ年ノ平均売上金ニ左ノ率ヲ乗ジタルモノヲ評価額トス(改行)5,000円未満ハソノ100分ノ13(以下省略)」と提言している⁽⁶⁶⁾。

3)の点は、表1-7で示されているように『小売業経営調査』では経営内容に関する多様な分析ができるようになった。例えば、借入金の金融機関別内訳から店ごとの資金調達状況を把握できるほか、労働時間、休日の内訳等から労務環境を推測することが可能となる。このように『小売業経営調査』の調査項目が従前より詳細となった背景には、小売業改善調査委員会による本格的な「小売商問題」に関する審議が開始されたことと無関係ではなからう。さらに注目すべきは、租税の内訳が把握できることである。この情報は家業・家計部門にまたがって入手できるが、当時の『家計調査』でも把握されなかった点では非常に貴重である。現在は総務省の『全国消費実態調査』でこの種の情報が入手できるが、それが戦前期にも可能であった点は大変に有難い。そして満蘭論文ではこの点を全く言及していないが、谷沢論文では税目別の内訳を詳細に分析している点を指摘しておく⁽⁶⁷⁾。なお実際の分析にあたっては、税目別に家業部門と家計部門に分類する作業が必要となるが、この作業概要については補論を参照して欲しい。

以上のように『小売業経営調査』は『商業調査書』と比べて詳細になったが、現実的な対応として営業収益税の納税額を計算する際に使用した各種データを利用したことにはかわりがない。つまり同調査も、『商業調査書』『収益調査』と同様の性質をもったデータであると考えべきである。以上の点は、満蘭論文で見落とされているが、以下の作業にあたってはきわめて重要となる。

(4) 『小売業経営調査』の特性

4.1. 設計上の問題点

前節のように、『小売業経営調査』は『商業調査書』と比べて調査の制度設計が優れているため、同調査の個票が残されていれば、この個票に飛びつかない手はない。満菌がそうしたのも無理はないし、筆者も同様の行動をとるだろう。しかし個票に掲載された情報があるということが、これらの情報をそのまま使ってよいこととは結びつかない。なぜなら前述のとおり当時の調査は、あくまで試行錯誤の途上にあり、調査上の問題点を全て解決させた様式として完成していたわけではないからだ。より正確に言うなら、中小小売商の経営内容を把握する方法は現在でも研究途上にあり、むしろ当時のほうが現在よりも進んでいたと言ってもよいが、それでも多くの問題を抱えていた。

このような問題意識にもとづき、本節では『小売業経営調査』の統計特性を把握するために、その制度設計に関する基本的な考え方を検討しておきたい。この「制度設計に関する基本的考え方」とは、具体的には「いかなる情報に注目して、それをいかに加工して調査票の項目に記入していったのか、その際に発生する問題をいかなる方法で解消していったのか」という意味である。満菌論文では、「1 分析資料の概要と位置づけ」を中心に調査対象店舗における規模別分布の偏りや開業・兼業・家族従業員等の定義など、一部の個別項目について言及されているが、制度設計に対する抜本的な検討はなされていない。この作業は、最終的に同資料から得られた分析結果の信頼性にも通じる大きな問題を含んでいるため、疎かにできないものである。そこで以下では、現在に至る商家経済体系の構築状況とそれに対応した政策当局の考え方、営業収益税の特徴、という3点より論じていきたい。

第一の商家経済体系の構築状況については、中小小売商つまり個人事業世帯に関して、家業・家計部門を一体的に把握できるP/L、B/Sの体系が、現在に至るまで開発されていないことだ。すなわち現在のところ、簿記学・中小企業論等の分野で個人事業世帯に関する簿記研究は、ほとんど実施されていない。このためCiiNiiで検索して、「商家経済」、「商家経済体系」といったキーワードでヒットする著書・論文がないように、この問題が研究分野として着手されておらず、代わりに家業（商業活動）のみを対象とした商業簿記が研究されてきた⁽⁶⁸⁾。実務分野でも、この研究に対応して日本商工会議所が商業簿記検定（1～3級）を実施しているにすぎない。また税務面でも、申告納税制度にもとづき他分野の収入を考慮することはあっても、それはあくまで課税所得の確定のためになされたにすぎず、家計部門は注目されていない。このほか統計調査面では、『商業統計調査』等で販売額、仕入額、従業者数等の一部情報を入手しているにすぎず、P/L、B/Sの構築は及びもつかない。農業簿記の考えは、残念ながら商業分野の自営業者向けには発展しなかった。

ここで農業簿記の動向についても触れておこう。戦前期に農業簿記の確立に向けて活躍した大

槻正男（京都帝大教授）は戦後、東京農大に移籍して同研究を継続していたが、かならずしも後継者が育ったとはいえない。同人の遺志は引き継がれなかった。また1995年に農業簿記の研究機関であった、京大農学部附属の農業簿記研究施設が廃止され、1999年には農家経済調査が家計調査に吸収された。このため農業簿記は現在、完全に過去のものとなり、少なくとも農学分野では忘れられた研究テーマとなってしまった⁽⁶⁹⁾。現在、わずかに民間団体によって「農業簿記検定」が実施されているが、これはあくまで事業体としての農業に関する簿記実務にすぎず、大槻が情熱を傾けた農家世帯の永続性を目的として家業・家計を両睨みにした簿記体系ではない。いわば大槻の農業簿記とは似て非なるものである。それゆえ農業簿記を実践する主体も風潮も存在しない。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）で、農家経営に対する関心が高まっているにもかかわらず、もはやその詳細な情報を入手する手段はなくなっている。悲しいことだが、この簿記は歴史のなかに埋もれてしまった。これらの事実は、研究が現実を追いついていないことを示しているが、もちろん研究する必要がないことを意味しているわけではない。

ただし第二に、体系構築に関連して、当局が小売商への財務諸表の導入を検討中であったことを指摘すべきである。当時は、臨時産業合理局の常設委員会の1つであった財務管理委員会が、企業経理の合理化の一環として1930年に「標準貸借対照表」（未定稿）を、31年に「標準財産目録」、「固定資産減価償却準則」、「標準損益計算書」（各未定稿）を、34年にはそれらの確定稿として「財務諸表準則」を、それぞれ公表した⁽⁷⁰⁾。その間に、1931年の商法改正要綱では、その様式を統一することが計画され、1938年の商法改正に関する円卓会議でも、商工省「財務諸表準則」を採り入れるべきかどうか議論された。この準則は、その後41年に公表された企画院「財務諸準則案」でも検討されたが、強制適用には至らなかった。結局、これらの統一様式が導入されたのは、1963年の法務省令「計算書類規則」であった。

以上のように、戦前を通じて実業界からの根強い抵抗があったものの、少なくとも商工省内部では財務諸表様式の導入に向けて、その統一化に関する本格的な検討がおこなわれていた。しかも上記の財務委員会で検討された企業経理の近代化の背景には、科学的管理法として動作研究・時間研究等とともに原価計算等の財務関係を具体的に検討するといった事情があったことも無視できない⁽⁷¹⁾。もちろん科学的管理法の研究は、戦時統制に対応した産業合理化策から導かれた政策的帰結であった。このように1930年代前半における商業調査の興隆は、たんに中小小売商問題の解決ほか、産業合理化といった政策から要請された産物でもあった。この一連の事実は、商家経済調査にとっても重要な情報であり、第一の指摘とも関連した、当時の商家研究がかなり進んでいた理由にも該当する。

第三の営業収益税の特徴については、個票情報のベースとなった営業収益税自体（とくに個人事業者の場合）に実務上でいくつかの問題点があったことを指摘しなければならない。この点はいわば租税制度上の問題であるが、そのまま統計面の問題にも通じる大きな問題点である。それにもかかわらず満蘭論文では、これを論ずべき場所に相当する「1 分析資料の概要と位置づけ」

などの部分で、営業収益税の重要性・問題点等はまったく言及されていない。本稿の主要な目的の一つは、業計複合体の概念を再び解説することであるが、そのためには最も重要な情報といえよう。以下では、戦前期の代表的な財政学者・神戸正雄（京都帝大）の論文や政策担当者・勝正憲（大蔵省）による実務書にもとづき、具体的に説明していく。

本題に入る前に、兩人についての簡単な経歴を紹介しておこう。まず神戸正雄（1877～1959年）は、1928年に『租税研究』によって帝国学士院恩賜賞を受賞するなど、戦前を代表する著名な財政学者であった。そして1935年冬には、既述の小売業改善調査委員会と同時に設置された日本学術振興会第23小委員会（正式名称：小売商問題研究委員会）の委員長として、全国の商業学・経済学関連における第一線の研究者を集め、学術的な見地から百貨店法問題を研究していた⁽⁷²⁾。その検討項目は、表1-9に示されているようにきわめて広範囲に及び、その成果は商工省に提出されたほか、一部は「小売商問題研究叢書」として出版された。ちなみに表1-9をみると、小売商逼迫の原因や、営業費・公課・金融問題の解明、仕入・販売での問屋との関係、商品廻転率の動向に加えて、百貨店・連鎖店の動向、商業組合や商店街といった組織化の動きにまで及ぶなど、この研究会は当時の小売商問題を、多様な視点から意欲的に扱っていた。神戸は、この委員会の委員長として政府の方針に合わせて議事運営をおこなっていたから、すくなくとも同表の調査項目は政策上からみて、当時の重要課題と位置付けられていたといえよう。

一方、勝正憲（1879～1957年）は元大蔵省の役人であり、後に政治家に転身した人物である。すなわち東京帝大を卒業後大蔵省に入省して、1906年12月に税務監督局事務官となり、以後は税務行政を担当する。1924年10月に東京税務監督局長となり、26年11月に辞職する。その直後に東京市助役に就任し、1927年12月まで在任した。その後、1928年より立憲民政党に所属する衆議院議員として政界に転じ、34年7月には岡田内閣で商工政務次官となるなど、実務経験者の立場から盛んに租税に関する発言をおこなっていた。1940年には米内内閣で通信大臣に就いている。特に営業収益税の導入が1926年であるため、勝はその導入にあたって実質面の中心人物の1人であった可能性が強い。その一方で、豊富な実務経験にもとづき、1930年代より所

表1-9 小売商問題研究委員会で検討された項目

-
- (1) 本邦小売商窮迫の原因
 - (2) 百貨店、連鎖店
 - (3) 商業組合其の他の協同組織
 - (4) 商店街
 - (5) 公私設小売市場
 - (6) 産業組合と小売市場
 - (7) 仕入、販売、特に問屋との関係
 - (8) 商品廻転率
 - (9) 営業費
 - (10) 商店法
 - (11) 小売商の公課問題
 - (12) 小売金融
 - (13) 小売認可制、その他の統制事項
-

(資料) 村本福松『小売商困窮の意味と困窮原因と所在』同文館、1937年の3頁より谷沢が作成。

得税・営業収益税等の租税実務に関する一般向け解説書を精力的に出版していたことも特筆される⁽⁷³⁾。以上のように両人は、少なくとも営業収益税に関する、第一線の理論的・実務的指導者であったから、彼らの主張にそって話を進めることがもっとも適切であろう。

話を営業収益税の問題点に戻すと、以下の3点があげられる。その1は、家族員（店主+家族従業員）の給料相当額が費用と認められないことである。すなわち勝によると、「本人又は家族が営業に従事するの故を以て何程かの給料その他の給与を経費に計上してもそれは経費とは認められない」⁽⁷⁴⁾。このため神戸は、「(営業収益税では、個人事業者の)小営業だと、主人が働く其労務の報酬が課税標準たる純益中に含まれるのみでなく、我税法上からは、更に其家族員の労務の報酬も含まれることとな」⁽⁷⁵⁾（カッコ内は筆者）る。これに対して法人事業者では、家族といえども当該事業に関与した従業員となり費用の対象となるから、個人事業としての小売商から正確な純利益を把握することは不可能であるほか、法人事業よりも純利益が多く計上されることを意味する⁽⁷⁶⁾。

一般的に、営業収益税では費用面で家業部門と家計部門の峻別を求めているが、収入面では逆に両部門を融合した考え方が採用されているといえよう。それゆえ商家経済の情報を収集する際には、この問題点を解決しなければならない。

その2は、減価償却、評価減とも費用として認められないことである。勝の解説書によると、「所有資産の減価償却或は評価減は、何程の価値の減少ありとする理論上の金額であって、実際に経費として支出せられる金額ではない。而して個人の営業純益計算方は、収入、支出共に現に出入ありたるものに依り、観念上、理論上の損金益金を算入しないのであるから、収入の方へも所有資産の時価増価益を計上しない如く、必要経費の方へも、これらの損金は算入しない」⁽⁷⁷⁾という。おそらく個人事業では、帳簿記帳が厳格におこなわれておらず、せいぜい現金の出し入れのみに注目しているにすぎないため、理論上（発生主義上）の費用として減価償却費の概念を導入することは困難であった。このような事情があったため、減価償却が認められていなかったのだろう。

もっとも減価償却等が認められていないにもかかわらず、金銭債権の貸倒れ（いわゆる貸倒損失）は一定程度が認められている。この件に関して勝は、「年々起るべき貸倒金は之を必要経費に準じて控除する方が妥当であろう。結局之は程度の問題であり常識の問題である」⁽⁷⁸⁾と説明している。これは意外な点であるが、「年々起るべき」、「程度の問題」という部分から推測すると、売上高の一定割合を貸倒損失として許可したことになる。ただし文言どおりに貸倒損失としてしまうと、基本的に支出行為のともなわない事例を認めないという原則の例外事例となってしまう。それゆえあくまでこの原則を遵守するためには、簿記上の「売上値引高」（いわゆる値引額）又は「売上戻り高」（いわゆる返品額）に近いとみなして、売上と同時期に計上したと理解したほうがよいかもしい⁽⁷⁹⁾。この件は、営業収益税の問題点ではないが、減価償却との関連で留意すべき点である。そしてこのような営業収益税の特徴を反映して、『小売業経営調査』でも

調査票（裏面）の第二表で「貸倒レ」という記入項目が設定されている。

ちなみに減価償却を相応の精度で計算するためには、現在では固定資産台帳を記帳しておくほか、日常的な維持管理費を修繕費か資本的支出のどちらかに振り分ける（あるいはその関連の情報把握しておく）必要がある。このため当時の中小小売商が、どの程度の細かさで記帳をおこなっておいたかを確認しておくことが重要となる。さいわい『小売業経営調査』では、調査票（表面）の「第四 財務ニ関スル事項」の最初の質問として、「42 使ッテキル伝票ノ種類ハ」、「43 使ッテキル帳簿ノ種類ハ」という2つの質問をしている。いずれも自由記述としており、これらの入手情報から当時の状況をおよそ推測できる。谷沢論文では、それを集計した表を掲載しているが、本稿でも表1-10として転載しておく。

この表によると、各帳簿を作成している店舗の割合は、規模計でみると最も基本となる売上帳で75%、仕入帳で69%にすぎず、金銭出納帳でさえ46%とかなり低くなっている。ただし規模別にみると、規模が大きくなるほど売上帳の割合が低下するが、反対に現金出納帳、元帳（おそらく総勘定元帳と思われる）、掛売帳は上昇する。また元帳の記帳が小経営で2割を切っていることは、簿記にもとづく調査は到底不可能であることを示唆する。この程度の記帳では、そもそも減価償却といった理論上の経費を把握することは徴税技術上から不可能であろう。それゆえ減価償却費を認められないのは、個人事業では法人期事業より純利益を多く計上することを意味する。これらの問題を解決するには、個人事業者における営業収益税の課税データに新たに当該項目を追加するなど、商家経済の情報を収集する際には工夫を凝らさねばならない。

その3として、負債利子の控除が不十分なことである。この点について、神戸は以下のように指摘する。「元来、純益といへば負債利子を引かなければならぬ。然し之を十分に引くことを許すときは、之を濫用し、脱税の危険を生ずる、といふので、自ら之を引くことの不十分となるのが通例であり、我国にても此については課税上、相富限度のみ許して居る。然るに実際からいふ

表1-10 使用帳簿の種類（1935年）

（単位：上段は店、下段は%）

	報告店数	当座日記帳	売上帳	仕入帳	金銭出納帳	掛売帳	元帳	その他
小経営	379	105	332	257	127	79	56	151
	100.0	27.7	87.6	67.8	33.5	20.8	14.8	39.8
中経営	308	56	202	202	151	82	94	131
	100.0	18.2	65.6	65.6	49.0	26.6	30.5	42.5
大経営	183	70	116	142	118	78	85	89
	100.0	38.3	63.4	77.6	64.5	42.6	46.4	48.6
合計	870	231	650	601	396	239	235	371
	100.0	26.6	74.7	69.1	45.5	27.5	27.0	42.6

（注）1. 回答店は、複数の項目に回答している。

2. 経営規模は以下のとおり。小経営（年間売上高1万円未満）、中経営（年間売上高1万円以上、3万円未満）、大経営（年間売上高3万円以上）。

（資料）谷沢『近代日常生活の再発見』の218頁の表3-1（ただし原資料は『小売業経営調査』の27頁）。

と、概して小経営者ほど、営業に無理が多く、負債は割合に大きくあり、且つ一層高利にもつので、其点からも小業者に不利とならう。之については税務当局者としては可なり厳酷に制限するやうに努めるであらう」⁽⁸⁰⁾。

上記の文章は、内容面でさほどわかりづらいものではないが、2点だけ注意点をあげておく。第一は、神戸は「之（つまり負債利子）を十分に引くことを許すときは、之を濫用し、脱税の危険を生ずる」（カッコ内は筆者）と書いているが、むしろ家計部門で必要となる不足資金と一括して（つまりそれらを一口として）借り入れることが一般的であるから、その負債利子には家計部門分が含まれてしまう。それが結果的には、家業の損金に計上されることで利益を圧縮して脱税に結び付くため、税務当局はそのような事態を回避したかったというのが素直な解釈であろう。第二は、税務当局が実際にどの程度の支払利息までを認めているのか、具体的な金額の目安が不明であることだ。例えば、支払金利額と利率がわかれば、それから逆算することで家業部門に充当した借入金の大きさを確定することができるが、いまのところそのような情報は入手できない。いずれにしても当問題は、家業部門と家計部門の支出を厳密に分ける過程で発生したものであるが、商家経済の情報収入にあたっては可能なかぎり修正しておくことが望ましい。

以上のように営業収益税では、そもそも個人事業の場合には徴税上で様々な問題点が内包されていた。そして営業収益税の徴税上の基本的な考え方は、個人事業に限ると期間内で発生した現金収入から現金支出を引いた金額を利益とみなす、キャッシュフローベース（現金主義）の概念を採用している（ただし貸倒損失は例外的に認める）。おそらくこの発想の背景には、中小小売商では大福帳程度のメモ書きしかおこなわれていないため、発生主義にもとづく正確な期間損益や資産評価・減価等を把握できないことが多く、それゆえ徴税技術上からは厳密な利益の把握が困難であることが考えられる。いずれにしてもこのような問題を持った課税データにもとづき、統計調査を設計しなければならなかった。

このほか神戸が全く指摘していない問題点として、二重課税問題をあげておきたい。すなわち当時の個人事業者には、事業所得に対して営業収益税の後で再び第三種所得税が課税されており、結果的に二重課税となっていた。勝も、「(前略) 一度所得を課し、同じ営業の収益に対し二度び営業収益税を課することは二重課税ではないかと云ふ疑が起る。(改行) これは寔に二重課税である」⁽⁸¹⁾と実にあっさりと認めている。すなわち営業収益税の対象となる事業者は個人・法人事業者であるが、このうち個人事業者では製造業や商業ほかの第三次のほぼすべてに及ぶ19業種が指定され、課税の対象とならない業種がむしろ限定されていた⁽⁸²⁾。他方、第三種所得税は、田畑、宅地貸付及び貸家、山林、原野その他の土地、鉱業、牧養業及び採取業、貸金預金の利子、俸給及び給与、商業、工業、庶業、労力、その他の各所得を合算して課税標準としていた。このため二重課税問題を取り上げると、全世帯の大半がその事例に該当して議論が拡散してしまう危険性がある。そこで神戸は、あえて二重課税問題は取り上げなかったと推測される。

ちなみに谷沢論文では、この問題をすでに指摘していることを明記しておきたい⁽⁸³⁾。しかも

営業収益税額から商業所得が推計でき、第三種所得税から商家総所得が推計できるなど、二重課税であったがゆえに商家総所得の内訳を推計できた。すなわち谷沢論文では、商家総所得と商業所得の差額として、商外所得他まで推計したのである。このため我々の研究にとって、当時の二重課税はありがたい現象であった。ただし二重課税とはいっても、これは事業所得にかぎった話であり、預金貸金や公社債の利子については別途、資本利子税を源泉徴収していたため、個人事業者では純益金に合算しないこととなった⁽⁸⁴⁾。この点は、利子を営業外収入に加えている法人事業者よりも優遇されている。このように一口に二重課税とはいっても、所得種類、事業者ごとに若干異なった扱いを受けていた点に注意して欲しい。

もっとも以上の議論は、当時の租税政策上から導かれた議論ではない。なぜなら帝国憲法の第21条で「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス」と負担の義務のみが明記されて、公平性は保証されておらず、この議論を導きだすことはできないからである。この種の公平性が憲法上で認められるようになったのは、戦後の日本国憲法においてであった。同第14条第1項の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」によって、課税分野での平等原則が保証された。そのもとで租税法では、「租税公平主義」または「公平負担の原則」と呼ばれる考えが定着している⁽⁸⁵⁾。要するに神戸の議論は、あくまで当時の（租税）法体系にとられることなく、財政研究者の立場から租税三原則の「公平の原則」にもとづき、制度の問題点を論じた主張であった。

この関連では、財政史上から営業収益税を位置付けておくことも重要である。先述のとおり営業収益税は、(国税としての)営業税が外形標準課税であつて不公平感が目立ってきたため、負担能力に応じて徴収することを目的として、1926年に営業税の廃止とともに導入された。しかしその導入は、当初の予定を裏切つたといえるかもしれない。なぜなら汐見三郎(京都帝大教授、財政学担当で神戸正雄の後輩)による以下のような指摘がある。すなわち「或る市」における営業税(1926年分)と営業収益税(1927年分)の納税者数を比べると、後者のほうが全体として減少したほか、所得階層別の負担額では大経営層のほうが純益率が低いため軽減され、反対に小経営層では純益率が高いため増加したという⁽⁸⁶⁾。ただしこのような結果に対して、もしこれが営業収益税の純益金が正確に担税力を反映しているなら、むしろ喜ぶべきと汐見は主張する。神戸の指摘とともに考えると、営業収益税は営業税より不公平感が増した税制であつたのかもしれない。

『小売業経営調査』では、これら課税上の問題に対して次のような対応をしている。まず1の点については、調査票(裏面)の第二表で「賃銀給料」の記入上の注意点として「店員其ノ他ノ従業員ニ対スルーケ年間ノ賃銀、給料、賞与、手当等ノ支給額ヲ記入シテ下サイ。食事、被服等ヲ支給スル場合ニハ実数ヲモ合算シテ下サイ。但シ重役賞与及店主ノ家族ニ対スル支給額ハ除イテ下サイ」となっている。この記入要領は、営業収益税の申告方法と同一であつたことを示して

いる。ただし「食事、被服等ヲ支給スル場合ニハ実数ヲモ合算シテ下サイ」という記述は、「実数」が金額を示しているのか、それとも食事回数や被服支給回数なのかもしれないが、後半の「合算シテ下サイ」という部分から判断すれば、おそらく金額表示を求めていたのだろう。これは非家族従業員に限って、現物支給・現物消費に対する帰属計算がおこなわれていた事実を示しており、興味深い⁽⁸⁷⁾。またこれは、調査票に関する相応の制度設計がおこなわれていたことも示唆している。

次に2の点は、調査票（裏面）の第二表で「減価銷却費」という記入項目があり、しかもその記入上の注意点として「建物、設備、什器等ノ一ヶ年ノ減価銷却高ヲ記入シテ下サイ。減価銷却積立金ヲシテ居ル場合ハ其ノ一ヶ年間ノ積立額ヲ記入シテ下サイ」と書かれている。このような指示は、明らかに個人事業でも法人事業と同様の基準で数字を入手しようという考えが現れている。つまりたとえ情報を掲載している帳簿類がないとしても、担当の調査員がそれを補うように必要情報を店側から聞き出し、それをもとに計算をおこなっていたことを意味するのかもしれない。さらに3の点は、同じく調査票（裏面）の第二表で「負債利息」という記入項目があり、その記入上の注意点として「借入金ニ対シテ一ヶ年間ニ生ジタ利息（未払分ヲ合せ、前払ヲ引イテ）ノ総額ヲ記入シテ下サイ」となっている。この金額のみでは、神戸が指摘していた支払利息の一部未計上が発生していたか否かを確認することは困難である。

これらの記帳方法から判断すると、『小売業経営調査』では営業収益税の問題点として指摘された項目の一部（減価償却費）のみが修正されているにすぎず、そのデータをそのまま使用するのは危険であることがわかる。ちなみに以上の問題点に関して満園論文では、第1の点については注18)で、「調査票をみると、営業費の「賃銀給料」項目には、「重役賞与及店主の家族に対する支給額は除いて下さい」という但し書きがある（以下省略）」⁽⁸⁸⁾と言及している。ただしこの注書きは、あくまで「商業所得」の特徴を説明するために付けられているにすぎず、本稿のように法人事業者との間で公平の原則が保てない問題点であるという認識はない。その他については全く言及されていない。そもそも満園論文では、『小売業経営調査』と営業収益税の関係に関する検討がまったくおこなわれていないから、それを要求するのは無理である。

なお、同じ営業収益税の関連データを利用したと推測される『商業調査書』でも、上記3点が記帳にあたっていかに考えられていたかを確認しておこう。この作業によって、商工省がいかに小売商の財務内容を把握する作業をおこなっていたかを推測できるために重要となる。まず家族従業員の給料相当額については、調査票の「営業費」の内訳として「給料及労賃」のなかに、「従業員の食料被服費等を含む」⁽⁸⁹⁾という表現がある。これだけでは判断が付きづらいが、「従業員数」という項目の内訳の表で、従業員の種類として「事務員、店員、家族従業員、他の従業員」⁽⁹⁰⁾となっている。この項目中に「その他の従業員には給仕、小使、配達夫、掃除夫、賄方等を含ませて下さい」という注記があるため、これから推測すると家族従業員は店主の家族であり、これらに支払われる給料が「給料及労賃」に含まれていたのではないかと推測される。また

減価償却費と負債利子は、同じく調査票の営業費の内訳として「其他」のなかに、「借入金利子、修繕費、事務用消耗品費、通信費、組合費、銷却代等」⁽⁹¹⁾と含まれているため、一応は推計されていた。ただし負債利子の控除が不十分であるか否かは、この情報だけでは判断できない。

4.2. データの信頼性

以上は、営業収益税に関わる主に費用面の問題であったが、調査自体に関連した問題も提起しておきたい。それに関して主に2つが考えられる。第一は、調査票上で「営業外ノ収入」と表記された商外所得他に、マイナスの数字がないことである。もし商業以外の事業を兼営しているとすれば、その事業収入が赤字となる可能性はあろうが、そうしたケースがなかった。そもそも家業部門の付随的に、「給料及賃金収入」、「地代及家賃」、「利息及配当金収入」、「其ノ他ノ収入」という4項目に金額を記入させるだけに簡単な調査であるため、このデータだけで厳密な所得構造分析をおこなおうとするには無理がある。たしかに『商業調査書』以上に家業部分以外の情報が追加されているとはいえ、その限界もあることは十分に認識しなければならない。満園論文の注28)でも、「逆に商外所得にはマイナスがない。事業収入のなかで発生する可能性はあろうが、そうしたケースが少なかったか、「収入」をマイナスで答える発想が出にくかったものと思われる」⁽⁹²⁾と記述している。

ただし、このようなマイナスが発生する事例として、①家計用借入金（詳しくは図1-7を参照）の支払利息が家計用金融資産の受取利息を上回った場合、②家計用住宅（賃借用）の支払家賃の支払利息が同住宅（貸家用）の受取家賃を上回った場合、③小売業以外の事業（つまり兼業）部門で費用が収入を上回った場合、の3つが想定される。このうち①と②は、たしかに大きな問題であろうが、そのうち①は（差額分が）家計費に計上されるはずだし、②の事例はかならずしも多いとは思われない。③についてはその発生を回避していた可能性がある。すなわち③の兼業部門が存在している場合は、それも含めて家業部門と想定されるから、この兼業部門は『小売業経営調査』調査票の収支として把握されている可能性が高い。さらに同業組合の事務局が調査世帯を選定するにあたって、このよう事例を極力排除した可能性もあるだろう。以上のように考えると、かならずしも実態として「商外所得のマイナスが発生していた可能性が高い」ことが多いとは思えない。そしてマイナスの記帳がないことをもってデータの信頼性が低いとは断定できない、といった主張もできるかもしれない。

第二は、製造部門を持った小売商と同部門を持たない小売商を区別して調査していないことである。例えば、和菓子店の場合は自家製造した商品を販売することが一般的であろうが、衣料品ではどちらの場合も想定できる。さらに酒屋では、あきらかに仕入商品（完成品）の販売のみであろう。調査票ではこの製造併設情報を調べていないため、満園論文でも同資料の制約上から検討していない。このような製販の分離状況は家業の損益構造に大きく影響を与えると推測される。ちなみに谷沢論文では、谷沢データベースから抽出した219店について製販併設状況をみた

ところ、小売商の45%、卸商を含めた全商店では32%が製造工程を併設していたことを公表している⁽⁹³⁾。あくまでこれはある程度の規模の商店の場合であるが、中小規模でも重要な論点となろう。

以上の情報をもとに、『小売業経営調査』の調査票にいかんデータが記入されたのか、いわば記入に関わる論点を検討してみたい。この記入に関わる論点とは、記入にあたっての問題点とその解決方法、記入したデータの正確性・信頼性などを示しており、そのためには個票にある各データ相互の関係をチェックする必要がある。ちなみに谷沢論文では集計データを使用していたためこれらの論点を検証できなかったが、満菌論文ではこれが可能であったにもかかわらず、残念ながらもたたく行われていない。この論点は、谷沢・満菌両論文のデータ処理の信頼性にもかかわる内容であるため疎かにすることはできない。

いま、その事前準備として、満菌論文の規模区分にしたがって「零細」規模の薬局化粧品（薬粧）と家具の店舗を個別に検討してみる。ここで「零細」に注目する理由は、たんに中小小売商に関心を寄せるからというのではなく、「零細」で計数管理がいかんにおこなわれているかを確認すれば、他規模の状況はそれより改善されていると推測されるからである。また薬粧と家具の2業種を選定した理由は、1業種だけでは同業種の個別事情を判別できないこととなるほか、薪炭のようなあまりに店数の多い業種では抽出方法にどうしても恣意性が残るためである。このため作業では、「零細」のうち個人事業者の薬粧と家具の全店舗12店（薬粧6店、家具6店）を抽出した。このほか「零細」の家具店に法人事業者1店があるが、これは除外している。

ところで満菌論文のデータを引用した表1-2によると、「零細」の薬粧は5店、同家具は6店であった。このため満菌論文では、なんらかの理由で薬粧1店、家具1店が除外されているが、とりあえず表1-11では個人事業者12店を分析対象とした。この点に関連して、満菌論文によると、集計した個票数は合計で939店分であったと指摘している⁽⁹⁴⁾。それにもかかわらず同論文の表1などでは922店で表が作成されており、なんらかの理由で17店分が集計から除外されたことになる。おそらく除外された2店分も、この17店に含まれていると推測される。筆者としては、その理由が論文中に記述されていないため判断がつかぬが、とりあえずこの2店分を含めた12店でデータ上の齟齬が見当たらないため、そのまま利用することとした。またこの問題については、後に売上商品原価の部分で言及する予定である。

はじめに開業年月をみると、古い店では薬粧89番の享保年間（1720年代）、1883年（家具74番）、1899年（家具28番）の3つが突出して古く、その後は1910年代が4店、1920年代が4点、1930年代が1店と続く。とくに19世紀中に開業した3店のうち、2店が家業部門の収支尻が赤字となっており、営業年数が長いということと経営体質が強いことはかならずしもリンクしていない。いわば老舗としての“のれん”が経営にプラスに働くとはかぎらないのかもしれない。あまりに少数の事例であるため判断することは難しいが、老舗の暖簾に力がないとしても、とりたてておかしな話ではなかろう。まして競争が激しい当時の小売市場で生き抜くためには、

表 1-11 『小売業経営調査』における個人事業者（売上高 3,000 円未満）の経営データの計上状態

(単位:円)

報告店番号	(A) 薬局化粧品						(B) 家具					
	5	35	42	52	80	89	28	53	72	74	102	111
開業年月	1915年5月	1917年6月	1927年5月	1925年3月	1915年12月	享保年間	1899年12月	1930年9月	1924年	1883年	1924年1月	1918年9月
類型別区分	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ
営業収入	1,500	1,540	1,000	2,500	2,500	1,800	1,000	2,990	800	735	2,470	440
(18)商品売上高	1,500	1,540	1,000	2,500	2,500	1,800	1,000	2,990	800	735	1,300	400
(19)其ノ他ノ営業収入											1,170	40
営業支出	1,834	875	273	685	557	262	781	621	1,713	343	246	451
(20)売上商品原価	1,000	1,000		1,750	2,000	1,400	700	1,500		558	360	360
(21)地代	96				187				390	116		240
(22)家賃			216	480				360	360			
(23)賃銀給料	1,000						480	100	240			
(24)広告宣伝費	80	30			20	15		20				
(25)点灯,動力,暖房費	150	150		70	36	120	202	100	300	85	102	72
(26)包装費	30	10			20	10			50		100	
(27)配達費												
(28)通信費	100	90			30		21				20	60
(29)火災保険料	100	30		77	23	15		12	150	20		
(30)公租及公課	95	65	20	58	191	42	43	19	223	122	19	49
(31)負債利息		150	12									
(32)貸倒レ	20		25		20							
(33)減価償却費		50										
(34)修繕費	43	200			30	50	30	10				30
(35)其ノ他ノ営業費	120	100				10	5				5	
営業収支	-1,334	-335	727	65	-57	138	-481	869	-913	-166	1,864	-371
営業収支(減価償却控除前)	-1,334	-285	727	65	-57	138	-481	869	-913	-166	1,864	-371
営業外ノ収入(=家計部門)	1,500	0	0	0	0	0	0	0	2,700	0	0	480
(36)給料及賃銀収入	400											
(37)地代及家賃収入									1,500			480
(38)利息及配当収入	300								1,200			
(39)其ノ他ノ収入	800											
現金販売の割合(%)	80	90	73	100	100	100	100	50	100	100	100	100
営業収益税ノ収益決定額	450	650	400	700	500	600	1,600	700	700			400
営業収益税	9.80	14.30	8.80	15.40	11.00	13.00	18.80	15.40	95.88			8.80
(参考1)商業売上総利益 = (18) + (19) - (20)	500	540	1,000	750	500	400	300	1,490	800	177	2,110	80
(参考2)旧営業税の納税予想額 売上高の0.3% 建物賃貸借価格の7% 従業員1人ごとに2円				45.10	54.50			40.17				
				7.50	7.50			8.97				
				33.60	35.00			25.20				
				4.00	12.00			6.00				
(1)土地資産額		2,700			120	8,000	13,600					
(2)借地権					755							600
(3)建物資産額	10,000	2,500			1,000	1,500	3,300	600		2,000		2,000
(4)借家権	1,000			500							2,200	
(5)設備及器具	3,000	700		500	1,000	1,000	500	150			30	300
自転車	1	1	1					2				1
自動自転車(原動機付自転車)						1						
自動車												
荷車(リヤカー)								1				1
商品の棚卸	×	×	×	年1回	×	年1回	×	年12回	×	×	×	×
使用している帳簿	売上帳 仕入帳 出納帳	出納帳 諸掛金帳 仕入帳 会費帳 勝手元帳 類記帳 不詳1冊	—	—	仕入帳	出納帳	売上帳 仕入帳	売上帳 仕入帳	売上帳 仕入帳	売上帳	—	—
営業の会計と家計の分離	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×

(注) 1. 家具の53番は、商品売上高が「3,000円以内」と記述されていたため2,990円とみなした。

2. (参考2)の旧営業税は、売上高2,000円以上にのみ課税する。

3. 項目目のカッコ内の数字は、調査票(裏面)の第二表の整理番号を示す。

4. (30)公租及公課の集計方法については、本稿末尾の補論を参照のこと。

(資料) 『小売業経営調査』の調査票(『全国商工会議所資料 第1期 東京商工会議所関係資料』雄松堂書店のDisc No.20の資料番号:6613, 6614)より谷沢が作成。

暖簾に代わるしっかりとした経営戦略を求められたということかもしれない。

次に営業収支の内訳に移ろう。まず営業収入（家業部門の収入合計）では、各店が全般的に千円単位または百円単位で記入されており、実際の売上高としては意外感を持つ。この傾向は売上帳を持っていない店で強く、6店（薬粧の42番、52番、80番、89番、家具の102番、111番）があげられる。そのほか売上帳を記帳していても、薬粧5番、家具の28番・72番で同様の特徴が現れている。全般的にもっとも確実に把握できるはずの売上高の金額でさえ、その金額を帳簿で確認しないまま記憶に基き記入しているような印象をうける。この事実は、当調査の信頼性に関する象徴的な出来事である。営業収入を商品売上高と其の他ノ営業収入に分けると、大半は商品売上高のみであるが、家具の2店（102番、111番）のみがそれを上回る其の他ノ営業収入を計上している。この理由は残念ながら判明しない。

一方、営業支出の内訳を検討するため、初めに売上商品原価に注目したい。この費用は、従来の仕入帳で把握していた「仕入額」よりも正確は費用の把握を求められるようになった。このため「(20) 売上商品原価」の注書きでは「一ヶ年間ノ売上商品ノ原価（持込運賃ヲ含ム）ヲ記入シテ下サイ（一ヶ年間ノ仕入額デハアリマセン）」（傍点は筆者）と注意を喚起している。ここで、 $\text{売上原価} = \text{期首商品棚卸高} + \text{当期商品仕入高} - \text{期末商品棚卸高}$ であるから、原価を正確に把握するためには期首・期末の棚卸高を算出する必要がある。商品棚卸高（商品在庫）の把握方法は、いくつかの方法が考えられるが、いずれも基本的には帳簿上の数字で簡便に計算することが一般的である。しかし正確に把握するためには、実地の棚卸作業をする必要がある。この作業が実際にどの程度（棚卸回数）おこなわれていたのかをみると、年12回（しかも評価損を計上）が1店（家具53番）、年1回（売値で計上）が2店（薬粧の52番、89番）にすぎず、残りの9店は実施していない。しかも仕入帳でさえ常備していない店が6店もある。このような状況で、正確な原価を把握できたのかどうかははなはだ疑問である。

また薬粧42番と家具72番の2店は原価が無記入であった。ただし両店は、調査票（表面）の「49 仕入値ハ 売値ノ 割 部位デス」という調査項目で、42番は8割、72番は8割4分と回答しているため、他の店と異なる費用構造を持っていたとは考えづらい。理由は不明であるが、調査項目の見直しが不十分であった可能性は否定できない。そして満園論文で「零細」の薬粧と家具の店舗数が各5店であった理由は、おそらく原価が記入されていなかったために、集計にあたって両店を除外したのではかなろうか（それゆえ全体の集計数が17店少ない事実もこの理由かもしれない）。あくまで筆者の推測にすぎないが、この可能性を提示しておきたい。いずれにしてもこのような除外理由は、論文中に明記しておくべきである。一方、記入した店であっても、せいぜい仕入額をようやく思い出して記入した程度であったかもしれない。なぜなら売上高の場合と同様に、千円単位や百円単位で丸めた数字となっているからである。これが可能である理由は、上記の「49」の調査項目の比率を売上高に掛けて原価を推計できるからだ。せっかく仕入から売上原価へと概念を厳密化したにもかかわらず、その効果は現れていない。

営業費用（いわば販売費及び一般管理費）のほうに移動する。まず減価償却費に注目すると、表の下部にある建物・設備及器具の資産額が計上されているにもかかわらず、表上部の支出項目「減価償却費」を計上していない店が7店（薬粧の5番、52番、80番、89番、家具の28番、53番、74番）もある。もちろん償却資産を保有していても、耐用年数を超えて使用していれば償却費は計上する必要がないが、例えば木造店舗等では通常は耐用年数が20年程度であるほか、設備及器具ではおそらく当該店が新規に購入する可能性が高いから、これらを基準に考えれば営業年数の短い店ほど償却費を計上すべきと考えられる。また現金販売比率が100%に満たないのに「貸倒レ」を計上していない店が2店（薬粧の35番、家具の53番）あった。これらの零細店舗では、貸倒が発生しなかったと考えることは難しいため、やはり計数管理が疎かであったといえるかもしれない。

減価償却の関連では、土地と建物の資産計上についてみておこう。土地と建物は、賃貸であれば地代・家賃としてほぼ間違いなく支出されるから、その支出額の有無と資産額の計上を対応させて検討することができる。まず土地では、地代と土地資産額の両方が計上されていない場合は、自宅用地（つまり家計部門の土地）で営業しているが、地代か土地資産額の記入漏れが考えられる。この事例は、4店（薬粧の42番、52番、家具の53番、102番）が確認される。建物では、家賃と建物資産額の両方が計上されていない事例が1店（家具102番）ある。この店では、借家権が2,200円計上されているため、おそらく家賃の記入漏れと推測される。また薬粧5番の店では、建物資産額が1万円も計上されている一方、借家権が1,000円記入されているのに家賃は記入されていない。この事例では、店舗を所有しないまま貸家経営をおこなっていた可能性があるが、調査票（裏面）では貸家収入がまったく計上されていないためそれはありえない。やはりなんらかの理由で、店舗家賃の記入漏れが発生したと考えるべきであろう。そのほか地代が96円あるのに、借地権が計上されていないのも気にかかる。

以上の営業収支によって、家業部門の収支尻は12店中で7店が赤字となっていた。予想どおりの経営難である。ただし商家の所得総額としては、家業部門の収支尻のほかに家計部門の営業外ノ収入が加わる。この営業外ノ収入は3店（薬粧5番、家具72番、111番）のみで発生しているにすぎない。その内訳をみると、満園論文で指摘しているように地代及家賃収入が多いが、それ以外に利息及配当収入や給料及賃銀収入も存在しており、多様な所得構成となっている。特に家具72番は、理由はわからないが地代家賃と利息配当によって合計で2,700円に達し、本業の家具売上高800円を大きく上回っている。ちなみに表1-3の類型別区分を12店にあてはめると、家具72番がⅠとなるが、その他はⅡが2店（このうちⅡ（資）が1店）、Ⅲが6店、Ⅳが3店となり、生活を維持する最低限の所得水準である「要保護」水準以下が9店に及ぶ。しかもほとんどが家業から得られた所得のみである。それゆえ「零細」の家計部門にとって、いかに営業外ノ収入が貴重な収入源であったかが理解できよう。

ところで『小売業経営調査』では、調査票（裏面）の第三表で公租公課の内訳も初めて入手で

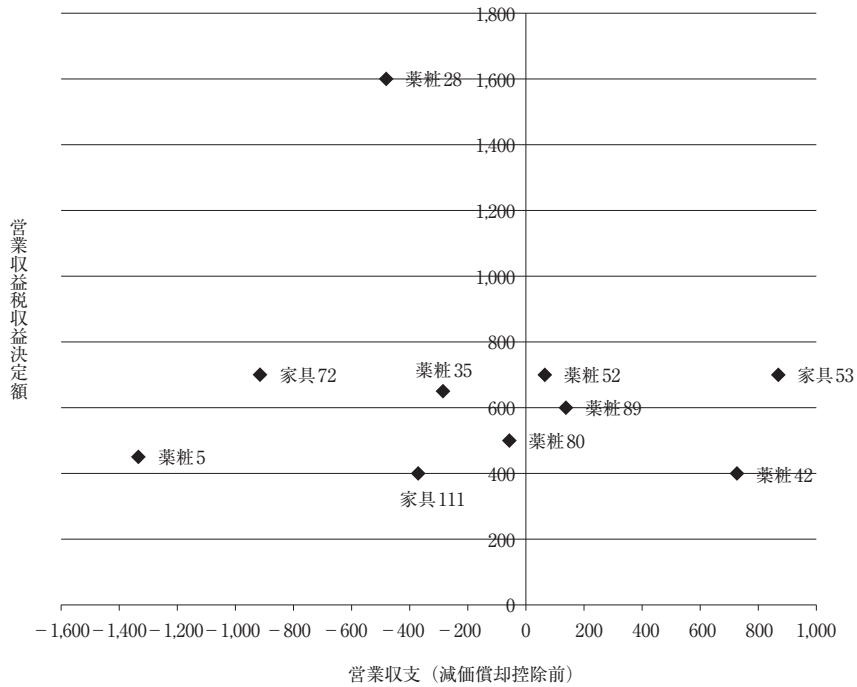
きるようになったため、その数字も検討しておきたい。なお大半の調査票では第二表の「(30) 公租及公課」金額が鉛筆によって一部修正されているため、調査員が同内訳を詳しく見直していたと推測される。本稿では、営業収支を算出するにあたって当数字を末尾の補論にしたがい一部修正して使用するなど、この内訳を利用した分析が可能となった。以下では第三表に記載されている「(1) 営業収益税ノ収益決定額」（いわば課税標準としての純益金。以下では収益決定額と略記）に関して、若干の考察をおこなっておこう。

まず収益決定額と収支（減価償却控除前）の関係を調べてみよう（以下の議論では、収支の金額が経営実態をほぼ反映していると仮定する）。収益決定額に関して、その注書きで「昭和十年度ノ決定額ヲ記入シテ下サイ」としているため、『小売業経営調査』の調査対象期間 1935 年 1～12 月と完全には一致しないが、対象期間がかなり重なっている。このため両者の金額は本来近似するはずだが、それを図示した図 1-3 によるとまったく異なっている。特に図の第 2 象限にある 6 店は、収支が赤字にもかかわらず収益決定額が発生しており、違和感を持つグループである。しかも個人事業者のみ免税点が 400 円であるため、それ以下の収益決定額は発生していない。もちろんこのような関係は、あくまで調査員のサポートのもとで収支を計算して初めてわかったほか、この金額も先述のとおり不完全なものである。いわば各調査店が実に自由（又は素直）に金額を記入して発見された結果にすぎない。とはいってもこの事実は、租税実務上で零細事業者に限ってみると営業収益に対して適切な課税が実施されていなかったことを示唆している。勝が詳細におこなった解説がむなしく感じるだけである。また調査担当者も、この数字に対して何らかの感想を持ったにちがいない。

しかし収益決定額と商業売上総利益を比較した図 1-4 をみると、事情は異なってくる。図 1-3 の場合より一変して、緩やかな相関が現れている。すなわち家具 28 番が突出しているが、それ以外はおおむね正の相関が現れている。これは、実質的に粗利益を念頭において収益税が課税されていた可能性を示唆するものである。そして原価を記入していなかった菓粧 42 番と家具 72 番は、他の店舗とほぼ類似した位置に納まっている。この事実から判断すると、両店は売上高として売上総利益を計上していたのではないかと考えられる。この考えは、あくまで一つの仮説にすぎないが、まったくありえない話ではなかろう。ところでこの相関の傾きを詳しくみるため 45 度線を引くと、相関線が 45 度線上を左下より右上にかけ上から下へ斜めに横切っており、規模の小さな店ほど納税比率（各点から原点に向けた直線の傾き）が高いことを示している。営業収益税は比例税であったから、この事実は垂直の公平性が事実上阻害されていること（または垂直の不公平性が発生していること）を意味している。その背景には、大規模店を優遇したということよりも、中小規模店でも納税額を確保したいという政府側の思惑があったと考えるべきであろう。とにかくこのような意識の有無にかかわらず、12 店の合計額でみると収益決定額は 6,700 円、商業売上総利益は 8,647 円となり、両者はかなり近い金額となっている。

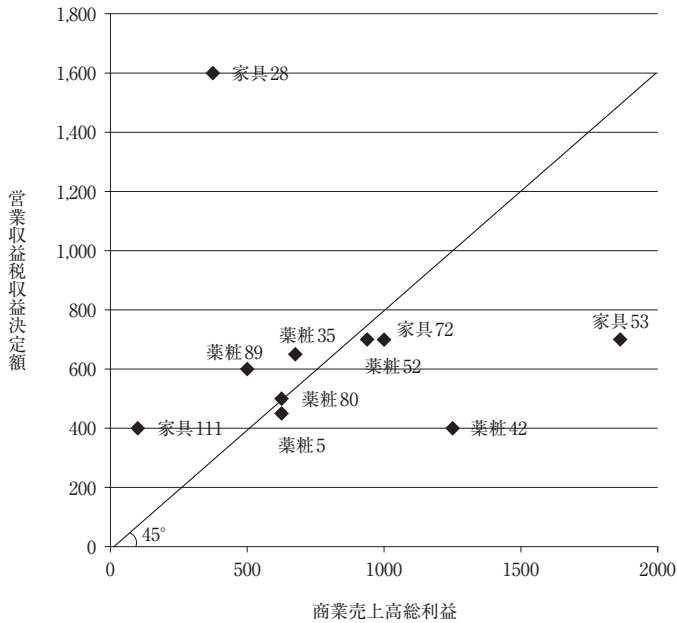
以上の各事実は、新たに導入した営業収益税では（法律の趣旨とは異なり）課税実務上の「利

図 1-3 営業収益税収益決定額と営業収支（減価償却控除前）の関係



(資料) 本稿の表 1-11 の営業収支（減価償却控除前）と営業収益税収益決定額より谷沢が作成。

図 1-4 営業収益税収益決定額と商業売上高総利益の関係



(資料) 本稿の表 1-11 の商業売上高総利益と営業収益税収益決定額より谷沢が作成。

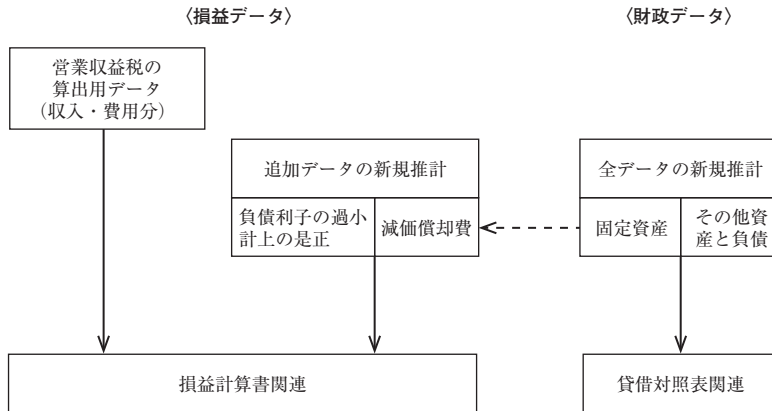
益」を、営業利益段階ではなく粗利段階で把握していたことを意味している。この理由として、簿記知識が普及していないなか、上記のように帳簿が「備忘録」としての売上帳と仕入帳しかないため、販売管理費に相当する「減価償却費」や「貸倒レ」の把握が不十分にならざるをえず、これが結果的に売上総利益段階で課税することを誘発したと想定される。もちろんこの状態に小売商側も不満を持っていただろうが、大半の場合は帳簿がないために反論が難しかったはずである。とにかく以上の疑問点に関して、神戸正雄は個人事業の課税標準の多くを政府が認定していたというが⁽⁹⁵⁾、その際にいかなる情報にもとづき個別の店舗の収益額が決められたのか、といった実務上の情報を引き続き収集していく必要がある。

なお国税の旧営業税における免税点（売上高 2,000 円）を超える 3 店（薬粧の 52 番 80 番，家具 53 番）に限って、旧営業税の納税額を推計してみると、表 1-11 のように 40~50 円程度になる。現状の営業収益税は 11~15 円程度であるため、営業収益税になってだいぶ税額が下がったことになる。その一方で、免税点 2,000 円未満の店では、営業収益税において利益が発生していたとみなして課税されるようになった。このように免税点以上の売上がある店に対しては、従来の営業税額よりも少ない金額を課税するようになった反面、免税点以下の売上しかない店では大幅な増税となった。このような調整をともしつつ、全体（12 店）の納税額は、営業収益税 211.18 円，旧営業税 139.77 円となり、営業税から営業収益税に変更したことで税収を増やすことができた。この事実は、先述の汐見が紹介した「或る市」の事例を裏付けており、政府側からすると営業収益税は税収増につながる良い制度であったが、（個人事業者としての）納税者からすると実質増税の悪税であった⁽⁹⁶⁾。

そろそろ本節のまとめをしておこう。まず営業収益税のデータをもとに、『小売業経営調査』のベースとなる損益計算書と貸借対照表に関するデータを推計する方法を整理しておく。この作業概要を個人事業者の家業部門に限って示したのが、図 1-5 である。この図をみれば、損益計算書の場合にはその納税額を算出するための収入・費用関連の各種データが最大限活用されるが、それだけでは不十分である。特に減価償却費の未計上と負債利子の過小計上の 2 項目は、新たに推計しなければならない。このうち減価償却費は、先述のように固定資産（正確には償却資産）の金額を推計し、そこから 1 年当りの償却費を推計していく作業を、おもに調査員がおこなわざるをえなかった。他方、負債利子は、すでに税務署で一部は認められていたが、それを調査員が具体的な支払い状況を把握したうえで修正したのかもしれない。

しかし個人事業者の「零細」規模では、かならずしも指示どおりには正確な調査ができなかった。この理由として、同規模で使用している帳簿が売上帳と仕入帳のみの場合が多く、実際の金額を把握していなかったことがあげられる。なかには薬粧 2 店，家具 2 店の計 4 店のように、まったく帳簿をつけていなかった店も一定の割合あった。表 1-10 の小経営では、最も記帳しやすい売上帳を 9 割近くの店が使用していたが、表 1-11 の売上高 3,000 円未満になると 4 割程度（ $=5 \div 12$ ）にすぎなかった。現代の我々からすると信じられないような話だが、“その日暮らし”

図 1-5 『小売業経営調査』のデータ推計方法の流れ



(注) 1. 上図は、個人事業者に限定して家業部門のデータの推計方法を示す。
 2. 実線はそのまま使用、点線は矢印方向への影響を示す。
 (資料) 谷沢が作成した。

の場合には案外、このような対応でもどうにかなるのかもしれない。それゆえ「営業の会計と家計の分離」がおこなわれている店が3店しかなかった事実も、本調査の趣旨にとって非常に大きな障害となっていた。

さらに『商業調査書』の実施にあたっては、商業調査員が3回の実地調査をおこなったほか、指導員が調査員の指揮・監督をしていた。一方、『小売業経営調査』では、どの程度の実体制が組まれていたのかわからないが、同業組合に調査対象店舗を選別してもらっていることなど、『商業調査書』よりも調査体制が脆弱であったのではなかろうか。これらの理由から、薬粧52番の担当調査員が調査票の余白に「本人回答不明確 調査困難を極ム」と調査の実態を記入している。これら個票に書きこまれた鉛筆書きのメモ等は、調査員の支援体制が不十分であったことを示しているように思われる。もちろん悩みを抱えるのは、調査員ばかりではない。このデータを利用する我々にとっても、この状態は悩ましいかぎりである。

このような癖のあるデータをいかに研究で利用すべきか、考え方は分かれよう。もっとも慎重な対応は、データの不信感にもとづき少なくとも調査票（裏面）の第二表の数値は使用しないというものである。正反対は、「データがあるだけまし」という態度で使い続けるというものである。満菌論文は、「1 分析資料の概要と位置づけ」の末尾で、「ここでは、「経営調査」が自計主義で行われたこと、そして、個票を見る限り、調査の制度に重大な疑義を生じさせる事案は見いだせなかったことを指摘するにとどめたい⁽⁹⁷⁾と、きわめて楽観的な言葉で結んでいる。満菌は、おそらく後者のスタンスに立っていると思われるが、はたしてそこまで割り切ることができるか、それこそ疑義が残るところである。その気持ちは十分に理解できるが、もっと慎重になる必要がある。もっと個票を検討して欲しい。なぜなら満菌論文では、一貫して商業所得の低さに注目しているが、この主張のベースとなるデータの信頼性が低いとなると、主張の大半が成立し

ないことになるからだ。データを利用するにあたっては、然るべき“工夫と節度”が求められよう。

(5) 商家経済の体系的把握法

5.1. 業計複合体とP/L

以上の事前準備をもとに、第三の検討課題である『小売業経営調査』を分析する際の中核的な概念に話を移そう。ここでは満菌論文で使用されている概念を検討した後、谷沢論文で使用された概念をあらためて説明し、あわせて両論文の相違点を明確化していきたい。

満菌論文や谷沢論文では、家業と家計を一体的に把握することを目的としているため、どうしても両者を統一的に表章する統計様式（商家経済体系）が必要になる。すなわち小売商世帯における家業部門や家計部門の経済行動を、資金の流れを中心として簿記の手法にもとづき、体系的に把握することが求められる。そのために筆者は、谷沢論文で独自の概念体系を新たに作成したが、満菌論文では驚くべきことに、この考え方等が一言も触れていない。すなわち分析の基本的枠組みが提示されないまま、「商家総所得」、「商業所得」、「商外所得」といった、筆者が作った用語が堂々と使用されているほか、「商外所得」に関しては筆者の定義が一部修正（後述）されて、行論がおこなわれている。

このうち商外所得に関して、「3 商外所得の内容」の冒頭で、「ここまで「商外所得」と呼んできたものは、調査票（裏面）第二表の「営業外ノ収入」という項目に依り、その内容は「給料及賃金収入」「地代家賃」「利息及配当収入」「其ノ他ノ収入」の4つに区分される」⁽⁹⁸⁾と言及している。これらの記述から読者は、満菌自らが「商外所得」という概念を作成したほか、その他の概念も同様に発明したと受け取るはずである。しかし商外所得が筆者の創作物であることは、先の攝津書評中に書かれている次の文章表現から判断しても明らかであろう（なお丸カッコ、傍点はいずれも筆者）。

- ①「本章（＝谷沢論文）の分析の中で示された、中小小売商の総収入の多くを商業外の収入が占めていたという事実は、中小小売商の多くが「副業的」に営まれていた可能性を示唆するものとして興味深い」⁽⁹⁹⁾。
- ②「第3章（＝谷沢論文）でも、東京市の小経営および中経営の小売商では、その財務内容の還元から所得の7割が商業以外の収入であったことが示されている」⁽¹⁰⁰⁾。

これらの引用部分からわかるように、攝津は筆者の商外所得という用語が通説でないことを意識して、わざと「商業（以）外の収入」と言い換えているのである。つまりこれらは、商外所得が筆者の創造物であることを強く裏付ける論拠となっている。

同様の事例として、「家業部門」と「家計部門」という部門名があげられる。この分割の考え方や名称も、筆者が谷沢論文で初めて提示したものだが、満菌論文ではなんの断りもなく使用されている。例えば家業部門に関しては、満菌論文で以下の表現が確認できる（いずれも傍点は筆

者)。この表現は、無意識のうちに筆者の概念を使用していることの証となっている。

- ①「町会費は「商栄会自治会等」の会費とされており、商店街に立地する商店も多いことから、本稿では家業部門への公租公課とみなした」⁽¹⁰¹⁾。
- ②「(前略)家計部門を含めた商家経営の視点に基づく谷沢弘毅氏の研究成果に接すると、中小小売商の存立基盤を考える上では、商外所得を含めた商家所得に即した検討が必要であるように感じられる」⁽¹⁰²⁾。

実は、このような家業と家計を「対」の形で使用する表記方法は、あとで「業計複合体」部分で詳述するが、かならずしも一般的ではない。しかし上記の家計部門の引用部分から、満園論文では筆者の考え方を暗に踏襲していることは明らかである。これらは、先行研究の存在をまったく無視した書き方と言わざるを得ない。

学術論文の一般的な作成ルールでは、分析上で使用する中核的な概念について、もし先行研究で使用されたものをそのまま使うならその出所を明記すべきであり、自らが新たに作ったものならその旨を記述し、しかも先行研究との相違点を追記すべきである。今回の場合には、「はじめに」の部分で「谷沢の主張を検討するために、概念装置も谷沢の発明したものを使用する」と書くべきであった。それをおこなわなかった理由は、逆に「この論文が谷沢の主張を検討しているため、谷沢の概念装置を使用するのは当然である。ゆえに、あえてそれを明記する必要はない」と考えたのであろうか。それとも別の理由があったのだろうか。本人以外はその理由はわからないが、少なくとも一般的な学術論文のルールとは大きく外れた記述方法である。この点を確認したうえで、本節ではA) 谷沢論文中に新たな商家経済体系を紹介した理由、B) この統計体系の概要(特徴や留意点等)、C) 満園論文における使用事例の特徴、などを順に検討していくこととする。

まずA)に関して、谷沢論文で新たな商家経済体系を提起した経緯について述べておく。筆者は、1997年に経済統計に関する著書『現代日本の経済データ』を出版し、その第3章で戦後に農林水産省で開発された『農業経営動向統計(旧農家経済調査)』の統計体系(年計表)を解説した。ここでは図1-6でそれを示しておく⁽¹⁰³⁾。基本的には、部門を農業部門、農外事業部門、家計部門の3部門に分けて、部門ごとにP/Lに相当する動態計算表を作成する。一方、B/Sは各部門を合算して作成しており、それを静態計算表と呼んでいる。詳しい説明は図1-6の注を参照して欲しいが、基本的に家業部門と家計部門に分割して損益・財政状態が体系的に把握できるという点で、素晴らしい統計表である。筆者は当時、この統計の適切な解説書が見つからなかったため、農水省の関連文書等を参照しながら試行錯誤を重ねて、ようやく図1-6を完成させた。農水省の解説は、あくまで文章で記述されていたため、直感的に理解しづらいものであった。このため筆者が、一見してわかるように独自の工夫を凝らして図示したものであり、それだけにこの図は現在でも非常に思い入れの強いものである。その時以来、いつか自らが商家経済でも同様の統計体系を構築したいと願い、つねにその機会をうかがってきた。

このような経緯は、たんに筆者の過去に対する感傷としか受け取られかねないが、すくなくとも筆者が商家経済体系を独自に開発した事情を第三者に知らせるという意味では、非常に説得力のある情報といえよう。また後に解説する同体系が、たんなる思い付きではなく、明確な理論的背景があることを納得してもらうためにも重要である。幸い、2000年代後半に至って、商家経済を一体的に分析できる可能性を秘めた複数の戦前統計とめぐり合うことができ、構築した商家経済体系をようやくこれらの統計データに適用して、実態を把握することができた。それ以来、商家経済は筆者にとって、20年弱おこなっている家族経済史研究上の1テーマとなっている。すでに谷沢論文のなかでは、「ここでは農家経済簿記の基本的な考えから述べる余裕はないが、少なくともこの考え方（正確にいうと、農家経済簿記の考え方が反映された旧農林省編『農家経済調査』の標記方法）にもとづいて改良した商家の家族経済体系を、図3-1に提示しておく」⁽¹⁰⁴⁾（傍点は筆者）と明記して、その基本的な分析枠組みを図解してきた。この「改良した」という表現から、筆者自身が新たに構築した概念であることを理解できよう。

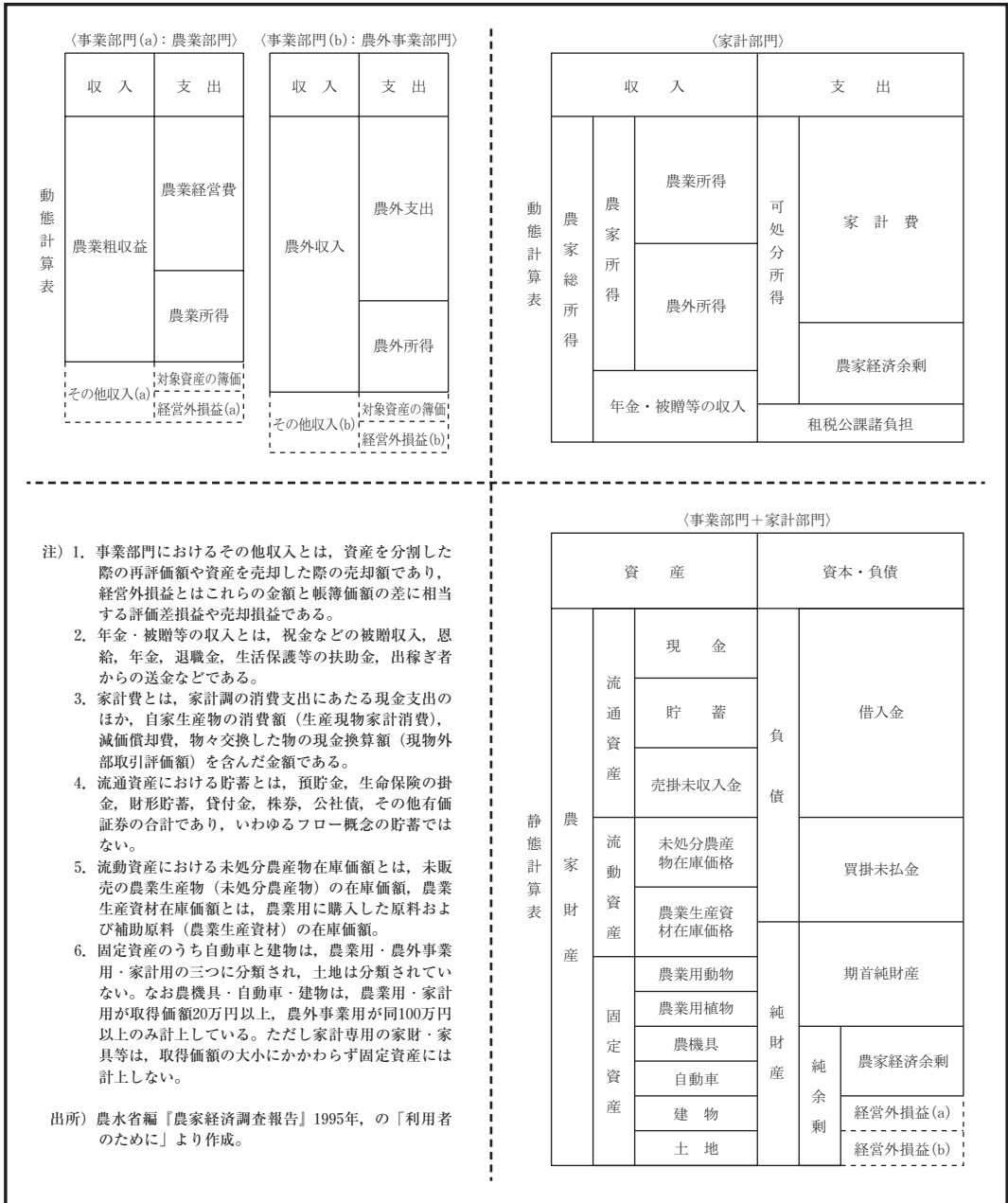
ところで商家経済体系の把握に関連して、本稿のタイトルに使われている「業計複合体」(business-consumption complex) という造語についても補足説明しておく必要がある⁽¹⁰⁵⁾。この用語は、いままでの説明より商家経済を家業と家計の複合体とみなして表現した概念であるが、もちろん筆者が谷沢論文以前より使い続けてきた概念であり、最近になって気まぐれで使い始めた用語ではない。谷沢論文では、問題の所在の部分で「小売商世帯の家族経済を家業部門と家計部門の複合体（以下、業計複合体と呼ぶ）と看做して、その関連性について分析する手法を導入することとなろう」⁽¹⁰⁶⁾と記し、その後も「4.2 業計複合体の形成メカニズム」といった小見出しで使用するなど、頻繁にこの用語を使用している。ただし同論文では、この用語の来歴をあえて書かなかったが、そろそろ満園論文も出てきたことから、この場を借りてこの用語が完成した経緯を記しておこう。

この用語と類似の概念は、すでに「企業・家計複合体」(firm-household complex) という用語で、農業経済学者であった筑波大学（社会工学系）名誉教授・丸山義皓^{よしひろ}が、今から30年以上前に提唱していた。丸山は1984年に『企業・家計複合体の理論』という理論分析の研究書を出版したが、このタイトルに示された企業・家計複合体とは「農家や都市部の自営業世帯のように、生産活動をおこないつつ家計（つまり消費活動の主体）も維持している組織体」を指している⁽¹⁰⁷⁾。まさに本稿の分析対象でもある小売商のような世帯を含んだ概念であり、同書では本稿で命名した家業部門を「企業部門」、同じく家計部門を「家計部門」と呼んでいる⁽¹⁰⁸⁾。そして同書は、主体均衡論のフレームワークを用いて、企業・家計複合体の経済行動を統一的に理解するとともに、企業・家計複合体の行動が不況時における経済安定化要因（いわゆる労働市場の緩衝作用）となりうる点を解明することを目的としている。そのために、準凹計画法と内点解の比較静学分析を使って、徹底的にこの問題を追求するなど、高度に理論的な内容となっている⁽¹⁰⁹⁾。

丸山の作った企業・家計複合体という概念は、あくまで自営業世帯（特に農家世帯・中小工業

世帯等)を前提として、その「生産資源を雇用して商品を生産する資本制企業の側面」⁽¹¹⁰⁾を強調していたため、「企業」という用語を使っていた。またこのような家族企業は、資本主義的(あるいはケインジアン・タイプの)企業と対照的な組織であることを意識している点も重要である。それゆえ販売活動をおこなう個人事業の中小小売商に、「企業」の用語を使用するのはど

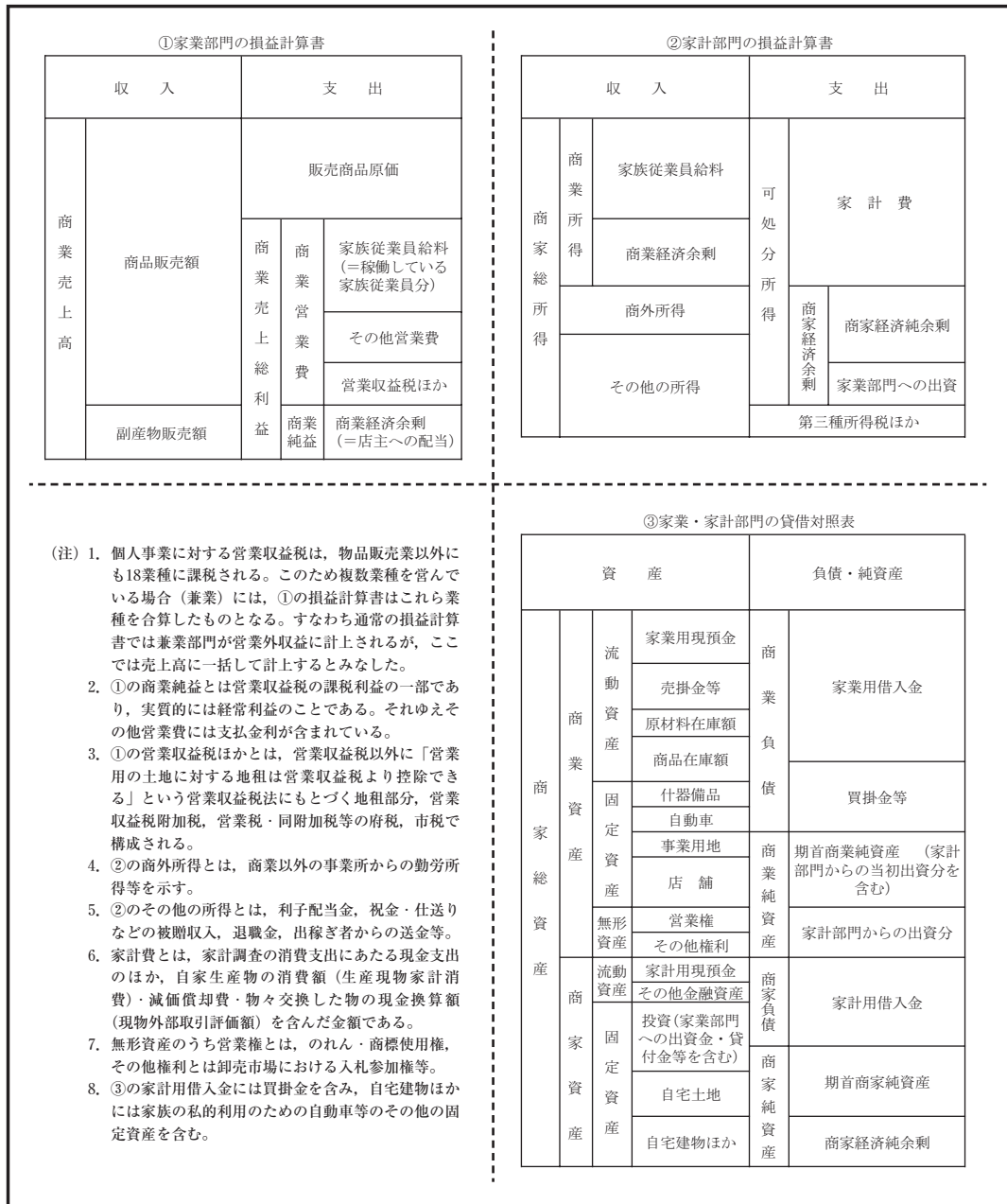
図1-6 農業経営動向統計の体系(年計表)



(資料) 谷沢弘毅『現代日本の経済データ』日本評論社、1997年の73頁。

うにもじっくりいかない。このような理由から、「企業・家計複合体」では概念上の混乱をもたらす危険性があるとみなし、筆者は代わりに「業計複合体」という新語を考えだした。筆者は、この用語以上に個人小売商の家族経済構造を一体的に表現した概念は見つからないと考えている。満園は、たしか筆者と同様の問題意識にもとづき論文を発表したはずであるが、現在に至る

図1-7 中小規模の商家経済の損益・財政構造（商家経済体系）



(資料) 谷沢弘毅『近代日常生活の再発見—家族経済とジェンダー・家業・地域社会の関係』学術出版会、2009年の212頁の第3-1を転載(正誤表にもとづき誤植等を修正しているほか、各項目は主要なものを中心に掲げている)。

までこの用語は一切使用していない。彼は今後、いかにこの状態を表現していくつもりなのだろうか。大いに気になるところである。

次に、図1-7を示して、B), C)に関連した部分に絞りつつ再度丁寧に説明しておく。なお、初めにお断りしておくが、農家経済体系を商家経済体系に転換する際に、同じ自営業であるため図1-6の各指標名の「農業」を「商業」に変えればそれで済むといったものではない。もちろん農家経済体系と同様に、家業関連は「商業…」、非家業関連は「商外…」、家計やその他の関連では「商家…」、といった大まかな命名ルールを設定してはいるが、あまり複雑な統計体系としないという前提のもとで、商家に特徴的な事業内容や租税制度の特徴を考慮しつつ、家業部門と家計部門について各損益・財政関連の表を構築することが求められる。このためには合計4つの表を作成する方針であるが、財政部分は作図上の制約から2部門を1つに統合したため、図1-7では合計3つの表でその全体像を表示している。以下では、個別にその特徴を説明していこう。

まずP/L部分について。図1-7①の家業部門におけるP/Lでは、「商品販売額」と「副産物販売額」（例えば白米商における米糠販売等）を合わせて、「商業売上高」を確定する。そこから通常の仕入額に相当する「販売商品原価」を引くことによって、粗利に当る「商業売上総利益」を算出する。さらにそこから販売管理費に相当する「商業営業費」を引くことで、「商業純益」を求めることができる。これらの名称は、おおむね通常の「商業簿記」に準じ、かつ図1-6に対応して名称が付けられている。

このうち「商業営業費」の作成にあたっては、営業収益税の納税に際して作成した各種帳簿より収集して、それらを順に並べていくことが求められる。ただし個人事業者の場合には別途、減価償却費、家族従業員給料等を推計して、商業営業費に追加する必要がある。ここで家族従業員給料は、市場における平均的な月収にもとづき帰属計算をおこなうことになる。このような操作をおこなう理由は、すでに前節4.1.で神戸・勝の指摘を紹介したように、減価償却費や家族従業員給料が営業収益税法上でみとめられない費用項目であるが、企業会計原則（第二，一，B）における「費用収益対応の原則」にもとづき、該当期間に対応して適切な費用を確定する必要があるからである。

このような事情に対して、『小売業経営調査』の調査票（裏面）では、減価償却費が調査項目に加えられているが、家族従業員給料は記入項目が設置されていない。つまり『小売業経営調査』の調査票データのみから正確な収支を把握するには限界があるため、これらの項目は別途推計する必要がある。このうち家族従業員給料は、市場における平均的な給料水準データを使って金額を推計しなければならない。この部分の操作が、筆者が考案した統計体系の特徴といえよう。ちなみに現在、実務面では、青色申告制度で家族従業員は事業専従者とされ、その給料が費用と認められている。また統計面では、SNA統計ですでに主婦の家事労働のような無償労働に帰属計算をおこなって、その適切な価値を評価しようという動きがでてきている⁽¹¹¹⁾。これらの動きにも合致した考え方である。

この商業純益が、いわゆる法人企業における経常利益に相当する。すなわち経常利益とは、企業会計原則（第二，二，B）の定義を受けて、一般的には「反復性と規則性を伴った通常の事業活動から生ずる利益」とされる⁽¹¹²⁾。すなわち「経常」とは正常性（つまり異常な取引からの損益を含まないこと）を意味し、それが反復性（つまり繰り返し営まれる取引から生じること）と規則性（事業年度という期間内で事業活動として連続的に発生すること）という2つの条件で成立している利益概念である。いま、営業収益税の課税標準を純益金と呼べば、商業純益・経常利益・純益金の間には、 $\text{商業純益} = \text{経常利益} = \text{純益金} - \text{家族従業員給料} - \text{減価償却費}$ という関係が存在している。このように純益金を修正することによって、初めて法人事業の小売商と同じ次元で収益性や費用構造を把握することが可能となる。

以上の経緯からわかるように、純益金とは概ね小売商世帯にとっての付加価値に近い概念とみなすことができる。なぜなら先述のように、純益金には家族従業員給料に見合う部分を含んでいるほか、その事業形態は家族従業員が主体であるからだ。ちなみに付加価値とは、「企業が生産活動の結果、新たに生み出した価値」と定義される⁽¹¹³⁾。すなわち付加価値は、労働者や機械等の生産要素を使用して原材料に価値を付加したものであり、その金額はあくまで各生産要素に分配される前の利益概念である。以下では、純益金を付加価値とほぼ同一をみなして議論を進める⁽¹¹⁴⁾。

次に図1-7②の家計部門におけるP/Lに移る。まず家業部門で発生した「商業純益」が、しかるべき手順を経て家計部門に移動され、それは「商業経済余剰」と呼び変えられる（この移動理由については後に詳述する）。この「商業経済余剰」と「家族従業員給料」の合計額（つまり純益金）を「商業所得」と命名した。いわば小売業（＝商業）から得られた事業所得のことである。ここで家族従業員給料が家業部門と家計部門で“両建て”となっていることに注目して欲しい。これが本体系の大きな特徴である。

このほか家業部門以外から入手した所得は、「商外所得」と「その他の所得」に分類する。このうち商外所得とは「商業以外（つまり自店舗以外）の事業所からの勤労所得」⁽¹¹⁵⁾、その他の所得とは「利子配当、地代家賃、祝金・仕送りなどの被贈収入、退職金、出稼ぎ者からの送金等」⁽¹¹⁶⁾のことである。ただし読者は、このように商業所得以外の所得を把握することは、調査実務上からは困難であるように思われるかもしれない。この点に関して『小売業経営調査』の調査票では、以下のような注書きを明記して、それを実施するように誘導していた（なおいずれの傍点も筆者）。

- ①給料及賃銀収入：「主人又ハ家族ガ他ニ勤務シテ給料又ハ賃銀ヲ得テ居ラレル場合ハ其ノ一ヶ年ノ収入ヲ記入シテ下サイ。賞与手当等モ合算シテ下サイ」
- ②地代及家賃収入：「営業用以外ノ所有土地家屋カラ生ズル地代又家賃ノ一ヶ年間ノ収入額ヲ記入シテ下サイ」
- ③利息及配当収入：「営業関係以外ノ所有有価証券，貸金，出資等ノ利子及配当金ノ一ヶ年ノ

収入額ヲ記入シテ下サイ」

④其ノ他ノ収入：「右三項以外ノ一切ノ一ヶ年間ヲ記入シテ下サイ臨時収入ヲ合算シテ下サイ」

以上の注書きの傍点から判断すると、②、③の資産収入はあくまで家計部門に帰属する収入に限定されていたことが理解できる。またこのような記入の背景には、実物資産と金融資産に関して家業部門の所有か、それとも家計部門の所有かを峻別していたことがあげられる。そして家業部門で所有する資産→同部門の資産収入、家計部門で所有する資産→同部門の資産収入と判断することができる。いわば資産純増ベースの所得概念が採用されている⁽¹¹⁷⁾。それゆえ、もし家業部門で所有する資産収入があるなら、それは家業部門の収入として計上することを意味するが、この点は調査票では確認できない。このように一部で不十分な点があるものの、『小売業経営調査』の制度設計が基本的に現代にも通じる理論的正確さを備えており、同調査の重要性を裏付けているといえよう。

このような資産の各部門への峻別を前提とすると、小売業以外の業種での労働で得られる所得（労働所得）と、資産収入・年金等といった無労働で得られる所得（不労所得）を分けることが、分析にあたって都合がよい。この議論の延長線上には、家業以外の労働所得を兼業の有無と関連させることも可能である。ちなみに筆者が参考にした『農業経営動向統計』でも、同様の理由から図1-6のように「農外所得」、「年金・被贈等の収入」という二分法の類似名称が使用されている。農外所得とは農業以外の兼業労働所得、年金・被贈等の収入とは被贈収入、恩給、年金等の不労所得であるから、ほぼ同じ分類であった。つまり谷沢論文の「商外所得」の定義は、あくまで従来の統計名称の考え方を踏まえて命名されたものであり、満園論文の商外所得はこのような方法に従っていなかった。

さらに商業所得に商外所得とその他の所得を加えたものを、「商家総所得」と命名した⁽¹¹⁸⁾。この所得から税金を引いたものが「可処分所得」であり、それは消費活動に使用される「家計費」とその残額である「商家経済余剰」、商家経済余剰は「家業部門への出資金」と「商家経済純余剰」に、それぞれ分類する。これらの命名の基本的なルールとして、家業部門に関連する収入・支出には「家業」、家業以外の就業部門に関連する収入・支出には「商外」、家計部門に関連する収入・支出は「商家」という接頭語を付けたことはおわかりいただけたと思う。また「経済余剰」という用語も利益に関する概念として使用されている。いずれの名称も、図1-6の『農業経営動向統計』の基本的考え方に準拠して筆者が初めて命名した事実は、政府・民間統計集や経済統計の解説書に、同様の名称が掲載されていないことで証明されよう。

ここで家計費について1点だけ注意点を述べる。それは、自宅建物の一部を店舗用として使用する場合である。このような事例は、家計部門の所有する建物を店舗用に賃貸することを意味する。それゆえ厳密に統計処理するなら、市場で決定している賃貸価格で家計部門が家業部門に建物を賃貸し、家業部門がその賃貸料を家計部門に支払っていると考えなければならない。つまり

賃貸する側とされる側が店主で同一で金銭のやりとりが存在しない場合でも、計算上はその金額を両建てする必要がある。これが、いわゆる帰属家賃である。現行の統計データでは、しばしばこのような帰属家賃を推計することがあるが、残念ながら『小売業経営調査』の調査票では、実物資産の所有者を書かせる項目が設定されていないなど、この金額を正確に推計することができない。この問題点は、すでに表1-11に関する前節4.1.の議論でも発生していたが、現状では解決は困難であろう。

5.2. B/Sと純益金の扱い

次に、図1-7③のB/Sでは、資産・負債を家業・家計部門別に作成する必要がある。家業部門では「商業資産」、「商業負債」、「商業純資産」、家業部門では「商家資産」、「商家負債」、「商家純資産」をそれぞれ計上する。さらに「商業資産」と「商家資産」を合算した、いわば小売商世帯全体の総資産を「商家総資産」と呼んでおこう。各項目の具体的な説明は、図1-7の(注)を参照して欲しい。『農業経営動向統計』では、図1-6のように家業部門と家計部門を混合して1つのB/Sを作っていたため、図1-7のほうがさらに厳格な方式を採用していることになる。また『農業経営動向統計』では、基本的に無形固定資産を考慮していないが、既述のように小売商では戦前期より無形固定資産の存在を前提とした議論がおこなわれていた⁽¹¹⁹⁾。このため厳密に議論するなら、営業権等を推計する必要があるが出てくるが、限られた情報では推計は困難であるため、同資産については考慮しないとといった割り切りも必要となろう。

とにかく推計作業では、一定の基準にしたがって資産・負債を家業、家計の2部門に分類することと、一部の資産では再評価する作業が発生する。図1-7で具体的に示しているように家業部門は、資産では売掛金、原材料・製品在庫、店舗・自動車等の固定資産、各種権利金など、負債では事業用の借入金、買掛金などというように、主要なものを選定して個別に積み上げ、それを合計していくしかない。このうち資産部分を「商業資産」、負債部分を「商業負債」と命名する。一方、家計部門も、同様に該当する資産・負債を選定したうえで積み上げ計算することとなる。そして資産部分を「商家資産」、負債部分を「商家負債」と呼ぶ。

ちなみに『小売業経営調査』の調査票(裏面)の第二表では、家業部門における勘定科目別金額を記帳させるにあたって、詳細な注意書きが付されている。主要な科目について、以下に示しておこう(なおいずれの傍点も筆者)。

- ①土地：「営業用ノ土地ガ自己所有ノ場合ハ其ノ時価ヲ記入シテ下サイ」
- ②建物：「営業用ノ建物(店舗、倉庫等)ガ自己所有ノ場合ハ其ノ時価ヲ記入シテ下サイ」
- ③設備及器具：「営業用ノ設備(飾窓、陳列台、電灯装飾、自動車、自転車、荷車等)及器具(事務用器具、販売用器具等)ノ時価ヲ記入シテ下サイ」
- ④有価証券：「店ノ資産トシテ所有スル公債、社債、株券、其ノ他ノ債券等一切ノ有価証券ノ時価額ヲ記入シテ下サイ」

- ⑤定期預金：「銀行ニ定期預金ガアレバ其ノ金額ヲ記入シテ下サイ。貯蓄銀行ノ据置貯金モ合算シテ下サイ。但シ営業外ノ分（奥ノ分）ヲ除イテ下サイ」
- ⑥借入金：「証書、手形、其ノ他形式ノ如何ニ拘ラズ、又銀行、個人等貸主ノ如何ニ拘ラズ、営業ノ為ニ借入レタ金額ヲ記入シテ下サイ」

これらの注書きのうち、①と②で「営業用ノ〇〇ガ自己所有ノ場合」という、一見するとわかりづらい表現が使われているが、これは「家業部門で使用するために、家計部門が〇〇を所有している場合」という意味に理解すべきである。つまり各資産で繰り返し現れた「営業用ノ」、「店ノ」等とは、「家業用」と理解すればよい。これらの記述は、まさに『小売業経営調査』でも筆者と同様の考え方を採用していたことを確信させる。正確に言うと、筆者が商家経済体系を完成させた後、『小売業経営調査』上でも同様の考え方をしていることを発見した。それゆえ同調査が、現代の経済分析にも十分に耐えうる理論体系を備えた、きわめて重要な資料であることを筆者に認識させた。

これらの推計作業のうち、商品や売掛金等は家業部門、子どもや老人の預貯金などは家計部門といったように、どちらか一方に確定しやすいものは問題ない。また両部門で使用する電気料金、水道料金などの費用や、店舗として使用する自宅建物及び同敷地、家族の行楽用のほか配達用にも使用できる自動車などの資産では、その使用頻度等に対応して各部門に分割・分別しなければならない。しかし問題は借入金や現預金である。先述のように、一般的に借入金は両部門を合算して借入手続きをおこなうはずであろうし、それが一時的な資金ショートにすぎない場合には、家計部門の手持ち資金を繋ぎ資金として投入（つまり家業部門での借入金）することがあろう。また家業部門で発生した利益は、その運用として全額分を新たな商品購入に充てることもあれば、それをおこなわずに預金とする場合もある。後者の場合には、家計部門の預金とすることが多いだろうが、新たな設備投資をおこなうために全額を家業部門の預貯金として別途取確保しておくこともなくはない。

ここまで来ると、もはやどんなに精密な調査票を作成しても、漏れなく情報収集して正確に記述することは困難である。とはいえ借入金に限ってみると、日常的に税務署で支払利子の認否がおこなわれていることに象徴されるように、実務上でも家業用と家計用の借入金の仕分けがおこなわれていたから、荒唐無稽な作業ではない。ただしこれら家業・家計の分離を首尾よくおこなえたとしても、上記の説明文よりわかるように、「土地、建物や有価証券では時価評価する」という点が厄介である。この件は、いかなる方法によって実施したのか、例えば土地の場合には現在、複数の鑑定方法（原価法、取引事例比較法、収益還元法）があるが、そのうちどの方法を採用すべきかなど、専門的な問題を解決しなければならない⁽¹²⁰⁾。このため実際の調査にあたって、財務諸表を作成したことのない零細事業者では、記入の際に調査員が積極的に関与していたのではなかろうか。これらの調査の実施面に関する具体的情報は、残念ながら現在のところまっ

たく入手できない。

以上の仕分作業によって両部門の資産・負債額が確定したら、その資産から負債を引くことで純資産を推計する。すなわち家業部門の純資産を「商業純資産」、家計部門の純資産を「商家純資産」と区別して呼ぶこととする。ここで気を付けなければならないのは、家業部門の商家純資産をいかに解釈したらよいかという点である。一般的に「純資産は、株主資本と評価・換算差額等と新株予約権の合計額である」⁽¹²¹⁾と考えられている。ただし先述のとおり、営業権を正當に算出できないため評価・換算差額等が把握できないほか、新株予約権も個人事業者では考慮する必要がない。このため株主資本、すなわち直接的に株主（この場合には店主）に帰属する自己資本のみとなるから、「純資産は、開業時等の出資額（払込資本）と過去から蓄積され家業部門で処分していない利益（留保利益）の合計額である」と考えることができる。

期間損益を正確に把握することはそう簡単ではないが、少なくとも純資産は上記のように考えることが理にかなっている。ただしこれはあくまで設立時より簿記を記帳し続けた場合であり、個人事業者では今回の調査で初めて財務諸表を作る場合が大半であるため、特にB/Sの作成にあたっては、上記のとおり固定資産を時価評価で計上することとされた。この結果として純資産は、個人事業者では含み損益を加えた金額であるのに対して、法人事業者では含み損益が計上されない金額（つまり取得価額）となっている。この相違点は、資産規模を正確に比較することができないばかりか、満蘭論文の表（類型別にみた経営概要）に掲載されている「総資本経常利益率」を厳密に比較することも難しいことを意味する。もちろん類型別の経営分析が難しいことにも通じる問題である。これらは仕方がないことであり、法人・個人事業者を正當に評価することの限界といえよう。

さらに中小小売商では、（個人・法人に関係なく）資金不足時に家計部門から家業部門に対して急遽、貸付に相当する資金移動がおこなわれよう。そしてこの貸付額に対する利息の徴収はおこなわれないほか、元本の返済もままならない場合が多い。このような状態になると、実質的には図1-7③に示されているように、家計部門から家業部門に対して出資金が振り込まれたことと解釈したほうが現実的である。またこのような状態になった小売商世帯では、その金額を正確に把握していないことが多いはずだ。このため結果的には、このような不明部分の発生によって資産総額が過小に計上される可能性もある。

繰り返しになるが、先行研究では図1-7のような統計体系がまったく考慮されなかったがゆえに、筆者が初めて作成した概念図である。残念ながら、同じ研究者であってもその独創性と必要性を理解しない場合が多いが、この重要性は何度強調しすぎてもしすぎるということはない。唯一、筆者の独自性を評価している文章は、第2節の2.1.で提示した攝津書評中に「農業簿記を参考に著者が独自に体系化した商家経済モデル」（傍点は筆者）という記述がある。筆者と同じ問題意識を持つ満蘭論文では、このような家業・家計を含めたP/L、B/S体系が言及されないまま、筆者の開発した概念（正確には、図1-7②部分の用語）を無断で使用していると考えざるを

得ない⁽¹²²⁾。ここで筆者が「無断で使用」という厳しい表現を使用した理由として、①満菌論文のなかに使用する統計体系がまったく提示されないこと、②『小売業経営調査』や他の資料等の統計上でも、筆者の作成した統計体系と同一の用語が一切掲載されていないこと、③そもそも研究分野・実務分野で、統一的な統計体系が確立していないこと、の3点をあげておきたい。

もし、論文の作成にあたって、筆者の体系を使用することが便利であるのなら、最低限の記述作法として「かつて谷沢論文のなかで使用されていた(図1-7のような)統計体系にしたがって、」¹²³、「谷沢の提唱した分析概念を踏襲して、」といった前置きしておくべきであった。これを明記しなければ、事情を知らない読者は、満菌が筆者の主張を批判するにあたって、(筆者が考えた分析概念を)自身で新たに構築した概念と考えるはずだ。また一部の定義を変更するなら、「基本的には谷沢の定義を使用するが、〇〇に関しては谷沢の定義を修正する」といった趣旨の文章を書くべきである。このような書き方をせずに、一部の概念を勝手に修正すれば、双方が同一の現象を議論する際に、議論がかみ合わなくなる可能性がでてくる。

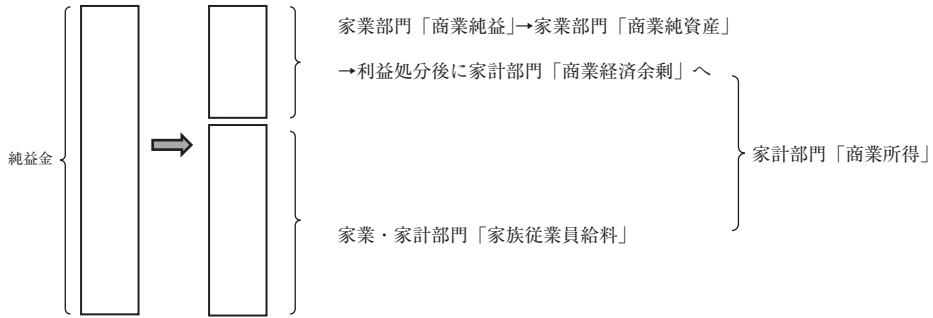
このような事例として商外所得の定義があげられる。先述のように、満菌論文の商外所得とは筆者が発明した「商外所得」+「その他の所得」のことであり、それゆえ谷沢論文では「商外所得他」と記述していた概念である。そして満菌論文では「ここまで「商外所得」と呼んできたものは、調査票の「営業外ノ収入」という項目に依り、その内容は、「給料及賃金収入」「地代家賃」「利息及配当収入」「其ノ他ノ収入」の4つに区分される⁽¹²³⁾という記述がある。これは、たんに調査票で採用していた区分を再録したにすぎず、もちろん満菌自身による概念の説明部分ではない。もし満菌論文の独自性を主張するため、この部分を根拠としてあげたとしても、他の「商家総所得」、「商業所得」等が筆者の独自に作成した用語であるから、この主張はなんら説得力を持たない。そして満菌論文の大半では、この満菌流にアレンジされた商外所得概念にしたがって分析が進められている。

このほか筆者の概念を借用しても、その考え方を正確に理解して使用しているとは限らない場合がある。ここではその事例として、純益金の扱い方をあげておく。それに関して、図1-8のように(A)(B)の2種類の扱い方が可能である。(A)では、家族従業員給料を帰属計算によって推計し、純益金からその金額を控除したものを家業部門の経常利益(=商業純益)とみなす。この考え方は、筆者が図1-7で採用しており、すでに説明済みである。そしてこの経常利益は、いったんは家業部門の純資産である「商業純資産」に入る(相対勘定は「家業用現預金」)が、それをさらに店主への配当金等とみなしたうえで、利益処分(つまり一種の資本取引)をして家計部門の収入「商業経済余剰」に移し替えるという考え方である⁽¹²⁴⁾。煩雑な印象はぬぐいえないが、そもそもP/L、B/Sを一体的に理解するためには、このように考えざるを得ないのである。

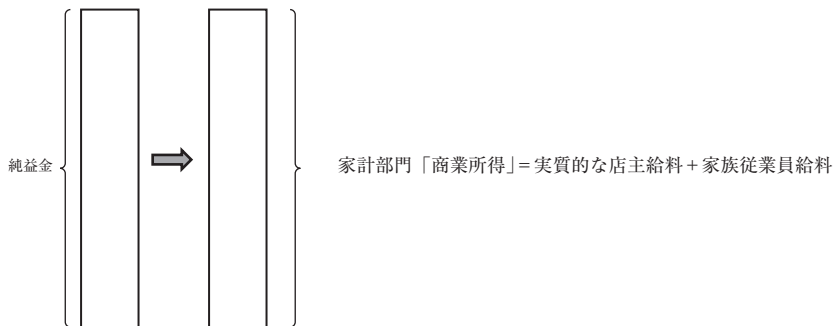
一方、(B)では、(A)のような面倒な帳簿操作をせずに、純益金がもともと小売商家族の入手した金額であるから、初めから純益金の全額を実質的な家族員給料として処理する考え方である。つまり帰属計算をしない考え方である。この場合には、商業純益+家族従業員給料を一度、

図 1-8 商家経済体系における純益金の扱い方の比較

(A) 家族従業員給料を帰属計算で推計する場合（谷沢の考え方）



(B) 家族従業員給料を帰属計算で推計しない場合（満菌の考え方）



- (注) 1. 各用語の定義は、図 1-1 や本文を参照のこと。
 2. 図 1-3 では、家族従業員給料は(A)に従い、家業部門の費用側と家計部門の収入側の両方に計上される。
 (資料) 谷沢が作成した。

家業部門の純資産へ移動させるが、それをなんらかの理由をつけて再び家計部門の P/L へ移動させることとなる。この場合には、労働分配率（= 家族員給料 ÷ 付加価値）が概ね 100% であることを意味する（もちろんこの場合には、従業員が家族のみを想定しているが、個人小売商では無難な設定であろう）。一見して異常な状態のように思われようが、SNA 統計における公務サービスの生産額（つまり付加価値）は、まさにこのような考えにもとづいて推計されている⁽¹²⁵⁾。この事例から判断すれば、かならずしも統計上で異常な操作をおこなったわけではないことが理解できよう。

いずれの方法をとっても、最終的には純益金額 = 商業所得となる。すなわち(A)の方法でも、再分配によって(B)と同額の商業所得が得られることを意味する。このため(A)のような面倒な方法を考える必要はない、と思うかもしれない。しかし上記のとおり、(A)の方法を採用することによって、P/L、B/S を整合的に考えられるほか、家業部門の期間損益を適切に把握でき、法人事業との正確な収益性比較が可能となる。つまり前節 4.1. で紹介した、神戸が指摘した問題点の解決にも繋がる方法である。なお筆者が事前に参考とした『農業経営動向統計』では、このよう

な最終利益に関する家業部門と家計部門の厳密な経済的關係について、かならずしも明確に規定していない。すなわちこの種の議論は「利益処分」に関わる話といえるが、『農業経営動向統計』では図1-6のように事業部門と家計部門を混合したB/Sを作成するなど、それを想定していないためである。

(A)の方法を採用することによって、満蘭論文で第1の検討課題としていた「工業部門の所得との比較」も部分的に可能となろう。より正確に説明するなら、この比較作業のためには、(先述のように満蘭論文で商外所得に注目していた関係上)工業収益以外の所得情報を収集することとともに、あらためて家族従業員の帰属給料を推計することで、工業収益における正確な期間損益を計測することが必要となる。満蘭論文では、いずれの考えを採用しているのか明記されていない。正確に言えば、ここまでの理論を想定していない。ただし「2 商家所得の水準」の冒頭で「調査票には、家族従業者給料を営業費に計上しないよう注記されているため、世帯主と家族従業者をあわせた世帯全体の1年間の商業所得にあたる」⁽¹²⁶⁾といった記述があるため、基本的には(B)の方法を想定していたとみなすべきであろう。

ちなみに(A)の方法にしたがって、『小売業経営調査』の集計データで規模別の商家総所得の内訳を再度、推計してみると表1-12のようになる。この表と同一の表は、すでに谷沢論文でも掲載しているが、今回は一部のデータを現在入手できるものに代えて改訂をおこなったため、今までの議論(特に商外所得の重要性に関する部分)とは切り離して見て欲しい。ここで改訂をお

表1-12 東京市の小売商における商家総所得の内訳(1935年：暫定推計)

(単位：円，%)

	店舗数	商業所得			④商外所得他	⑤商家総所得	第三種所得税ほか	可処分所得	商業所得倍率 (⑤÷③) (倍)
		①商業経済余剰	②家族従業員給料	③計					
小経営	431	-401	514	113	420	533	17	516	4.7
		-75.4	96.5	21.1	78.9	100.0	3.2	96.8	
中経営	321	-19	774	756	1,333	2,088	40	2,048	2.8
		-0.9	37.1	36.2	63.8	100.0	1.9	98.1	
大経営	187	1,471	1,227	2,698	1,028	3,726	270	3,456	1.4
		39.5	32.9	72.4	27.6	100.0	7.2	92.8	
規模計	939	38	778	816	854	1,670	75	1,595	2.0
		2.3	46.6	48.9	51.1	100.0	4.5	95.5	
(参考)東京府 の物品販売業者	299	—	—	11,059	9,482	20,541	—	—	1.9
		—	—	53.8	46.2	100.0	—	—	

- (注) 1. 各名称の定義は、図1-7や本文を参照のこと。商外所得他の内訳は、給料及賃金収入、地代及家賃収入、利息及配当収入、その他の収入(いずれも家業部門と関係のない収入)である。
 2. 家族従業員給料は、谷沢が性別・規模別の平均月収と家族従業員数をもとに帰属計算して推計した。
 3. 可処分所得=商家総所得-第三種所得税ほかである。第三種所得税ほかとは、第三種所得税と町会費のみを想定した。
 4. 上段は実額、下段は商家総所得を100とした構成比を示す。

(資料) ①=③-②, ②は上表(注)2を参照。③は『小売業経営調査』の33頁, ④は『小売業経営調査』の79頁の第二表の「総収入」÷総店舗数で計算,(参考)は、谷沢データベースより1930年における該当集団299人の平均値を算出。

こなった箇所は、商外所得他と家族従業員給料である。まず商外所得他は、満蘭論文の注6)の「谷沢氏の操作には、商外所得を計上した店のみの平均値を、全体の平均値として採用するという問題が含まれているために過大評価となっているが（谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」275頁）、（以下省略）」⁽¹²⁷⁾という指摘にもとづきデータの見直しをおこなった。家族従業員給料は、個人事業者のみで構成されていると仮定して、帰属計算によって市場価格で推計し直したものである。

全面的な修正をおこなった暫定推計値であるが、この修正後の数値によっても筆者が強調してきた商外所得他の重要性を確認することができる。すなわち規模計（平均）でみて商外所得他が商業所得とほぼ同程度あり、しかも規模が小さくなるほどその割合が高くなっている。それゆえ谷沢論文で指摘した「これらは低所得層の小売商世帯がいくつかの所得ポケットをもっていることを示しており、その逞しさを感じるといってもよいかもしれない」⁽¹²⁸⁾という結論は、まったく変更する必要がない。この点では、上記の満蘭論文の注6)の後半部分「(前略) 商外所得が相当な高水準にあったことには変わりがない」が正しいことを支持している。さらに満蘭論文で中小小売商の代表例としてあげたのは、この表の小経営層の一部にすぎないから、この小経営層の情報によって満蘭論文を読む以前にその結論を大方推測できるものである。これが、筆者が第2節2.2.で「同一の調査の再集計・再提示」と表現している所以であるほか、満蘭が「個票データを新たに集計した」と、ことさら強調するほどの内容ではないとみなす理由である。

このほか商業経済余剰（＝経常利益）の数字に注目して欲しい。これをみると、小経営のみならず中経営でもわずかながら赤字となっている。もちろんこれらの数字は、繰り返すが筆者が家族従業員給料を再推計して得られた暫定的なものであるため、ある一定の幅を持って扱われなければならない。しかし大まかな判断として、小売業の収益性が極めて低かったことを確認できる。継続的な利益である経常利益のレベルで、これほど低収益が発生していたことは、非常に注目すべき事実である。そしてこの事実は、筆者がすでに谷沢論文で指摘した商業所得の低さが、基本的には小売業の低収益性から発生していたことを示している。これは今回の再推計によって初めて明らかになった事実であり、満蘭論文では図1-8(B)の考え方を採用していたがゆえに見落とされていた。

それではこれほどの低収益性が発生していた理由は何であろうか。これこそ当時の（特に中低所得層を中心とした）都市労働市場と密接に結びつく小売商問題の核心であったと推測される。この点については、様々な検討課題を解いていく必要があるため、本稿では問題点の指摘にとどめ、本格的な解明は別稿に譲ることとする。

なお既述のとおり、当時の税制では営業収益税と第三種所得税が二重課税となっていたため、これを利用すると課税所得ベースの所得内訳を推計することができる。そこで筆者は、筆者が独自に作成したデータベース（谷沢データベース）を利用して谷沢論文において推計した金額を公表しているが、これを再度、表1-12の（参考）に示しておく。この推計額によると、東京府内

の物品販売業者でも商家総所得のうち商業所得の割合が54%を占めており、『小売業経営調査』の場合と同様に商外所得他が半分以上に達していたことが確認できる。もちろん厳密に言うと所得概念は『小売業経営調査』と一致していないが、おおむね類似しているほか、同調査の「中経営」「大経営」レベルの小売商をかなり含んでいるため、この推計結果は『小売業経営調査』の数値が実態に近いことを示唆するのみならず、商外所得他の大きさは小売商全般に観察できる特徴である。むしろ我々は、小売商世帯の所得稼得行動の視点から後者の点に注目しておきたい。

ところで業計複合体に関連して、戦前期の研究者が個人小売商の経営状態を把握するにあたり、いかなる調査体系を想定していたのかも興味のあるテーマである。この点について現在、詳細な情報を入手しているわけではないが、筆者が発見した唯一の情報として、村本福松（大阪商大教授）が大阪府内に立地する小売薬局店を対象として、1935年頃を実施した経営調査の調査票が参考になる。ちなみにその調査数は、大阪市内が42店、その他府内が62店の合計104店であるため、調査規模の小さな簡便な調査にすぎない。しかし村本は先述の小売商問題研究委員会の委員であり、この調査結果が掲載されていた同人の『小売商困窮の意味と困窮原因の所在』という本は同委員会の報告書であり、小売商問題研究叢書の1冊として出版されたものである⁽¹²⁹⁾。このため同調査の内容は、少なくとも上記の委員会で発表・検討されていたと思われる。

この調査票は、図1-9で示されているように、主に経営参考調査欄と経営計理調査欄の2つの調査欄で構成されている。前者は、資本金額、1日平均来客数、売上中の店売・外商割合、売上中の現金・掛売割合、店の間口、従業員数の内訳等であり、いわば経営関連の各種情報を収集する調査票である。一方、後者は、図1-9のように営業勘定と家計勘定に分かれており、営業勘定では家業部門のP/L（収入支出）の内訳、家計勘定では家計部門のP/L（収入支出）の内訳を記入させている。両部門ともB/Sが調査されていない点は不満が残るものの、とりあえず家計部門まで一体的に調査を拡大していた点は注目しなければならない。家計部門まで調査した理由として、「両者（家業と家計の部門）は密接に関係する。即ち、店舗と住居は明確に区別せられることなく併用せられ、為めに厳密なる意味に於ては、店舗の家賃が何程にして、住居の家賃が何程であるかを明示することが困難であり、その他人件費に就ても同様のことが云はれる」（カッコ内は筆者）。特に人件費については、「家族にして店務に従事するものがあるとしても、その営業関係人件費を計算することは容易でないから、所詮こうした場合に於ては、それらの家族の生活費も、これを純粹なる雇傭店員の人件費と併合して、経営の困窮問題を考察することが妥当である」⁽¹³⁰⁾ためとしている。

このような問題意識は、あくまで現実的な調査作業上の問題を解決するために出てきたものであり、かならずしも正確な期間損益を把握するためではないが、それでも家計費の内訳を詳細に把握している点において、『小売業経営調査』の調査票よりも進んだ発想をしていたといえよう。もちろんこの調査票は、きわめて簡略化されたものであるから全面的に評価することはできないが、すくなくとも当時の研究者のあいだにも業計複合体の発想が出始めていたことの証として、

図 1-9 「小売商経営調査」(経営計理調査欄)の概要

經 營 計 理 調 査 欄					
營 業 勘 定			家 計 勘 定		
收 入		支 出	收 入		支 出
売上総額		店舗設備費 (償却費)	営業勘定ヨ リノ繰入金		家賃下女等 臺所用給料
現金賣		家賃 (営業用部分)			主人俸給 (家族食費)
掛賣		人件費 (給料及賞與金 費、秘服費)			家族被服 費、家族 道具類費 臺所消耗 品費、
		電話料			
		電 扇 風 機 料 燈			家族治療費
		自転車費			子女教育費
		利子			家族交際 葬祭費
		保険料			營業外租稅
		諸消耗品費			營業外 公共費
		廣告宣傳 賣出費			其他ノ 家族費
		町内費及營 業上交際費			
		營業上租稅			
		其他ノ 營業經費			
		貸倒レ			

(資料) 村本福松『小売商困窮の意味と困窮原因の所在』1937年の11頁。

評価することができるかもしれない。

(6) 要約と含意

本稿は、谷沢論文と同様に戦前期東京の中小小売商の家族経済を扱った満蘭論文を対象として、その基本的な記述スタイルの特徴を明らかにし、その後に分析に使用する概念としての商家経済体系に関わる問題を中心に検討した。

まず満蘭論文では、谷沢論文で解明した研究成果を矮小化して一部のみ紹介される一方、「小規模店でも商業所得を大幅に上回る商外所得が存在する場合がある」という発見事実が、自らの発見であるように提示されていた。また同論文中には、規模別分類の用語が不統一であるほか、タイトルにもある「中小小売商」の定義が存在していないこと、商家世帯と工業経営者世帯の所得比較が不完全であることなど、記述スタイル上の問題点があった。そして同論文は、谷沢論文

と同様に売上高3万円以上の大経営も対象に含めて分析をおこなっており、中小小売商ではなく「小売商」の所得構造を分析していたにすぎない。もちろん「商業経営のパフォーマンス仮説」も、これら多様な規模の小売商情報を組み合わせて導き出した、事業の発展過程に関する仮説であった。

次に両論文で使用された『小売業経営調査』の特徴を明確にするため、1930年代に東京で実施された代表的な商家経済調査3つを比較検討した結果、各調査とも商工省の主導で制度設計され、その実施にあたって営業収益税等の納税関連資料が活用されたことを初めて明らかにした。ちなみに営業収益税の重要性は、満菌論文ではまったく欠落していた視点であり、この租税制度が当時から家族員の給料や減価償却費を費用計上させない問題点を含んでいることが指摘されていた。そして『小売業経営調査』における個人事業者のうち、零細店舗のデータの信頼性を検討すると、減価償却費や貸倒損失が加えられていない店舗があるなど、さほど信頼性が高くなかったほか、営業収益税の課税標準（純益金）が粗利益段階で把握され、実際の収益レベルと大きく乖離していたことを発見した。

さらにこれらの問題をふまえて、業計複合体を分析するための商家経済に関する統計体系（商家経済体系）を損益・財政状態別に再度解説した。現状では、売上高の計上方法、売掛金の消却方法、在庫の評価方法など、いまだ細部で検討していない部分も多いが、とりあえず可能な限り家業と家計の両部門間の資金の流れが把握できるように整理した。そのうえで満菌論文のベースとなる概念をみると、全面的に筆者の概念が借用されていたが、商外所得の定義は一部で修正されていることが明らかになった。また当時の研究者に問題視されていた家族従業員給料の扱いの関連で、純益金の解釈が満菌論文と筆者の間で異なっており、満菌論文の考え方では正確な期間損益が計測できないことを導いた。そのほか、以上の諸概念にもとづき商家総所得の内訳を再推計してみると、谷沢論文で示した以上に家業の収益構造が脆弱であることが確認された。

ところで学術論文は、一部の理科系分野の研究を除いて、その成果（＝独自作成の概念・用語[アイデア]から発見事実まで）を知的財産として既存の法体系下で保護できるわけではない。その適切な使用について現状では、所属学会で基準・内規が確定していないことが多いほか、ましてその内部統制が期待できるわけでもない。つまりだれもが自由に使えるし、逆に意識的に使わなくてもよい状態にある。研究者本人の自主性に任せられるがゆえに、当事者は成果の借用や不使用に、誠意を持って対応する厳格な姿勢が求められている。満菌論文では、かならずしもそのような配慮がなされていたとは思われない。

しばしば「先行研究に敬意を払うべし」といわれるが、敬意を払うといってもどのようにおこなえばよいのか、研究者ごとにその意味するところは異なってこよう。今回は、その基準が世代間で異なっていたといわれたり、また文章の書き方が不十分であったという原因で処理されたりするかもしれない。しかし当事者である筆者の立場からすると、満菌論文は多様な事実・新概念を自らの発見とした記述スタイルを採っている。例えば、「はじめに」の部分で全面的に谷沢論

文をベースとして検討課題を提起したにもかかわらず、「おわりに」ではその主張のどの部分を新たに発見したのかを明らかにせず、筆者の研究成果も含めて“発見”したと記述するなど、単なる文章の書き方とは思われない問題を含んでいた。そのほか事実誤認をもたらしたり、矮小化したりする書き方が使用されているほか、商家経済体系のアイデアも全面的に谷沢論文に依拠していた。

とにかく今回のような事態を発生させないためには、自身の成果をつねに学会内や同じ学派内の人間関係のなかで、繰り返し発信して認知させていく努力が必要なかもしれない。このような行動の不得手な筆者としては、なかなか住みづらい世界である。

[謝辞] 本稿を作成するにあたって、戸田龍介教授、飯塚信夫教授、兼子良夫教授（以上、神奈川大学経済学部）より、多くの貴重な御意見・御助言を頂戴した。また資料収集では、青山比呂美・資料サービス課長、吉場千絵・資料サービス課長補佐（以上、神奈川大学附属図書館）、和泉田大介氏（（株）雄松堂書店営業部）、吉本旅人氏（丸善（株）学術ソリューション事業部企画開発センター）、大滝英生准教授（神奈川大学経済学部）にお骨折りいただいた。ここに記して謝意を表したい。

補論：表 1-11 における公租公課の算出方法

業計複合体の分析では、多種類の公租公課を家業・家計のいずれの部門に計上するかが大きな問題となるが、満園論文ではかならずしもその考え方が明記されていない。そこで以下に、本稿で採用した公租公課に関する基本的な考え方を示しておく。

まず営業収益税の課税標準（純益金）を計算するにあたっては、「（営業用の場所又は営業用物件）にかかる公課、（中略）其他営業上の公課」（勝『営業収益税の話』の 217 頁）を必要経費に算入することが認められている。具体的には、「営業収益税は必要経費に算入されるが、所得税は仮令ひそれが営業所得だけに課された場合でも必要経費に算入されない」ほか、「営業場のための地租は申請に依つて営業収益税から差引控除することになつて居るので、この申請があつた場合には税額で控除する代りに、必要経費の方へは算入しない（税法第 10 條第 4 項）」（いずれも同書の 220 頁）としている。

この考えに従つて、表 1-11 の (30) 公租及公課として家業部門の租税を抽出すると、同調査票（裏面）の第三表のうち、国税では (2) 営業収益税、道府県税では (6) 営業税、(7) 雑税 [尚雑税トハ車税、金庫税、不動産取得税、扇風機税、商品切手発行税、搗碎税等営業ニ関シ課セラレタ府県税ヲ言ヒマス]、市町村税では (9) 特別税 [尚特別税トハ商品切手発行税、金庫税、備人税、電気扇風機税等営業ニ関シ課セラレタ市町村税ヲ言ヒマス]、(11) 商工会費、(12) 商工会議所賦課金、(13) 同業組合賦課金、(14) 商業組合分賦金、(15) 其ノ他ノ組合費、(16) 其ノ他 [道路負担金、区画整理負担金等営業ニ関シ昭和十年一月一日ヨリ同年十二月三十一日迄一ヶ年間ニ支出シタル総額ヲ記入シテ下サイ] を合計した金額となる。ここで [] 内は調査票（裏面）の補足説明であるが、そのうち (7) の搗碎税とは精米（=搗碎）業に対する営業税のことと推測される。

他方、家計部門の租税としては、国税では (3) 所得税、市町村税では (8) 戸数割が分類されるが、そのほかに (10) 町会費が追加される。このうち東京市内では戸数割は課税されていなかったから、市内に限ってみるとまったく考慮する必要のない租税である。このほか実物資産（土地、建物）に関する租税では、該当資産がどの部門に所有されているかによって扱いが異なってくる。すなわち (4) 地租、(5) 家屋税については、家計部門で土地、建物を所有している場合には家計部門で、家業部門で所有している場合には家業部門の租税（ただし地租は、上記のとおり営業収益税において税額控除が適用）とみなされる。煩わしい話だが、公租公課の算出にあたっては、これらの個別事情を租税ごとに考慮しなければならない。

なお満園論文では、同論文の注18)で「町会費は「商栄会自治会等」の会費とされており、商店街に立地する商店も多いことから、本稿では家業部門への公租公課とみなした」(満園論文の121頁)と記述しているほか、同論文の表3(同121頁)では可処分所得の計算にあたり第三種所得税のみが考慮されている。しかし筆者の研究によると、戦前期東京の町内会は、たしかに商店街を母体として設立されたものもあるが、その創立目的(旧市域)は「町内親睦発展」32%、「大震災」(災害時の共助)21%、「区画整理」12%、「衛生組合」11%といった、主に親睦やインフラ整備等を目的としていた(詳しくは、谷沢『近代日常生活の再発見』2009年の354頁を参照)。これらの目的に関する歴史的経緯から判断して、町会費は家計部門の公租公課とみなすほうが適切である。

このほかの理由として、店舗兼住宅の割合がかなり高いことや、家業部門で先述のように商工会費等の家業関連支出を把握していること、常識的にみて税務署側でも家業部門の費用として否認すると考えられること、も指摘しておきたい。このうち店舗兼住宅については、1930年代初頭に旧市域の全店舗数8万店のうち店舗兼住宅は5.3万店であったから、全体の7割弱に達していた(全店舗数は谷沢論文の表3-7、店舗兼住宅数は谷沢「個人小売商世帯において多収入ポケットの可能性をいかに把握するか?」の表2-23による)。この事実は、新規開業者にかぎらず営業年数のかなり経過した小売商でもこの形態が一般的であったことを示しており、町会費を家計部門に分類する立派な根拠となろう。

註

- (1) 谷沢弘毅「戦前期東京の個人小売商世帯における業計複合体の形成メカニズム—1930年代前半の商家経済の計量分析—」同『近代日常生活の再発見—家族経済とジェンダー・家業・地域社会の関係—』学術出版会、2009年；満園勇「昭和初期における中小小売商の所得構造—商外所得に着目して—」『社会経済史学』第79巻第3号、2013年11月。
- (2) 満園が使用した個票データは、『東京市内ニ於ケル小売業経営並ニ金融調査』東京商工会議所、1937年のものである。ただし同調査個票は現在、東京商工会議所に所蔵されておりこの現物を閲覧することはできないが、幸運にも『全国商工会議所資料 第I期 東京商工会議所関係資料』雄松堂書店、2010年のDisc No. 20(資料番号：6606~6617)に業種別にまとめて収録されている画像として入手できる。このため満園・筆者とも、このDisc画像にもとづき個票情報を分析している。
- (3) 満園「中小小売商の所得構造」の116頁。
- (4) 攝津彦彦「谷沢弘毅著『近代日常生活の再発見—家族経済とジェンダー・家業・地域社会の関係—』」『社会経済史学』第76巻第1号、2010年5月の125頁の右側。
- (5) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の276頁。
- (6) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の278頁。
- (7) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の297~298頁。
- (8) 満園「中小小売商の所得構造」の116~117頁。なお「多就業世帯の労働供給」という部分は、「世帯員の多就業による労働供給」の間違いだろう。
- (9) 1次史料、2次史料という区別は、そもそも通俗的な分類であり、明確な定義は存在していない。強いてあげれば、東大教養学部歴史学部会編『史料学入門』岩波書店、2006年のように、「史料批判の観点から、当事者がその時々に遺した手紙、文書、日記などを1次史料と呼び、第三者が記したそれらや後の記録を2次史料と呼んで(以下省略)」(同書、8頁)といった使用方法もあるようだが、この解説自体あまり適切とはいえないだろう。
- (10) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の215頁。
- (11) 表3-21は谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の275頁、図3-3は同論文の277頁。なお図3-3の物品販売業データは、基本的に資産家データではあるが、横軸の「家業の経常利益」(正確には商業所得)の最低金額が2,500円であるため、表1-12より判断すると、『小売業経営調査』の規模別区分では「中経営」の上位か「大経営」に位置しているだろう。さらに予想外に大きな商外所得に関する記述として、谷沢論文では以下の部分もあげられる。「もっとも後述のように、商家世帯では商業所得を大きく上回る商

- 外所得を得ていた可能性があり、このような家業部門の資金移転を多就業形態で乗り切っている可能性も想定される」(谷沢論文の259頁)。
- (12) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の275～276頁。なお谷沢データベースについては、谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済—高格差社会の個人計量経済史学』日本図書センター、2004年の第1章を参照のこと。このほか谷沢論文では、「小経営」等できわめて低所得にあった点をしばしば指摘しているが、そのなかで代表的な部分をあげると以下のとおり。「ところで1931年当時は、「辛うじて生活しつつある世帯の生活費」を示す第2種生活標準(いわば「生活保護基準」)の1ヵ月平均収入が、世帯人員4人では65円、5人では70円であったことに注目しておきたい。この金額から換算すると、1世帯当り年収は4人世帯で780円、5人世帯で840円となり、このような第2種生活標準額以下の世帯のことを要保護世帯といっていた。もし商業所得のみで生活しようとするならば、5,000円層以下に相当する個人小売商店6.5万箇所(全個人商店の94%)は、非常に厳しい生活水準を強いられていたことになる」(谷沢論文の252頁。ただし注番号は筆者が省略)。
- (13) 満蘭「中小小売商の所得構造」の133頁。なお満蘭論文では、しばしば「店舗」または「商店」を「業者」と表記しているが、やや違和感が持たれる。以下ではいちいちこの用語に「ママ」というルビを振ることを省略する。
- (14) 満蘭「中小小売商の所得構造」の116～117頁。
- (15) 満蘭「中小小売商の所得構造」の116頁。
- (16) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の250頁。
- (17) このような問題を解決する一番簡単な方法は、満蘭論文における「小」、「小経営」を別の名称にすることであろう。こんな単純な解決方法は、容易に想像がつくはずであるが、満蘭がなぜおこなわなかったのか不思議である。このほか満蘭論文では、『小売業経営調査』を本文中と表4(同論文の123頁)で「経営調査」、表2(同論文の119頁)で「小売業経営調査」と表記し、『東京市商業調査書』を本文中と表4で「商業調査」、表2で「商業調査書」とするなど、名称の混乱が散見される。このため同人は、そもそも表記の不統一にさほど神経質となっていないのかもしれないが、同じ研究者として気になることである。
- (18) 満蘭「中小小売商の所得構造」の115頁。
- (19) 満蘭「中小小売商の所得構造」の116頁。
- (20) 満蘭「中小小売商の所得構造」の117頁。
- (21) 満蘭「中小小売商の所得構造」の119頁。
- (22) 満蘭「中小小売商の所得構造」の121頁。
- (23) 満蘭「中小小売商の所得構造」の129頁。
- (24) 満蘭「中小小売商の所得構造」の130頁。
- (25) 満蘭「中小小売商の所得構造」の133頁。
- (26) 満蘭「中小小売商の所得構造」の133頁。
- (27) 満蘭「中小小売商の所得構造」の133頁。
- (28) 満蘭「中小小売商の所得構造」の119頁。
- (29) 満蘭論文の分析手法で、他の資料等で分析結果を確認しない事例は、谷沢弘毅「個人小売商世帯において多収入ポケットはいかなる事情で成立したのか?—満蘭勇論文を手掛かりとして(2)」『商経論叢』第51巻第3号の第3～5節で詳しく論じられている。
- (30) 満蘭「中小小売商の所得構造」の128頁、注29)。
- (31) 満蘭「中小小売商の所得構造」の133頁。
- (32) まったく同様の主張は、渡邊孝一郎「中小小売業研究の展開と課題—戦前期における中小小売商問題を中心に—」新潟産業大学東アジア経済文化研究所編『ディスカッションペーパー』第39号、2013年11月の3～4頁で論じられている。
- (33) 攝津齊彦「戦間期における中小小売商の雇用吸収と信用不安—「中小商業問題」の一側面—」『社会経

- 済史学』第72巻第2号, 2006年7月の80頁。
- (34) 攝津「戦間期における中小小売商の雇用吸収」の81頁。
- (35) 満蘭は、比較にあたって採用した収益等を谷本雅之「近代日本の女性労働と「小経営」氏家幹人・桜井由幾・谷本雅之・長野ひろ子編『日本近代国家の成立とジェンダー』柏書房, 2003年の174~176頁より入手している。なおこの原データは、東京市役所編『東京市・工業調査書』同所, 1934年, 同『第9回 東京市産業統計年鑑 昭和13年版』同所, 1938年, 同『第4回 東京市労働統計実地調査 昭和8年』同所, 1935年, 同『東京市 勤労階級家計調査』同所, 1934年, 同『東京市 内職調査』同市社会局, 1936年である。
- (36) 満蘭「中小小売商の所得構造」の124頁。このほか満蘭論文では、工業部門との比較を資本金規模別に議論しているが、自営業のような家族企業の多い業態では従業員規模別に分析すべきであろう。つまり分析アプローチが適切とはいえない問題点もある。
- (37) 満蘭「中小小売商の所得構造」の133頁。
- (38) 満蘭「中小小売商の所得構造」の125頁。
- (39) 史学会編『史学雑誌』123編第5号(2013年の歴史学界)の164頁。
- (40) 中西啓太の当時の肩書は『史学雑誌』123編第5号より入手, 現在の肩書と研究分野は名古屋商科大学HP(2015年12月現在)の教員紹介欄より入手した。満蘭も同じ東大文学研究科の出身であるから, おそらく両者は先輩後輩の関係として面識があったものと推察される。この事実は, 中西が満蘭に対して好意的なコメントを書く可能性があることを示唆している。
- (41) 以下の文章は, 内池康吉『小売業統制論』同文館, 1938年の第1章第1節「小売市場の不完全性」の要約である。なお同書は, 谷沢「多収入ポケットの可能性」の第4節4.1.でも取り上げているので参照されたい。
- (42) 内池「小売市場の不完全性」の26頁。
- (43) 岩田仵「我国に於ける小売商問題—配給組織論への理論的反省—」『三田学会雑誌』第32巻第12号, 1938年12月の101~102頁。
- (44) 当時の統計部局の整備状況は, 平野隆「『東京市臨時商業調査』と昭和戦前期の中小商業政策: 1929-37」川合隆男編『近代日本社会調査史(Ⅲ)』慶應通信, 1994年の197~198頁が詳しい。
- (45) 平野「東京市臨時商業調査」の219頁。
- (46) 東京市役所編『東京市商業調査書』同市, 1933年の緒言1頁。
- (47) 『東京市公報』の1932年3月10日号。
- (48) 『商業調査書』の9頁の「商業調査書類検査手順」による。
- (49) 売掛金・買掛金等の問題点については, 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の215頁を参照のこと。
- (50) 『収益調査』のデータは同書の8頁, 『商業調査書』のデータは谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の230頁, 235頁より入手した。
- (51) 例えば, 戦前期の代表的な統計類を解説した, 相原茂・鯨島龍行編『統計日本経済—経済発展を通してみた日本統計史』筑摩書房, 1971年では, 『東京市商業調査書』, 『大阪市商業調査書』が紹介されているにすぎない。その理由は, 商家世帯の家計調査にほとんど関心がなかったことが一番大きな要因であろう。現在でもこのような状況は基本的に変っていない。
- (52) 『収益調査』の「例言」による。
- (53) 以上の引用部分は, いずれも東京商工会議所編「小売業経営並ニ金融調査ニ関スル懇談会 昭和11年3月25日」雄松堂書店版『全国商工会議所資料 第I期』Disc No. 23(資料番号: 7308)に保存されている印刷資料である。
- (54) 東商編「小売業経営並ニ金融調査ニ関スル懇談会 昭和11年3月25日」に保存されているタイプ打ち資料。
- (55) 平野「東京市臨時商業調査」の217頁。
- (56) 東商の小売商問題特別委員会の関連資料は, 雄松堂書店版『全国商工会議所資料 第I期』Disc No.

- 17 (資料番号：5139 等) に保存されている資料を参照のこと。
- (57) 平野「東京市臨時商業調査」の 200～201 頁。
- (58) この数字は、『小売業経営調査』の 1～2 頁の「凡例」による。
- (59) 初期家計調査については、谷沢弘毅「第 2 章 初期家計調査の記帳バイアスと性別役割分業仮説の再考—対象世帯と研究者がもつジェンダーバイアス—」同『近代日常生活の再発見—家族経済とジェンダー・家業・地域社会の関係—』学術出版会、2009 年、谷沢弘毅「第 5 章 低中所得世帯における生活行動の特徴—就業・消費行動を中心として—」同『近代日本の所得分布と家族経済』が詳述している。是非、参照されたい。
- (60) 以下の現行の経済統計については、谷沢弘毅『現代日本の経済データ』日本評論社、1997 年、同『コア・テキスト 経済統計』新世社、2006 年が参考になる。
- (61) なお戦前期には、農林省以前にも斎藤万吉や帝国農会等が農家経済調査を実施していたが、いずれの場合も散発的・小規模な調査にすぎなかった。戦前期の農家経済調査の変遷については、尾関学・佐藤正広「戦前日本の農家経済調査の今日的意義—農家簿記からハウスホルドの実証研究へ—」一橋大学経済研究所編『経済研究』第 59 巻第 1 号、2008 年が参考になる。
- (62) 大槻正男の農業簿記については、大槻正男『農業簿記原理』高陽書院、1941 年（本書では、大槻正男『農業生産費論考、農業簿記原理』(昭和前期農政経済名著集、第 16 巻) 農山漁村文化協会、1979 年を利用)。
- (63) 以上の点について、詳細は谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の 215～216 頁を参照のこと。
- (64) 詳しくは、谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の 229 頁を参照。また久保田秀樹『「日本型」会計規則の変遷』中央経済社、2008 年の 24 頁も参考になる。
- (65) 『商業調査書』から商家経済の P/L, B/S を推計する方法は、谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の 238～259 頁を参照。
- (66) これらの引用部分は、『通商政策史資料 オンライン版』(第 1 回配本) 丸善、2015 年の請求番号 (分館-12-107-00・平 23 経研 01795100) の 3 頁より入手した。
- (67) 詳しくは、谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の 225～228 頁。特に、226 頁の表 3-3 は、先行研究でも取り扱っていない斬新なデータであろう。
- (68) 以下の農業簿記や商業簿記の研究動向については、谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の 298 頁の註(2)を参照。
- (69) 大学の農学系学部では、「農業簿記」のほかに「農業会計学」といった類似の授業科目があるが、これらはいずれも農業部分のみの会計学分野にすぎない。また「農業簿記」を科目に加えている大学でさえ、数が限定されている。
- (70) 以下の 1930 年代における商工省を中心とした財務諸表の定式化に関する動きは、久保田秀樹「経理近代化の原点としての商工省「財務省表準則」」『彦根論叢』第 330 号、2001 年 3 月の 85, 87, 90, 99 頁を参照した。
- (71) 久保田「経理近代化の原点」の 85 頁。
- (72) 設置当初の委員は、委員長神戸のほか、荒木光太郎^{みつたろう} (東京帝大教授)、内池廉吉 (東京商大教授)、谷口吉彦 (京都帝大教授)、中西寅雄 (東京帝大教授)、服部文四郎 (早稲田大教授)、平井泰太郎 (神戸商大教授)、本位田祥男 (東京帝大教授)、増地庸治郎 (東京商大教授)、向井鹿松 (慶應大教授)、村本福松 (大阪商大教授) の 10 人であった。詳しくは、村本福松『小売商困窮の意味と困窮原因の所在—経営適限型の認定—』同文館、1937 年の 3 頁を参照。このうち荒木・中西・本位田は、東大経済学部内ではいわゆる改革派 (中心人物は土方成美・本位田祥男) に分類され、1938 年 5 月には「経済国策」に協力して経済統制を訴える「戦時経済研究会」を結成していた。このような人間関係が、委員の選定にあたって大きく影響していたと思われる。
- (73) 勝正憲の主要な著書 (いずれも単著) として、『税の話』千倉書房、1930 年；『企業と租税』(商学全集 [第 31 巻]) 千倉書房、1930 年；『印紙税の話』千倉書房、1937 年；『所得税の話』千倉書房、1937

年；『営業収益税の話』千倉書房，1937年；『相続税の話』千倉書房，1937年；『日本税制改革史』千倉書房，1937年；『税の話』千倉書房，1937年；『税制改革と納税者』千倉書房，1937年；『新税の話』千倉書房，1938年；『所得税及法人税』千倉書房，1942年；『税〈昭和23年増補版〉』千倉書房，1948年がある。このほか西田一信著，勝正憲校『改正所得税法要覧』巖松堂書店，1920年；井上準之助著，勝正憲編『国民経済の立直しと金解禁』千倉書房，1929年；勝正憲編『税法類纂〔昭和11年版〕』平凡社，1936年などもある。

- (74) 勝『営業収益税の話』の225頁。なお勝の言う家族・家族員とは、あくまで同一建物内に居住する血族集団のことであり、世帯・世帯員（同一建物内に居住する人的集団）ではない。それゆえ家族に住込や使用人を加えることで世帯が形成されると考えるべきかもしれない。ただし本稿のタイトルで使用している「個人小売商世帯」の世帯とは、慣例的な用法をそのまま使用して実質的には家族のことであるため、混同しないように注意して欲しい。満蘭論文では、このような混同を避けるためか、そのタイトルで「中小小売商」として家族又は世帯という用語を削除している。このような使用例も当然考えられるが、しかし本テーマは家族経済という経済単位にもとづいて分析を進めていることから、家族または世帯という概念を除外すべきではなかろう。
- (75) 神戸正雄「中小商工業者税負担の問題」京都帝国大学経済学会編『経済論叢』第41巻第5号，1935年11月の9～10頁。
- (76) 勝『営業収益税の話』の219頁。
- (77) 勝『営業収益税の話』の223頁。
- (78) 勝『営業収益税の話』の223頁。
- (79) 売上値引高，売上戻り高については，武田隆二『最新財務諸表論（第11版）』中央経済社，2008年の358頁を参照。なお現在は，「財務諸表等の用語，株式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財規ガイドライン）の72-1によって，売上高から控除することとされている。
- (80) 神戸「中小商工業者税負担」の10頁。
- (81) 勝『営業収益税の話』の8頁。
- (82) 営業収益税の個人事業者における課税対象19業種とは，物品販売業，銀行業，無尽業，金銭貸付業，物品貸付業，製造業，運送業，倉庫業，請負業，印刷業，出版業，写真業，席貸業，旅人宿業，料理店業，周旋業，代理業，仲立業，問屋業である。この業種数をみると，営業収益税がきわめて広範な事業所得課税であったことが理解できよう。
- (83) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の224頁。
- (84) 勝『営業収益税の話』の217頁。
- (85) 水野忠恒『租税法〔第4版〕』有斐閣，2009年の11頁。金子宏『租税法』第十五版の78頁も参照。
- (86) 以下の話は，汐見三郎「営業税と営業収益税」京都帝大経済学会編『経済論叢』第26巻第3号，1928年3月の147～148頁による。
- (87) 帰属計算に関する厳密な定義は，かならずしも確定していないようであるが，とりあえず本稿では「経済的サービスを受益しているにもかかわらず，その対価が支払われていない現象に対して，市場価格等により調整して受益・負担の関係を明確にする計算」と定義しておく。この定義より，「本来の収入・費用のいずれかに帰属させる計算」という意味に転じたと考えられる。
- (88) 満蘭「中小小売商の所得構造」の121頁。
- (89) 『商業調査書』の23頁。
- (90) 『商業調査書』の23頁。
- (91) 『商業調査書』の23頁。
- (92) 満蘭「中小小売商の所得構造」の127頁。
- (93) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の282頁の表3-22。
- (94) 満蘭「中小小売商の所得構造」の118頁の注10)。
- (95) 神戸正雄『小売営業の課税問題』同文館，1938年の8頁。おそらく収益決定額は，業種別に売上高総

- 利益率を決め、その比率を売上高に掛けて算出していた可能性があるが、この点も情報収集の大きなポイントとなろう。また同金額が、所得税調査委員のような地域の顔役によって決まっていた可能性も否定できないだろう。
- (96) ただし旧営業税から営業収益税への税収額の変化は、法人事業者と個人事業者では異なっていることに注意して欲しい。すなわち1927年9月におこなった大蔵省の調査によると、物品販売業の営業収益税の税収は旧営業税のそれと比べて、法人事業者は41.0%減、個人事業者は40.4%増となり、税収増は個人事業者に限った話であったという。詳しくは、石井裕晶『制度変革の正路経済過程—戦前期日本における営業税廃税運動の研究』早稲田大学出版部、2014年の354頁を参照。
- (97) 満蘭「中小小売商の所得構造」の120頁。
- (98) 満蘭「中小小売商の所得構造」の124頁。
- (99) 攝津「谷沢著『近代日常生活の再発見』」の126頁の左側。
- (100) 攝津「谷沢著『近代日常生活の再発見』」の126頁の右側。
- (101) 満蘭「中小小売商の所得構造」の121頁。
- (102) 満蘭「中小小売商の所得構造」の116頁。
- (103) 『農業経営動向統計（旧農家経済調査）』の統計体系については、谷沢『現代日本の経済データ』の73頁の図3-1を参照。なおこの図では、収入と支出の位置関係が一般的な形式と逆になっているが、これは損益・財政の両面を一体的に説明しやすいうように変更したためにすぎない。特段、意味を持たせているわけではないことに留意されたい。以後、商家経済体系もこの流儀で説明していく。なおこの図1-6の年計表のほかに、日々の収支を記帳する日計簿がある。そこでは単式簿記方式で記帳されているため、年計表とはまったく異なる調査票である点に注意して欲しい。
- (104) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の211頁。商家経済の把握方法については、同論文の210～213頁の「2.1 商家経済の把握方法」が詳しい。
- (105) 業計複合体の英訳は、あくまで暫定的な訳にすぎない。もし本稿と異なる訳を使用する際には、筆者まで連絡して欲しい。
- (106) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の210頁。
- (107) 丸山義皓『企業・家計複合体の理論』創文社、1984年。なお丸山は近年、新たな研究成果として Yoshihiro Maruyama and Tadashi Sonoda, *A Theory of the Producer-Consumer Household: The New Keynesian Perspective on Self-Employment*, Palgrave Macmillan, Basingstoke, UK, 2011 を共著で出版している。ここでは「企業・家計複合体」という用語に代えて、新たに「生産者・消費者家計」といった用語を使用しているが、その対象とする世帯は前著と同様に自営業世帯である。当書については、浅田統一郎による書評「丸山義皓・園田正『生産者・消費者家計の理論—自己雇用の新ケインズ学派的見方』」『経済研究』第66巻第4号、2015年があるが、内容はともかく30年ぶりに研究テーマの名称（日本語名）を変更する必然性がどこにあったのか、やや疑問ありの感じは否めない。用語の変更が、かえって実態をわかりづらくさせたように思われる。
- (108) 両部門の名称は、丸山『企業・家計複合体の理論』の14頁を参照。企業部門のことを「家族企業」と呼ぶ場合もある。また「企業・家計複合体」の定義は、同書の4頁に掲載されている。
- (109) 加古敏之「書評：丸山義皓『企業・家計複合体の理論』」『経済研究』第36巻第3号、岩波書店、1985年7月の281頁。
- (110) 丸山『企業・家計複合体の理論』の4頁。ちなみに丸山は、家族企業と資本主義的企業の2つのタイプの企業で構成された経済を、「二重経済」(dual economy)と呼んでいる。通常の大企業と中小企業で構成された二重経済と意味が異なる点に注意して欲しい。
- (111) 主婦労働等の無償労働については、93 SNA 統計上ではデータが公表されていないが、過去にはその具体的推計作業がおこなわれた。代表的な報告書として、内閣府社会経済総合研究所編『無償労働の貨幣評価の調査研究』平成21年3月、佐藤勢津子「SNAにおける無償労働の貨幣評価と家計勘定」(2014年博士(経済学)学位請求論文)などがあげられる。なお戦前の農林省『農家経済調査』では「家事収入」

- と「家計費」にそれぞれ「現物」という項目があるほか、戦後の『農業経営動向統計』でも家計費のうちに「生産現物家計消費」という項目があるなど、すでに帰属計算をおこなう考え方が導入されていた。戦前期の農林省『農家経済調査』については、農商省農政局編『自昭和七年度至昭和十六年度 年次別農家経済調査成績』農林統計協会、1942年を参照。
- (112) 武田『最新財務諸表論』の775～776頁（この点は、谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の225頁も参照）。
- (113) 付加価値の定義は、谷沢『現代日本の経済データ』の144～146頁が詳しいが、現行の統計類では付加価値の把握方法が複数ある点は指摘しておきたい。もちろん雇人（住込等を含む）のいる世帯では、付加価値＝純益金＋雇人給料等となるが、以下ではこの雇人給料等は少額であるため、考慮せずに議論をおこなっていく。
- (114) 厳密に言えば、住込み等の労働者の給料等はこの金額から控除されているが、小規模店ほど家族従業員に依存する比率が高いから、とりあえず住込み等の費用部分は無視して考えて欲しい。
- (115) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の212頁の図3-1の（注）4。
- (116) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の212頁の図3-1の（注）5を一部修正。
- (117) 資産純増ベースの所得概念については、谷沢『コア・テキスト 経済統計』の184～186頁の「理論上の所得」を参照のこと。またこのような所得定義で統計調査のデータを修正した代表的論文として、高山憲之ほか「日本の家計資産と貯蓄率」経済企画庁経済研究所編『経済分析』第116号、1989年があげられる。
- (118) もちろんここでの所得概念は、『農業経営動向統計』に合わせた概念にすぎない。
- (119) 農業では無形固定資産は存在しない、と割り切って良いものかどうかは議論の余地があろう。なぜなら京野菜のように、独自の種子や高度な栽培技術、栽培に適した土壌等を必要とする希少な作物を栽培する場合には、それらの栽培技術等を一体的に無形固定資産とみなすことができるのではなかろうか。また希少種の和牛や鶏なども同様に考えることができる。それにもかかわらず『農業経営動向統計』で無形固定資産が存在しない最大の理由は、その推計方法が確立していないからと思われる。
- (120) 土地の評価方法については、日本不動産鑑定協会編『新・要説不動産鑑定評価基準』住宅新報社、2010年を参照。
- (121) 純資産の定義については、武田『最新財務諸表論』の632～633頁が詳しい。
- (122) 「無断で使用」、「借用」といった用語を、かならずしも筆者は納得して使用しているわけではない。他にもっと適切な用語があるかもしれないが、たんにこの分野の法律専門知識がないため、とりあえずさほど違和感のない用語を使用しているにすぎない。
- (123) 満蘭「中小小売商の所得構造」の124頁。
- (124) 現行の会社法では、「利益処分（案）」がなくなり「株主資本等変動計算書」に変更されたが、本稿の基本的考え方は旧法にもとづき説明することが便利と思われるため、あえて「利益処分」を使用している。なお店主が1人で店を切り盛りする場合には、実質的に家族従業員とみなすことも可能である。この場合には、家族従業員給料に店主の報酬（ただし賞与は除外）を入れることとなる。ただしこのように考えると、利益処分によって商業経済余剰を家計部門に移動する措置がわかりづらくなるため、あえて店主を家族従業員から除いて議論を進めることとする。
- (125) 現行の93SNA統計における公務の推計方法については、内閣府HPの国民経済計算（GDP統計）の「最近の推計方法変更などに関する説明資料」における「推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）」の19頁にある、政府最終消費支出の雇用人報酬の推計方法を参照のこと。
- (126) 満蘭「中小小売商の所得構造」の120頁。
- (127) 満蘭「中小小売商の所得構造」の116頁。
- (128) 谷沢「戦前期東京の個人小売商世帯」の276頁。
- (129) 村本福松『小売商困窮の意味と困窮原因の所在—経営適限型の認定—』同文館、1937年。
- (130) 以上は、村本『小売商困窮の意味』の14～15頁である。